

令和2年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

令和2年8月28日（開会）

令和2年9月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和二年第三回定例会会議録

(令和二年九月)

垂水市議会

## 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（8 月 2 8 日）（金曜日）

1. 開 会 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	4
1. 諸般の報告 .....	4
1. 報告第 1 0 号 上程 .....	8
報告	
1. 報告第 1 1 号～報告第 1 3 号 一括上程 .....	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 4 3 号・議案第 4 4 号 一括上程 .....	1 8
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 4 8 号～議案第 5 1 号 一括上程 .....	2 0
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 5 2 号 上程 .....	2 2
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 5 3 号 上程 .....	2 3
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 5 4 号～議案第 5 9 号 一括上程 .....	2 6
説明、質疑	
議案第 5 4 号 総務文教委員会付託	
議案第 5 5 号～議案第 5 9 号 産業厚生委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について .....	2 9
1. 日程報告 .....	3 0
1. 散 会 .....	3 0

---

### 第 2 号（9 月 8 日）（火曜日）

1. 開 議 .....	3 2
1. 諸般の報告 .....	3 2
1. 一般質問 .....	3 3
川越 信男 議員 .....	3 3
1 新型コロナウイルス感染拡大における学校の対応について	

- (1) これまでの学校行事等の実施状況や今後の取組への対応について
  - (2) 学校の児童生徒や職員が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者と特定された場合の対応について
  - (3) 感染者や濃厚接触者が出た場合の誹謗中傷や差別・偏見等に対する対応について
- 2 道の駅たるみずはまびらのホテル建設について
- (1) 現在の進捗状況について
- 3 本城川の寄り洲除去について
- (1) ここ数年間の寄り洲除去の実績について
  - (2) 本年度の計画箇所と規模について
  - (3) 要望活動について
- 4 環境整備班について
- (1) 環境整備班の現状と1年間の対応件数について
  - (2) 作業機械の導入について
  - (3) 農林課所管における環境整備班への依頼状況について
  - (4) 環境整備班の拡充について
- 堀内 貴志 議員 ..... 4 1
- 1 新庁舎建設について
- (1) 住民投票の結果を受けて
  - (2) 現庁舎の耐震基準について
  - (3) 今後の方向性について
    - ア 建設場所の見直しと財政的な見通しは
- 2 コロナ禍での高齢者等の見守り活動について
- (1) 見守り活動の現状について
  - (2) 見守り活動の重要性と問題点について
  - (3) 今後の見守り活動について
- 3 地域猫の対策について
- (1) 現状実態の把握と対策
  - (2) 地域猫活動の推進
    - ア 地域猫の不妊手術費用助成事業
- 梅木 勇 議員 ..... 5 2
- 1 7月豪雨災害について
- (1) 被害の状況について
  - (2) 復旧について

- (3) 災害防止対策について
- 2 道の駅及び森の駅について
  - (1) コロナ発生に伴う対応・状況について
  - (2) 施設整備について
  - (3) 指定管理者募集状況について
- 前田 隆 議員 ..... 6 1
- 1 コロナ禍の観光対策 千本イチョウについて
  - (1) シャトルバスを運行する場合の対応と周遊観光について
    - ア 駐車場、バスでのコロナ等対応
    - イ 周遊観光案内とメディア等への情報発信について
  - (2) 運行しない場合の駐車場問題等について対応は
- 2 災害時の避難場所の課題
  - (1) 避難所の備品等購入数量について
    - ア 購入数量の判断基準と数量確保は大丈夫か
  - (2) 浸水区域・土砂災害警戒区域の避難で望まれる安全な駐車場の確保  
(段のゴルフ場跡地、タイヨー駐車場)
- 3 本年度予算について
  - (1) 新庁舎建設・国体関係・イベント予算など中止・延期に伴う執行停止  
予算の総額はいくらになるか
  - (2) 減額補正予算は、いつ提出するのか。また、どんな処理をするのか
  - (3) 市有施設整備基金積立について
  - (4) 地方創生臨時交付金充当残額の活用について
- 森 武一 議員 ..... 6 8
- 1 新型コロナウイルス感染症対策としてのインフルエンザ予防接種について
  - (1) 接種率の目標値とどのように市民に周知徹底するのか
  - (2) 全国的にインフルエンザワクチンが足りなくなることが想定される  
が、市としてどのような対応を考えているか
- 2 G I G Aスクール構想について
  - (1) 本市の理念と目標
  - (2) 授業への I C T 導入について
  - (3) 教育環境の整備について
  - (4) 校務への I C T 導入状況について
  - (5) ランニングコストについて

(6) 卒業や転校時のデータの取り扱いについて	
(7) コロナによる臨時休業時の対応について	
(8) 家庭環境による通信環境の違いを埋める政策	
3 様々な政策課題へのICTの導入について	
(1) 産業、医療・介護分野などの様々な政策課題へのICT導入に向けた政策策定状況について	
4 新庁舎建設計画について	
(1) 白紙化を受けての今後のスケジュールについて	
(2) 国からの10億円の支援の内訳は	
(3) 合併を考えているのか	
(4) 庁舎を建てることはできないとする根拠とは	
新原 勇 議員 .....	81
1 Go To Eatキャンペーン事業について	
(1) 現状について	
(2) 今後の取組について	
2 垂水市農水産物について	
(1) 垂水市水産物販売促進緊急対策事業について	
ア いくらで売り出し何食分の予定か	
(2) 農水省井元気いただきますプロジェクトについて	
ア 本市の取組は	
(3) ふるさと納税返礼品の取組について	
3 公共(税金)料金のペイジー及びコンビニ納付について	
(1) 銀行振込の加入率について	
(2) ペイジー及びコンビニ納付に対する経費について	
4 新庁舎建設について	
(1) 白紙とはどこまでを言うのか	
(2) 今後の取組について	
1. 日程報告 .....	87
1. 散 会 .....	87

---

第3号(9月9日)(水曜日)

1. 開 議 .....	90
1. 一般質問 .....	90
持留 良一 議員 .....	90

- 1 新庁舎建設の総括と今後の取組について
  - (1) 住民投票をどのように評価されているか
    - ア どのような意義があったか
    - イ 今後の住民と市との関係づくりについてどう活かすか
  - (2) 新たな新庁舎建設へ向けての基本的な考え方や方針は
- 2 新型コロナウイルス対策～感染予防と救済対策
  - (1) 感染予防 PCR等検査
    - ア 医療・介護・福祉・保育所等の関係者の社会的検査を進めていく必要があるが、考えと具体化は
    - イ 医療・介護分野への支援
      - (ア) 医院や歯科医院及び介護施設等への影響は
      - (イ) 支援（減収があった場合）の必要性と具体化は
      - (ウ) 感染者となった要介護者が必要な介護が受けられる体制づくりと支援（財政面での支援も含め）は
    - ウ 妊婦のPCR検査については、自己負担をなくし、すべての妊婦を対象に実施すること（里帰り出産も）は  
～妊婦の不安を解消し、医療従事者らの感染を防ぐことにもなる
  - (2) 持続化給付金～くらしと営業（営農）をまもるため、一人も取り残さない対策と取組を
    - ア 持続化給付金（国）の現状と対策
      - (ア) 手続きの現状と課題
      - (イ) 「宣言」解除後の経済状況と対策の必要性は  
～飲食業・ホテル等の宿泊業・旅行業等  
～建設業や製造業は  
～持続化補助金（小規模持続化補助金）や独自の支援策で感染症拡大の防止策への支援を
    - イ 農家の持続化給付金への取組と対策
      - (ア) 「所得を申告しているほぼ全ての農業者が対象になると理解」（農林水産大臣）答弁。  
どのような取組になっているのか。課題と対策の必要性は
- 3 災害対策
 

豪雨災害（土砂災害）と再開発対策（旧ゴルフ場の再開発～太陽光発電事業）

開発（再開発）から、災害防止や景観、自然環境を守るための取組

- (1) 現状の把握と市としての取組は
  - ア 今後の事業（太陽光発電事業では）への取組の把握は
- (2) 開発から、災害防止（土砂流出・濁水等）や景観、自然環境（動植物の生息・生育環境の保全等）を守るための市として取り組む考え方や方向性の具体化は
  - ア 市としての考えと具体化の必要性は（霧島市～ガイドライン）
- 4 交通対策～地域公共交通政策の前進のために
  - 障がい者・高齢者など交通弱者対策と人権としての「交通権・移動権」が保障された持続可能な地域づくりを
  - (1) 交通対策課題について
    - ア 乗合タクシー アンケートの要望と改善～利用者の要望は実現したか。課題は
    - イ 牛根、新城方面の路線バスの補助の検討を（指宿市の取組の事例）
    - ウ 重度障害者タクシーへの助成を（南大隅町の取組の事例）
      - ※現行、タクシー原則一割引き
  - (2) 「すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動の保障」をどうつくっていくかが問われている。安心できる地域をどうつくっていくか。考え方と方向性について（始良市・指宿市～地域公共基本計画を策定して考え方を示し、政策的に取り組んでいる。）

北方 貞明 議員 ..... 1 0 3

1 飼い犬について

- (1) 犬の登録数について
- (2) 登録犬の狂犬病予防接種率は
- (3) 未登録犬の実態調査について

2 道の駅たるみずはまびら・森の駅について

- (1) 今年の同時期との比較について
- (2) 森の駅のキャニオニングと道の駅たるみずはまびらのマリンスポーツについて
- (3) 送迎用のバス運行について
- (4) 道の駅たるみずはまびらの隣接地のホテル建設について

3 住民投票結果について

- (1) 賛成、反対の各運動で感じたこと
- (2) 今後の取組について

池山 節夫 議員 ..... 1 1 1

- 1 市政について
  - (1) 新庁舎建設の白紙化について
  - (2) 現庁舎の安全性と耐震補強について
  - (3) 国の財政支援について
  - (4) 次の計画の実現性について
  - (5) 実現可能な代案について
  - (6) これからのまちづくりについて
- 2 学校教育について
  - (1) G I G Aスクールについて
  - (2) 自主欠席について
  - (3) 登校選択制導入について

川畑 三郎 議員 ..... 1 2 2

- 1 梅雨から現在までの災害の状況
  - (1) 災害状況は
  - (2) 9月補正で小浜大浜線が計上されているが、工事内容は
  - (3) 是井川の復旧の用途は
- 2 農林行政について
  - (1) 農地中間管理事業の現在の状況
  - (2) 水之上地区ほ場整備について
- 3 新庁舎建設の総括
  - (1) 今後について

1. 日程報告 ..... 1 2 8

1. 散 会 ..... 1 2 8

第4号（9月18日）（金曜日）

- 1. 開 議 ..... 1 3 0
- 1. 諸般の報告 ..... 1 3 0
- 1. 報告（令和元年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告について） ..... 1 3 0
- 1. 議案第45号・議案第48号～議案第51号・議案第53号～議案第59号  
一括上程 ..... 1 3 0  
委員長報告、質疑、討論、表決
- 1. 議案第60号～議案第68号 一括上程 ..... 1 3 6  
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査
- 1. 意見書案第7号 上程 ..... 1 3 7

説明、質疑、討論、表決

1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程 .....	1 3 7
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程 .....	1 3 8
閉会中の継続調査	
1. 国道整備促進特別委員会及び桜島火山活動対策特別委員会の閉会中の継続審 査の件について 上程 .....	1 3 8
閉会中の継続審査	
1. 閉 会 .....	1 3 8

令和 2 年 第 3 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
8 ・ 2 8	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
8 ・ 2 9	土	休 会	
8 ・ 3 0	日	〃	
8 ・ 3 1	月	〃	
9 ・ 1	火	〃	(質問通告期限：正午)
9 ・ 2	水	〃	
9 ・ 3	木	〃	
9 ・ 4	金	〃	
9 ・ 5	土	〃	
9 ・ 6	日	〃	
9 ・ 7	月	〃	
9 ・ 8	火	本会議	一般質問
9 ・ 9	水	本会議	一般質問
9 ・ 1 0	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
9 ・ 1 1	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
9 ・ 1 2	土	〃	
9 ・ 1 3	日	〃	
9 ・ 1 4	月	〃	
9 ・ 1 5	火	〃	
9 ・ 1 6	水	〃	
9 ・ 1 7	木	〃	委員会 議会運営委員会
9 ・ 1 8	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 1 0 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

報告第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度垂水市一般会計補正予算 (第 6 号) )

報告第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度垂水市一般会計補正予算 (第

7号) )

- 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度垂水市病院事業会計補正予算(第3号))
- 議案第43号 令和元年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第44号 令和元年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 議案第45号 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第48号 垂水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 案
- 議案第49号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第50号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案
- 議案第51号 垂水市印鑑条例の一部を改正する条例 案
- 議案第52号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第53号 令和2年度垂水市一般会計補正予算(第8号) 案
- 議案第54号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第55号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第56号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第57号 令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第58号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 案
- 議案第59号 令和2年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号) 案
- 議案第60号 令和元年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 令和元年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 令和元年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和元年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 意見書案第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

令和 2 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 2 年 8 月 2 8 日



本会議第1号(8月28日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和2年8月28日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において森武一議員、池山節夫議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月21日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月18日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月18日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和2年6月分及び7月分の出納検査報告がありましたので、写しをお手元

に配付いたしておりますので御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 7月臨時会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、7月の豪雨災害関係について御報告いたします。

まず、土木課関係でございますが、さきの臨時会におきまして、7月初旬の梅雨前線豪雨災害に関する対応を御報告いたしました。道路に流出した土砂状況や大型土のう設置などの応急対策を行いました箇所がおおむね70件あり、一部を除き作業は完了しておりますが、さらなる安全対策を行ってまいります。

また、国庫負担法による災害復旧事業で申請を行う件数といたしまして、道路7件、河川2件、合計9件となっております。9月14日から災害査定が鹿児島県内各所におきまして実施されますが、災害査定後は安心安全なまちづくりの観点から、早期の発注を図るよう指示しているところでございます。

次に、農林課関係でございますが、豪雨により土壌雨量が飽和状態となり、急斜面やのり面が崩壊し、また土砂の流出により道路の側溝や暗渠が閉塞したことから、あふれた土砂が農地へ流れ込むなどの埋設被害が発生いたしました。直ちに農道・林道・水路の土砂や流木を除去し、道路の開放や農業用水を通水する必要がありましたことから、市内業者に委託して応急的な復旧を行ったところでございます。

また、是井川護岸決壊や林道牛根麓線、二川線、白山線、海潟麓線でも災害が発生し、現在通行の安全が確保できるまで看板を設置して、通行止めの措置を取っているところでございます。

次に、農地・農業用施設災害復旧事業の申請件数についてであります。農地災害13.8ヘクタール、133筆、農業用施設災害19件となって

おります。特に、主食用米作付面積割で、市内の約50%を占める水之上地区で水稲に被害が発生しております。農林水産省九州農政局は、7月豪雨で被災した農地、農業用施設の復旧に向け、鹿児島県内の災害査定を7月31日より開始し、高城高寺平地区は、初日に災害査定官や九州財務局の立会官による査定が実施されております。この高寺平地区の用水路は、山腹のり面崩壊により埋塞し、下流の水田約10ヘクタールの稲の生育に影響が出るおそれがありましたことから、7月中旬に災害査定前の応急本工事を実施したところでございます。

また、7月19日と8月9日には、森山裕衆議院議員が新城地区と新御堂地区の土砂災害の現場を視察していただき、さらに同月12日には、同議員と共に進藤金日子参議院議員が水之上高城奥地区の水田への土砂流出被害現場を視察されました。その際に、被害状況についての説明と支援についてお願いしたところでございます。今後、営農活動の再開に向けて、早期復旧できるよう全力で取り組んでまいります。

なお、今回の豪雨による災害につきましては、8月25日の閣議におきまして、激甚災害として指定されることが決定しましたので御報告いたします。

次に、福祉課関係でございますが、7月4日付で本市は災害救助法が適用になり、被災された皆様に対して、応急的に必要な生活支援を行ったところでございます。あわせて、被災者生活再建支援法に定める自然災害にも認定されたことから、被災者生活再建支援制度が適用され、全壊した水之上地区の2世帯に対して、1世帯当たり支援金75万円が支給され、加えて鹿児島県より住家災害見舞金がそれぞれ10万円ずつ支給される予定となっているところでございます。

なお、7月臨時会でも報告させていただきましたが、市からのお見舞金10万円につきまして

は、既にお渡ししたところでございます。

次に、新型コロナウイルス関連につきまして、7月臨時会以降の取組状況について御報告いたします。

国からのマスク配布につきましては、垂水中央病院や市内26介護事業所に対して、4月に続き7月中旬から下旬にかけて、合計約3,600枚の2回目の配布があったところでございます。

また、福祉避難所に指定している介護施設8か所に対しまして、非接触型体温計が1本ずつ配布があったところでございます。

7月に入り、鹿児島市の接待を伴う飲食店において、県内初のクラスターの事例が発生した以降、与論町、鹿児島市内の介護事業者及び高齢者施設、直近では指宿市の医療機関と4つのクラスターが発生したこともあり、県内の感染者数は急激に増えて、8月28日現在351名となったところでございますが、幸いにして本市では、感染者はいまだ確認されておりません。これもひとえに、市民の皆様方の日頃からの感染対策や感染予防を行っていただいているおかげと感謝しているところでございます。

しかし、県内のみならず全国においても感染が拡大していることから、市民の皆様方に対しこれまで以上に気をつけていただくため、改めて感染予防の取組やマスク着用による熱中症対策のお知らせを全戸に配布させていただきました。

また、保健師による感染症予防の講話等をこれまで市内全小学校において実施してきましたが、鹿児島市において介護事業所や高齢者施設で集団感染が発生したことから、介護施設を含む介護事業所においても、感染症対策の研修の希望がありました事業所に対し、実施しているところでございます。

さらに、市内の保育所等においては、保育対策総合支援補助金を活用して、子供たちを守るために、新型コロナウイルス対策に必要な備品

や機材等を購入する手続を行っているところであり、また、児童クラブや子育て支援センターについても、施設の要望をお聞きしながら必要なものを市で購入し、支給する予定としているところでございます。引き続き、お一人お一人が感染予防に努め、今後も垂水市から感染者を出すことのないよう感染防止策に努めてまいります。

続きまして、市民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金について御報告いたします。

5月1日のオンライン申請受付開始から3か月間の申請期間を経て、8月19日をもって申請を締め切ったところでございます。本市の最終的な対象者は7,503世帯、1万4,467人となり、期間中7,483世帯、1万4,447人の方が申請され、20世帯20人の方が未申請でありました。未申請者の内訳を申し上げますと、申請前に亡くなられた単身世帯の方が12名、申請拒否をされた方が4名、居所不明の方が4名であります。最終の給付率は99.86%となり、本日8月28日をもって振込を完了いたします。

次に、経済対策について報告いたします。

本市独自の取組であります持続化給付金につきましては、商工業206事業者、垂水市漁協40事業者、牛根漁協30事業者、合計276事業者の申請があり、全ての申請事業者に対し給付を行ったところでございます。

また、商工業の景気回復を図る「コロナに打ち勝とう」プレミアム付商品券につきましては好評であり、予定しておりました2億4,000万円全て約4,000世帯の市民の皆様から購入していただき、市内商工業者の景気回復につながるものと考えているところでございます。

今後ともこの新型コロナウイルスに関しましては、市民生活及び市民経済の安定を図るため、スピード感をもって対応策を講じてまいりたいと考えております。つきましては、12月議会前に専決処分に対応させていただくこともあり得

ると思いますので、御了承いただきたいと思っております。

次に、垂水市庁舎建設に関する住民投票について御報告いたします。

令和2年7月10日の第2回垂水市議会臨時会の最終本会議において、現行の庁舎建設計画について、市民の皆様の賛否の意思を確認するために提案いたしました垂水市庁舎建設に関する住民投票条例を全会一致で可決していただきましたので、令和2年8月2日に垂水市庁舎建設に関する住民投票の期日を、令和2年8月9日と定める旨の告示をし、翌日から投票日前日まで期日前投票を実施いたしました。

投票結果につきましては、現行の庁舎建設計画に賛成が4,080票、反対が4,424票で、反対が賛成を344票上回るものとなりました。

なお、投票日当日の投票資格者数1万2,456人に対しまして、投票総数は8,574票で、投票率は68.83%でございました。この住民投票を実施するという思いに至りました経緯は、本年3月に実施設計が完了し、また6月の第2回定例市議会において、建設に関する予算を可決いただき、新庁舎の事業費や規模、機能や形など、お示しできる時期になったと判断しましたことから、主権者である市民の皆様の意思を最終確認し、その結果を尊重することで、市民の皆様と一緒に同じ方向を向いて取り組んでいきたいという思いで実施したものでございます。

今回の住民投票の結果を受けまして、私は当初申し上げておりましたとおり、新庁舎建設計画を白紙とすることといたしました。現実問題として、次なる計画に際しましては、庁舎建て替えの是非を含め、計画立案が難しくなったことは否めないと考えております。

まずは、市民の皆様と職員の安心安全を確保するために、現庁舎の安全対策を優先して検討してまいりたいと考えております。

また、具体的で実現可能な代案を議員の皆様

から伺いながら、さらには市民の皆様の御意見を参考にし、議員各位と共に連携を図りながら、庁舎問題についてはこれまで以上に慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、事前予約型乗合タクシーに関しまして、7月に書面により開催されました垂水市地域公共交通活性化協議会におきまして、新たな運行計画案が承認されましたので、10月1日から運行時間の変更や便数を増便して運行されることとなります。これは、昨年度の11月と3月に運行区域の住民や乗合タクシー利用者を対象に実施いたしましたアンケートによるニーズや、運行事業者会議における意見や要望等を踏まえた新たな運行計画に基づき運行されるものであり、利用者の方々の利便性の向上につながるものと考えております。

次に、水産商工観光課所管事項について御報告いたします。

毎年開催されております「たるみずふれあいフェスタ夏祭り」でございますが、新型コロナウイルス感染の影響により中止となりましたので、新型コロナウイルス感染の早期終息と疫病退散といたしまして、垂水市商工会青年部主催により、8月8日の午後8時に新城・中央・牛根の市内3か所で約5分間、1か所につき100発ずつの花火の打ち上げが行われました。3密を避けるため、打ち上げ場所につきましては、事前に周知はできませんでしたが、周辺の堤防沿いには子供や高齢者の皆さんなど、多くの市民の皆様が花火を御堪能いただくことができました。

特に、今回初めて打ち上げとなりました牛根、新城に関しては、大きな反響がありました。

次に、スポーツ合宿の受入状況でございますが、7月後半から8月にかけては、フェンシング日本代表アンダー20、アンダー17の合同合宿や、県内外の中高生12チーム参加によります桜島チャレンジカップサッカー大会が開催されました。これらの合宿に際しましては、新型コ

ロウイルス感染対策が十分に徹底され、選手、関係者や保護者の皆さんなど、多くの方々が本市に来ていただきました。

そのほか、鹿児島実業・鹿児島高校サッカー部、鹿児島商業高校剣道部、鹿児島女子高校剣道部など、合計14団体、滞在延べ人数は約2,700人となり、本市にとりまして大きな経済効果の一つとなっております。これまでの誘致活動並びに垂水スポーツランドのリニューアルや継続的な誘致活動の成果が現れておりますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、9月1日から30日までの間、鹿児島市の山形屋7階レストランにおきまして、昨年に引き続き、垂水食材のメニューによります垂水味だよりが開催される予定となっております。本市農水畜産物の販路拡大につながる契機となりますよう、今後も山形屋様との展開を継続してまいりたいと考えております。

また、毎年開催されております秋の産業祭につきましては、実行委員会において、新型コロナウイルス感染の影響により、中止の決定がなされたところでございます。

次に、教育関係についてであります。本年度も重点項目、教育委員会の充実のために、会議や会議録の積極的な公開など、情報の発信と収集に取り組んでおります。8月7日には、移動教育委員会と地域住民代表との意見交換会を牛根小学校で開催いたしました。

移動教育委員会は、教育委員が地域に出向いて定例会の会議を行うもので、今年は6名の地元の方々にも傍聴していただき、事務の点検・評価についての議案等の審議が活発に行われました。引き続き行われました教育委員と地域住民代表との意見交換会では、子供の健全育成のために、地域の特性を生かしながら学校と家庭、そして地域がどのように連携を図ればよいかをテーマに意見交換会が行われ、地元建設業者の

協力による完成検査の体験、地域の方々の協力を得てびわを育てジャムを作る体験、地域の人権擁護委員を招いての人権教室での学びなどを通じて、夢や憧れ、自信や乗り越えていく力を身につけることの大切さなど、地域の特性や教育力に根差した様々な視点での意見が出されたところでございます。

今後とも、このような活動を通じて、市民の考えや地域の実態を把握し、今後の教育行政の推進に生かしてまいりたいと考えております。

次に、学校教育課所管関係について御報告いたします。

4月から実施を延期しておりました中学1年生と3年生を対象とした「夢の実現！学びの教室」については、8月4日から開始し、35人の生徒が受講しております。生徒たちは夢や目標を持ち、分からない、解けない問題を講師に積極的に質問するなど、自身の学力向上のために熱心に取り組んでいると聞いております。

なお、この事業は、2月まで計16回実施する予定でございます。

また昨日と本日の2日間の日程で、小学5年生、6年生と中学生を対象に、「心ははればれ学習会」を実施しております。9月1日からの2学期を気持ちよく迎えるために、夏休みのまとめの学習に児童生徒が一生懸命取り組んでおり、コロナ禍ではございますが、児童生徒には明るく前向きな気持ちで2学期をスタートしてほしいと願っているところでございます。

次に、社会教育課関係についてであります。11月1日開催予定の第44回垂水市民文化祭並びに12月6日から13日に開催予定でありました「第7回和田英作・和田香苗記念絵画コンクール」につきましては、新型コロナウイルス感染の影響により、中止することといたしました。

また現在、関係各課におきましては、地区公民館や小学校、児童クラブにおきまして、ごみ分別やりサイクル、おはなし会や新型コロナウ

イルス感染予防策などの出前講座を行っているところでございます。

さらに図書館では、現在、戦争の出来事を語り継ぎ、風化させないために垂水大空襲のパネル展を開催しており、9月1日からは本市出身で「口を使い、心で描いた絵と言葉、北迫正治原画展」を27年振りに開催することとしております。

最後に、交通死亡事故の発生状況について御報告いたします。

8月11日、新城の国道220号線で高齢女性がトラックにはねられ死亡されるという事故が発生いたしました。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、市内で発生した今年3件目の死亡事故でありますことから、次の犠牲者を出さないために、鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力を賜りながら、交通安全対策のより一層の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第10号上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第10号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（濱久志） おはようございます。

報告第10号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和2年4月29日午後2時頃、堆肥センター勤務の公営施設管理公社職員が堆肥散布のため走行中、侵入車両を避けようと誤って道路側溝に脱輪した際

に、ブロック塀に衝突し塀を破損したものでございます。本件は、一方的過失であることから市が責任割合100%を負担し、損害賠償金としてブロック塀修理費4万4,880円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。所属長には、車の運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、報告第10号の報告を終わります。

△報告第11号～報告第13号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第5、報告第11号から日程第7、報告第13号までの報告3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第6号））

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第7号））

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第3号））

---

○議長（篠原静則） 報告を求めます。

○財政課長（濱久志） 報告第11号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和2年度7月豪雨による災害復旧事業や政府の新型コロナウイルス対策に係る令和2年度二次補正予算が6月12日に成立したことに伴い、事業の執行に急施を要したため、令和2年7月13日に令和2年度垂水市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定によ

り専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主なものといたしましては、農業用施設、公共土木施設等に係る災害復旧費、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業でございます。

今回、歳入歳出とも7億1,166万6,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は155億1,037万円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第2表、地方債の補正を御覧ください。

変更の内容でございますが、現年発生補助災害復旧事業及び現年発生単独災害復旧事業の借入れを右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入限度額を19億3,410万円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、10ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費9目介護保険事業費は、介護保険事業者等への新型コロナウイルス感染症対策用物品の配布に要する経費でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症対策として、各保育所等や子育て支援センター等が整備する保健衛生品等の購入費を補助する保育対策総合支援事業費補助金、新型コロナウイルス感染拡大防止補助金、ファミリーサポートセンター事業費及び独り親世帯に1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円給付するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、市単独に一人当たり1万円上乗せ給付するたるたるひとり親特別支援金の給付に要する経費等でございます。

5目放課後児童健全育成事業費は、学校の臨

時休業に伴い、放課後児童クラブを臨時的に開所した分に係る追加費用でございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目母子衛生費は、新型コロナウイルス感染症の感染の不安感から、窓口への来庁や訪問受入れをちゅうちょする妊産婦を対象として、オンラインによる保健指導等の実施体制を整備するためのノートパソコン、ヘッドセットマイク等の購入経費でございます。

3目予防費は、既存予算で今回補助対象経費となったことに伴う財源組替に加え、インフルエンザの流行時期を迎えるに当たって、インフルエンザ任意予防接種費用の補助を行うことでインフルエンザ発症者数減少につなげ、新型コロナウイルス感染症対策を行う医療従事者の疲弊や感染拡大による医療提供体制の崩壊を防ぐために要する経費、また政府の特別定額給付金の支給基準日以降に生まれた新生児に対して、新生児一人当たり10万円を支給するための新生児特別支援金でございます。

4目環境衛生費は、7月豪雨により新城地区の市の所有地にあります墓地に、土砂が流入したことに伴う土砂除去等に要する経費でございます。

11ページをお開きください。

3項病院費1目病院費は、既存予算で今回補助対象経費となったことに伴う財源組替に加え、透析治療が必要な患者のうち、発熱等の症状がある患者を別室で診察するための施設整備等に要する経費を、病院事業会計へ負担するものでございます。

6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、出荷量が減少したままである水産物について、販売促進の取組に支援を行うための経費でございます。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費は、既存予算で今回補助対象経費となったことに伴

う財源組替でございます。

同じく、3目観光費は、新型コロナウイルスの影響で10月に開催が予定されていた国体の延期等により、宿泊業者を中心とした観光関連企業に対する支援対策を行うための経費及び本市で民泊を実施する教育旅行関係者に特産品を贈呈し、ツーリズムの振興を推進するための経費、民泊受入家庭に手指消毒液等を配布するための経費でございます。

9款消防費1項消防費1目常備消防費は、救急隊員に対して新型コロナウイルス感染症への対応を講じるため、防護服等の新型コロナウイルス感染症対策セット、クールベスト等の購入に要する経費でございます。

同じく、5目災害応急対策費は、災害対策本部対応に係る時間外勤務手当の増額補正、また新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中で、災害避難所におけるウイルス感染を防ぐため、飛沫感染の防止のためのパーティションや夏季における熱中症防止対策の空調・換気のための大型扇風機購入に要する経費でございます。

12ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費3目学校教育事務費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入の減、アルバイト収入の減等のため学生生活に経済的な影響が出ていることから、垂水の特産品を垂水市出身の大学生等に宅配することで、全ての学生が平等に勉学を継続することができるように生活の支援を行うために要する経費でございます。

2項小学校費及び3項中学校費は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを最小限にできるように、市内小・中学校の施設環境の整備を図るため、学校机飛沫防止ガードや空気清浄機、アルコール消毒液等の購入に要する経費でございます。

5項社会教育費6目図書館費は、新型コロナウイルス感染症対策として、不特定多数が利用

する図書館書籍についても消毒の必要性があると思われることから、利用者の不安を取り除き、安心安全な図書の提供に資することを目的に、図書消毒機を導入するための経費でございます。

6項保健体育費3目学校給食費は、夏休みを短縮して授業を行う際の学校給食の実施について、調理場内での熱中症予防対策としてスポットクーラー、メッシュベストの購入に要する経費でございます。

13ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産施設単独災害復旧費の委託料は、的場地区農道・水路、是井川地区水路、高寺平地区水路及び農地災害、二川林道、牛根麓線、白山線の測量設計委託料。使用料及び賃借料は、農業用施設及び林道施設の土砂除去等に伴う重機借上料。工事請負費は、高城・的場地区、新城・神貫地区、ほか19件に係る工事請負費でございます。

同じく、2目農業用施設補助災害復旧費の職員手当等は、災害復旧業務に係る職員の時間外勤務手当。旅費、使用料及び賃借料につきましては、九州農政局でのヒアリング等に要する経費。工事請負費につきましては、是井川地区水路、的場地区農道・水路、高寺平地区水路及び農地災害15件に係る工事請負費でございます。

同じく、3目林業用施設補助災害復旧費の職員手当等は、災害復旧業務に係る職員の時間外勤務手当。旅費、使用料及び賃借料につきましては、林野庁でのヒアリング等に要する経費。工事請負費につきましては、二川林道、牛根麓線、白山線に係る工事請負費でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費の1目公共土木施設単独災害復旧費の委託料は、高峠線、元垂水原田線、中俣・市木線、浜平・大都線、塩入川に係る測量設計業務委託料。使用料及び賃借料は、道路及び河川の土砂除去等に伴う重機借上料でございます。

同じく、2目道路橋梁河川補助災害復旧費の工事請負費は、高峠線、元垂水原田線、中俣・市木線、浜平・大都線、塩入川に係る工事請負費でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして8ページからの歳入明細にありますとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、繰越金、市債を充てて収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第12号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

垂水市光ブロードバンド整備事業の執行に急務を要したため、令和2年8月18日に令和2年度垂水市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1億8,510万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、156億9,547万円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、7ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目電算費の負担金、補助及び交付金は、新城、柘原、牛根地区等、本市の光回線未整備エリアに、電気通信事業者が光回線の整備を行うために要する経費を補助するものでございます。

これに対する歳入は、戻りまして6ページの歳入明細にありますとおり、全額国庫支出金を充てて収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） おはようございます。  
報告第13号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

国の令和2年度第2次補正予算が6月12日に成立し、国から都道府県へ交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や国から地方公共団体へ交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充がなされたことに伴い、これらを財源とします垂水市立医療センター垂水中央病院における新型コロナウイルス感染症対策事業の執行に急務を要しましたので、令和2年7月13日に令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主な補正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に予断を許さない状況にある中、垂水市立医療センター垂水中央病院における感染防止対策を強化するため、予算措置を行ったものでございます。

1ページをお開きください。

第2条におきまして、収益的収入を101万2,000円、収益的支出を827万4,000円増額しております。

また、第3条におきまして、資本的収入及び支出額をそれぞれ391万1,000円増額しております。

2ページをお開きください。

実施計画でございますが、収益的収入において、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金を101万2,000円増額し、支出において1款病院事業費用1項医業費用1目経費を827万4,000円増額しております。

3ページをお開きください。

資本的収入において、1款資本的収入2項負担金1目他会計負担金を391万1,000円増額し、支出において、1款資本的支出2項建設改良費

1目固定資産購入費を307万6,000円、2目施設改良費を83万5,000円増額しております。

内容につきまして御説明申し上げます。5ページをお開きください。

収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入でございますが、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金の一般会計負担金は、国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

次に、支出でございますが、1款病院事業費用1項医業費用1目経費の備消耗品費は、防護服セットやフェイスシールドをはじめとする感染対策用備消耗品で、修繕費は発熱診療時に使用する医療機器メンテナンス費用でございます。

6ページをお開きください。

資本的収入及び支出において御説明申し上げます。

収入でございますが、1款資本的収入2項負担金1目他会計負担金の一般会計負担金でございますが、国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出2項建設改良費1目固定資産購入費は、ウイルス飛沫感染対策としてのHEPAフィルターパーティションやHEPAフィルターなどの購入費でございます。

2目施設改良費は、ウイルス感染を防ぐための間仕切り工事など、施設改修に要する費用でございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 災害対策など、大変日夜、朝から晩まで本当御苦労さまでございます。

その中で今回、予算が出て専決処分ということに至って、私たちも基本的には反対はしないのですが、その中で若干気になるところがありまして、質疑をさせていただきます。この前、全協では制限等があったことによってできなかったのですが、この場をお借りしてぜひ質疑をさせていただきますというふうに思います。

第6号関係、災害復旧と新型コロナに関する地方創生臨時交付金関係が中心だっただろうと思います。災害復旧関係では、4つの法が適用になったと思います。災害救助法、先ほど説明がありましたとおり、被災者生活再建支援法、それから激甚、もう一つは特定非常災害の指定があったというふうに思います。これがやっぱり大きい中身であったらというふうに思います。

そういう意味では、特に農林課関係なのですが、先ほど出たとおり基本的には離農させない、営農を守るという立場で努力もされてきて、様々な制度の活用もされてきたというふうに思います。

今回、特に激甚の指定によって、財源的にも一定の対応ができるというふうに思うのですが、そうなったときに離農させない、営農を守るという立場で市独自の支援というものの検討が必要だというふうに思うのですが、一つはそういう中でどのような支援がこの専決処分が終わった後検討されるのか、これが1点。あと私は、やはりこの制度の活用という点では、様々な制度があるということを初めていろいろ知ったのですが、強い農業担い手づくり総合支援だとか、先ほど稲作の被害の問題も出ましたが、稲作農家への特別支援、営農再開への支援等々あると思うのですが、様々そういう中での2つ目としてどういう制度があって、それをどう周知徹底して活用していくのか。そのことによって、結果として離農、営農この立場で市の役割が果たされていくと思うのですが、

その点についてお聞きしたいということがあります。

それから、あと地方創生臨時交付金いわゆる新型コロナ対策の問題なんですけども。地方創生臨時交付金の大きな目的は、市民が困っていることとか、命と暮らしを支え、今後の感染に備えるというのが、先ほどの説明の中でも制度の周知徹底等を含めて中身としてあったかなというふうに思うのですが、この点について。今回の6号の予算の中で、これを政策決定する中で協議する場、または實際上、様々市民の中にも困っている問題が多々あると思うのですが、その後もやっぱり利用客は増えないとかなかなか前のおりにはいかないという様々な状況の中で、限られた財源もありますけども、特に持続化給付金が出てその手続も結構されているというふうにお聞きもしていると思うのですが。そういう中でやっぱりまだまだ経済的な面でそういう方々を支援する問題点、課題はなかったのか、この予算には反映できなかったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、7号補正予算ですけども、この問題については、いわゆる光ブロードバンド整備事業ということで出てきているわけですけども、特に気になるのは負担割合の問題が出てきているというふうに思うのですが。基本的には国の事業で進められてきて、困難な地域だということで今回こういう事業があって、市民にとつたらある意味この問題によって解決する様々な家庭もあろうかというふうに思うのですが。そもそも、国の事業だということでこういう自治体の負担が国から地方創生交付金でくるのですが、実際には市がそれにまた負担をしなければならないという中で、この負担割合の問題についてこういう形になったというのは、どういう形でこういう形になったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○農林課長（森 秀和） それでは、今、御質問のありました農地災害復旧で離農させないための施策についてお答えいたします。

今、25日激甚災害が閣議決定されたわけですが、今後農家負担を少なく、負担を軽減するために増高申請というものをやりまして、過去5年間の平均を見ても、農地災害で96.3%、農用地施設で98.4%、林道施設で93%となっております。

また、市の独自の取組といたしましては、農地災害復旧につきまして、工事費の要件等がございます。40万円以上で工事が補助対象となるわけですが、今回、本市では40万円以下の農地の災害復旧もあるということで、40万円以下の農地についても国の補助率と同額で農家負担を、今、考えているところでございます。

あと災害復旧につきまして、本市では農業用施設の被害がございました。現在、強い農業・担い手づくり総合支援交付金で、鹿児島県及び農業者の皆さんと協議して、できるだけ農家の負担がないように、今、調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○副市長（長濱重光） 新型コロナの関係につきましては、私のほうで答弁させていただきます。

御案内のとおり、この新型コロナウイルスに関しましては、国のほうから数億円の臨時交付金という形で本市におきましても配分があったわけですが、これまで2回にわたっていろいろな手立てを講じてまいりました。詳細につきましては申し上げませんが、議員からも、今、ありましたように、私たちがまずその第一に考えないといけないのは、やはり新型コロナウイルス感染によって市民生活に影響が大きいと、そういう中で市民の方々が求められるものは何かという視点で、まず考えたところであります。

それから2つ目は、やはりそんな中で商店街、両漁協、それから農業関係者、こういった方々のいろんな購買意欲が、市民の立場からすると購買ですけれども、売上げが低迷している、そしてまた生産してもそれがはけていかないという状況の中で、それでは経済対策をどうするかということに視点を置いて取り組んでまいりました。

そして、また3つ目は、何といたしましてやはり感染予防に重点を置いてきたというところでございます。これにつきましては、今、財政課長が申し上げましたように、専決処分を含めてそういう視点での対策というのは、私どもは御理解いただける範疇の中でやってきたということは自負しているところであります。

その中で、今後どうするのかということでございますけれども、今回の9月議会の補正を可決していただいた後、まだ7,000万から8,000万ぐらいの財源がございます。その中で、今回はどちらかといいますと、市民生活もですけれども中央病院、それから介護事業所そういったところに向けて予防対策に重点を置いた専決処分になっておりますけれども、今後はさらに年末年始に向けてどのような対策を練っていくか、おととい関係課長を招集して、また議論を協議したところでございます。

そういう中で、やはり繰り返しになりますけれども、市民生活に影響のあるもの、どうしてこの臨時交付金で補填していくのかということ、そしてまた商店街を含めてどのような経済対策をしていけばいいのかということ、それから中央病院、介護事業所等が懸命に、今、感染予防に取り組んでいらっしゃると思いますので、この方々に対してどうすればいいのかということ。そして、また学校、教育関係を含めたそういったところの施設等において、感染予防対策をどうしていけばいいのかという、また幅広い視点でこの七、八千万円の残された財源を有効に使って

いきたいということで、今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

**○総務課長（和泉洋一）** 光ブロードバンド整備事業に係る負担割合について答弁いたします。

民間の事業ベースで整備が可能な地域におきましては、電気通信事業者によりまして全国的に既に整備が終わっているものがございますが、本市のように山間部で人口の少ない地域においては、これまで民間事業者による整備が進んでこなかったというような事情がございまして、今般、国の手厚い支援の中で整備が進められるというものでございます。

自治体の負担につきましては、国が地方債の優先配分や今般の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することを認めていることから、国の政策として自治体に対してもその要請があるというふうに考えております。

なお、負担割合につきましては、民間事業者が整備する場合、3分の1を国が民間事業者に対して補助をいたしまして、残り3分の2について地方自治体の補助が認められておりますので、今般、このような形で補正予算のほうを専決処分致したということでございます。

以上でございます。

**○議長（篠原静則）** ほかに質疑はありませんか。

**○持留良一議員** 今、回答いただいたのですが、そういうところで市独自の対応もして営農を守っていくと、離農をさせないんだというように強い意思が出てきたと思うのですが、あと問題は、そういう何か先ほど言いましたとおり、この制度の周知徹底ですね。様々な制度があると思うのですよ。これに該当したのではないかということで、私たちも調べたら、19年度の中でも支援策は大変豊富な中身が掲載されているのですね。もしかしたらこれが適用になったのではないかというものもありますので、

その辺りでいろいろ実態に合った形で制度の周知徹底とまた申請等の関係においても、今、きちっと対応していただいていると思うのですが、そういう中でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと災害復旧関係で最後になりますけれども、まだ十分に期間的に実態を把握できていない中身もあるのではないかなというふうに思うのです。全てがこの中に予算に反映されているとは思わないのですが、そういうのがあるのかなのか、農林課、土木課についてお聞きしたいと思います。

それから、臨時交付金については、基本は先ほど言われたとおり新型コロナウイルスから命と健康を守る暮らしを支え、感染の第2、第3波に備えるのだということで、私たちも理解しているところです。

ただ問題は、そういう中で先ほど財源の問題も言われましたけれども、あと7,000万か8,000万、その中で様々な今後、実際する中で財源が不足する可能性も出てくると思うのですよね。これだけではなかなか十分に賄えない、そうするとやっぱり独自の財源、独自の施策の中で独自の財源の必要性も出てくると思うのですが。その点について、一定程度そういう財源の中でしか考えられないのか、それともやっぱりそういう市独自の対応もしていくという立場があるのかということをお聞きしたいと。

最後になりますけれども、ブロードバンドの問題は、特に私が多く議論したかったのは、G I G Aスクール構想の問題だったのですね。この大元がこのブロードバンドの中にあります。ほかにも地域住民の皆さんのネット活用という課題もありますけれども、これはまた委員会のほうできちっと議論させていただきたいと思いますので、そこが分かりましたので、その点については理解したいと思います。

**○土木課長（東 弘幸）** お尋ねでありますこ

の予算で、全ての災害復旧が賄えるのかという御質問でございますけども、私どもも災害当初からずっと現場の調査等を兼ねてパトロールしているわけですが、現在のところこの予算をもって全ての災害復旧が対策できるものと考えております。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 同じ質問でございますが、私ども災害調査を早急に行い予算要求したわけでございます。今、測量設計等を発注する段階に入っています。現予算では復旧作業は行われると思いますが、不足する部分も出てくるのではないのかというのは心配しております。

以上でございます。

**○副市長（長濱重光）** コロナ関係の今後の財源の適用についてですけれども、まずは先ほどの繰り返しになりますけれども、国の臨時交付金を有効に使っていくというのが大前提でございます。そのような中で、第2波、第3波これは誰も予測できませんので、まさにコロナは災害というふうに認識しております。そうであるならば、必要があれば一般財源を投じることも、当然市長が御判断されるものと考えております。

以上でございます。

**○議長（篠原静則）** ほかに質疑はございませんか。

**○感王寺耕造議員** 1点だけ、専決の7号ですね。

光ブロードバンドということで、地方創生の部分から大半の予算が出るということで、専決としては良とするのですが、全協の部分でも指摘しましたけども、最終的にはどこまで通すのかという部分が、山間部の部分ですよね。事業者としては、大体15戸以上の集落でないとならないという部分が、従来の考え方があったと思います。ところがやっぱり15戸未満の集落という部分がいっぱい点在するわけですね。山間部が。そうなった場合、事業者の判断で場

所は決定するとおっしゃったですよ。垂桜は対象外だという部分もおっしゃったわけですよ。その点について、事業者とネゴシエートする部分はないのか、また市単独の部分で補助を出していくというか、そういう部分の考え方はないのかという部分です。

実際、農業機械の盗難につきましても、また今、群馬の辺りで牛、豚が盗まれていると。そのほかもやっぱりIT農業の部分で、例えば畜産で、豚、牛、鶏についても、常時、畜舎内がどういう状況なのか。そして畜舎外がどういう環境なのかという部分を把握するのも必要なわけですよ。そういったIT農業の部分も進んでおりますし、またネット販売の部分ですね。こういうのを農業者の部分はやっているのですが、そういう取りこぼしがあっては私はいけないと思うのですが。そういう部分を救うために市単独の部分であるとか、業者とのネゴシエート、その辺についてどう考えておられるのかという部分をお伺いしたい。

**○総務課長（和泉洋一）** ただいま、感王寺議員から御指摘がありましたとおり、今回の整備で市内の整備率が100%になるわけではございません。

当初、電気通信事業者から説明を受けていた範囲内では、牛根地区、それから新城・柊原地区の整備が未整備だということで、状況の説明を受けておりました。それで、そのようなことで市としても牛根、新城地区の整備についての検討を昨年から行っていたところではございません。

今般、この事業を予算化する段階におきまして、大字田神地区、今、おっしゃいました垂桜等を含む大字田神地区の一部でも未整備地区があるということの説明を受けております。

ただ、そのことが判明したのが、今回、補正予算を計上する最終段階ぎりぎりのところでございます。その事業費等の詳細な積算につい

て、市としてもどの程度の事業費がそれぞれの集落についてかかるとかいうところを、電気通信事業者に積算を求めたのですが、日数的な余裕がなくて、その点については間に合いませんでした。今回、補正予算に計上しなかった理由の一つは、間に合わなかったということもございます。

今、垂水市の光ファイバーの整備率が85%でございますが、今回の事業を実施いたしますと98%程度になるということで、おおむね全国平均に近づくというふうに考えております。

残りが100世帯以上、140世帯程度になるのではないかとこのように考えているところではございますが、当面携帯電話会社のWi-Fiルーター等の使用によって、インターネット環境というのはつながっていくと考えております。

ただ、今後の整備については、その電気通信事業者による事業ベースに乗るかどうかという問題が一番大きいのですが、そのことについては今後も電気通信事業者と市のほうで交渉をして、民間のほうで整備をしていただけないかということは繰り返し求めていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 考え方として補足したいと思えます。

感王寺議員の発言、基本的に同感であります。やはり全市民を対象にやれるというのが一番理想だと思います。特に人口減少、田舎であればあるほど、また高齢化が進めば進むほどそういう整備というのは重要なのだろうというふうに思えます。

垂水市の特徴として、やはり南北に長かったり山間部があったりしますから、そういう事情があってこれまで85%、今回新型コロナの関係のピンチをチャンスにする形で、98%ぐらいまでは整備できるのですけれども、残りがやっぱりあると。これは効率を超えた形で、例えば、

今、進めている健康長寿プロジェクト、毎日血圧を測って飛ばすとか、いろんな意味でもこういう環境整備、田舎で住むための環境を整備していかなければいけないと最終的に常に申し上げておりますけれども、豊かな暮らしの前にやっぱりよりよい暮らしで、安心安全でできるというツールとして非常に重要なことでありますので、当面及ばないところには戸別の対策、将来的には交渉しながら100点に近い形を目指していきたいというふうに思います。

**○議長（篠原静則）** ほかに質疑ございませんか。

**○前田 隆議員** 地方創生臨時交付金事業について、ちょっとお聞きいたします。

この前の全員協議会で、第1次と第2次の交付金で4億幾らあって、6号補正予算までに半分の2億ぐらい使っておられるというようなお示しがあったと思うのですが、そして今度の第7号補正の光ブロードバンド事業に、今度は総額で1億8,510万予算を組んでおられると。私の単純な頭の中では、1次、2次合計の中から使った残額の1億等々をそこに当て込まれるのかと思ったら、第3次配分というのが創生臨時交付金というのが出てきたと。このただし書の中に国庫補助事業の補助裏に充当する地方創生臨時交付金ということなのですよ。ここの点について、説明をお願いいたします。

**○財政課長（濱 久志）** 今の御質問ですが、補正第7号で地方創生臨時交付金の予算額が1億8,510万円計上しております。この内訳でございますが、第2次の地方創生臨時交付金が1億2,040万です。残りの6,470万は3次の地方創生臨時交付金でございますので、今まで臨時交付の限度額で4億4,800万ほど計上しておりますが、この中が2次補正の臨時交付金ということになります。3次補正はこの中には入っておりませんので、結果的に7号補正までで残額が1億1,537万円ほどの臨時交付金の残額があり

ます。

以上でございます。

○前田 隆議員 3号補正というのはもう国のほうで決まったのですかね。その臨時交付金の部分は、限度額とかそういう配分はもう決まっているのですか。

○財政課長（濱 久志） 3次配分につきましては、2次配分と同時に計画書を提出するということで、まだ決定ではないのですが、配分されるようになっております。

以上です。

○前田 隆議員 ということは、もう総額が幾らというような部分はまだ分からないですか。3次分として、その仕組みみたいなのが私ちょっと分からないのですが、事業ごとに何か一緒に出してもらうのか、1次、2次では合計で4億幾ら示されているけど、3次部分というのがどれぐらいあるのか、その辺がないと、今後の交付金のさっき副市長があと7,000万ぐらいあると言われたが、そういう後の使い方の活用とかそういう部分に関してかかわってくるので、ちょっとその3次分の総額とかいうのもどれぐらいあるのだということが分かったら教えてください。

○総務課長（和泉洋一） この地方創生臨時交付金の3次交付分につきましては、光ブロードバンド整備事業、この光ファイバーの整備事業を地方自治体が行う場合、民間事業者が事業主体となる場合は国が3分の1を補助いたしますが、その3分の1の補助のおおむね8割程度を市町村に対して、その地方創生臨時交付金の第3次分として交付するというところでございまして、これは1次、2次の臨時交付金の算定とは算定基礎が違いまして、国が指定する国庫補助事業を実施する場合、その補助裏というのは補助金の残りの財源でございますが、補助裏に活用できるという形で臨時交付金を手厚く国が配分するというものでございます。ほかの目的に

は使用できないものでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第11号から報告第13号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第11号から報告第13号までの報告3件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第11号から報告第13号までの報告3件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第11号から報告第13号までの報告3件については、いずれも承認することに決定しました。

△議案第43号・議案第44号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第8、議案第43号及び日程第9、議案第44号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第43号 令和元年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第44号 令和元年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（篠原静則） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

[公営企業決算特別委員長川畑三郎議員登壇]

○公営企業決算特別委員長（川畑三郎） 去る6月19日の令和2年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました議案第43号令和元年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第44号令和元年度垂水市病院事業会計決算の認定についてを7月16日に公営企業決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったのか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営についてどのような改善工夫が必要かに重点を置き審査いたしました。

さらに計数的なことについては、監査委員の審査意見書を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適宜について慎重に審査をいたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計予算では、製造コストとなる給水原価について、委員から「平成30年度は給水原価が高くなっていましたが、改善されたのか」という質問に対し、「給水原価を上げる要因の一つである漏水の調査を実施した。漏水調査後、16か所の漏水箇所を修繕した結果、給水原価の改善につながった」との回答がありました。

次に、水道管の耐震化における現在の状況に

ついて質問があり、「水道ビジョンに基づき、令和2年度から40年間かけて耐震化を進めいく。毎年1億円前後の工事費の支出となる」との回答がありました。さらに耐震管の適合率について、「重要な基幹管路で20%、全体に占める割合では5%程度となる」との回答がありました。

次に、水道事業の経営について、委員から「工事費に対する施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が、経営を圧迫することが懸念されると監査委員から意見が出されているが、どのように考えているか」との質問に対し、「工事については、収入の減少を見極めながら臨機応変に対応し、企業債の借入れなどは経営状況の指標を見ながら判断していく。できるだけ水道料金の値上げにつながらないような経営に取り組んでいきたい」との回答がありました。

また、病院事業会計においては、委員から「資本的収支の不足額の発生や企業債の増加の原因は」との質問に対し、「公営企業会計においては、損益的収支と資本的収支に分かれるため、資本的収支において不足額が生じているが、現金的には生じていない。また企業債の増加は、平成30年度に高額なMRI機器を更新していることが要因である。高額な医療機器の更新時期には企業債の残額が増えるが、今後も計画どおり医療機器の更新を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、令和元年度の経営状況について質問があり、「入院・外来の患者数は減少したが、入院単価・外来単価が上がり、医業収益は増加している。要因の一つとして、鹿児島大学とのネットワークによる内科医の増員がある。今後も医療機器等の設備投資などを行い、市内・市外の患者の確保を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、施設の老朽化について、委員から「今後、施設をどのようにして更新していくのか」との質問に対し、「医療機器等については、法

定耐用年数に基づき更新等を計画している。施設については、開設から33年経過しているため、令和2年度、長寿命化計画を策定する」との回答がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

まとめといたしまして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、水道事業会計については、収益の基礎となる給水人口の減少傾向が進む中、施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念されるが、新たな企業債の借入れを行っているものの企業債残高は前年度より減少し、令和元年度は利益を出し、借入残高も順当に減少してきていることが経営努力の大きな成果である点。

病院事業においては、年々、高度化、専門化、多様化していく医療需要に対応するため、老朽化の進んだ医療機器の更新、施設の更新工事を行うなど、医療の質の向上と医療環境の充実に努められている点などが評価されています。

本委員会としては、両事業とも引き続き経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めるものです。

以上の質疑なども踏まえた上で、議案第43号令和元年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、次の要望を付して認定することに意見の一致を見ました。一つ、水道管耐震化等に関する国の財政的支援を積極的に求めること。

次に、議案第44号令和元年度垂水市病院事業会計決算の認定については、適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第43号令和元年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第44号令和元年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。次は、11時40分から再開いたします。

午前11時26分休憩

午前11時40分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第48号～議案第51号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第10、議案第48号から日程第13、議案第51号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第48号 垂水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 案

議案第49号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第50号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案

議案第51号 垂水市印鑑条例の一部を改正する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） 議案第48号垂水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

垂水市固定資産評価審査委員会条例中で引用しております行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正が、令和元年12月16日に施行されたことに伴い、今回、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

今回の法改正に伴い、引用している法律名を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、以下情報通信技術活用法に改めるものでございます。

また、本条例第6条及び第10条において、引用する条項に条ずれが生じたので、それぞれ改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（橘圭一郎） 議案第49号垂水市税条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

令和2年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、垂水市税条例の一部改正につきましてさきの第1回臨時会において御承認いただいておりますが、今般の新型コロナウイルス対策に関する法令等の一部改正に伴い、改めて条文を整理するものでございます。

改正内容につきまして新旧対照表により御説明申し上げますが、今回の一部改正の主要な改正につきまして御説明申し上げます。

まず、条例改正案第1条において、1つ目が新旧対照表1ページ先頭の第94条、たばこ税の課税標準の改正で、葉巻たばこの市税換算方法

の改正になります。代表的な葉巻たばこことしまして、わかばやエコーがございますが、これらの葉巻たばこにつきましては、製品重量が軽いことにより、紙巻たばこと比べ税負担が低くなっておりましたが、課税の公平性の観点から紙巻たばこと同等の負担となるよう改正されるものでございます。

なお、このたばこ税の改正につきましては、国において2段階に分けて改正されることとなっており、次回、12月の第4回市議会定例会において改めて改正条例案を提出させていただきたいと考えております。

2つ目が、附則第10条の改正により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするための軽減措置。

3つ目が、次のページの附則第15条の2の昨年10月に、これまでの自動車取得税の軽自動車分から改定設置されました軽自動車税環境性能割の税率1%軽減措置を、新型コロナウイルスの影響が拡大する中、国内の自動車需要を支える観点から、本年9月30日までとなっております軽減期間を令和3年3月31日までとする軽減措置の延長。

4つ目が、新たに附則第24条を追加し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少がある個人に対して、納税の徴収を猶予できる特例の新設でございます。この条につきましては、これまで通常の徴収猶予制度を準用して運用してまいりましたが、改めて新型コロナウイルス感染症等に関することとして条項を整理するものでございます。

次に、条例改正案第2条におきましては、3ページの附則第25条及び26条の2条を追加し、25条については、寄附金税額控除の特例として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止されたイベントの入場料等について、観客

等が払戻しを受けないことを選択した場合に税の優遇措置を受けられるものでございます。

なお、本条に係るイベントにつきましては、主催者が文部科学省及びスポーツ省の指定を受けた者に限られるものでございます。

次に、26条につきましては、感染症拡大防止に関連した住宅建築工事遅れへの対応として、住宅ローン控除の適用要件の弾力化を図るものでございます。

その他の改正につきましては、条例の項ずれに対応するものでございます。

なお、これらの改正に伴う減収につきましては、地方債の特例措置や減収補填特別交付金により、国において全額を補填することとされております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○市民課長（篠原彰治）** 議案第50号垂水市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

デジタル手続法改正に基づき、令和2年5月25日にマイナンバー制度の通知カードが廃止されました。このことに伴い、本市においても、通知カードを再交付する際の手数料について徴収する必要がなくなったことから、垂水市手数料条例の一部を改正し、併せて文言の整理をしようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

別表第1中、2法第7条第1項に基づく通知カードの再交付について削除するものでございます。

次に、新旧対照表の最後の左側見出し部分に、前各項に規定する事務以外の事務で特定の者のためにするものを加え、身元証明手数料を身分証明手数料に改め、その見出し部分に加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日

から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第51号垂水市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年12月14日に施行され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、垂水市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

第2条第2項の登録資格について、印鑑の登録を受け付けることができないこととしていた成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるものでございます。これは、従来、印鑑登録資格を認められなかった成年被後見人を、今回、意思能力を有しない者とし、成年被後見人にも意思能力がある場合、印鑑登録ができるとした規定でございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（篠原静則）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（篠原静則）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案4件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

△議案第52号上程

**○議長（篠原静則）** 日程第14、議案第52号垂水市教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第52号垂水市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります田原正人氏が、令和2年10月14日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする田原正人氏の住所は垂水市本城3576番地、生年月日は昭和23年1月29日でございます。

任期は、令和2年10月15日から令和6年10月14日までの4年となります。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、委員会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時51分休憩

午前11時57分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号について同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時10分から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第53号上程

○議長（篠原静則） 日程第15、議案第53号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱久志） 議案第53号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案について御説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の主な補正は、人事異動に伴う人件費や、中之平団地建て替え工事に伴う解体工事、GIGAスクール構想の実現に向けた一人1台タブレット端末整備、校内LAN整備等でございます。

今回、歳入歳出とも2億9,903万3,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、159億9,450万3,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第2表、地方債の補正を御覧ください。

追加の内容でございますが、砂防施設整備事業は、県単砂防事業の割当ての確定に伴うものでございます。

社会教育施設整備事業は、市民館の耐震補強工事に係る国庫補助金の確定に伴い、補助裏に地方債を充当するものでございます。

学校教育施設整備事業は、GIGAスクール構想の実現に向け、市内小・中学校の校内LAN整備を行うもので、国庫補助裏に地方債を充当するものでございます。

6ページの変更の内容でございますが、自然災害防止事業は、県単急傾斜地崩壊対策事業の工事費の増額に伴うものでございます。

臨時財政対策債は、今年度の発行可能額の確定に伴い、増額するものでございます。

今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を19億9,646万2,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

12ページをお開きください。

1款議会費1項議会費1目議会費の旅費は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、所管事項調査を実施できないため、費用弁償等を減額するものでございます。

13ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費10目企画費の委託料は、道の駅たるみずはまびらの屋外通路の雨よけ屋根設置工事に係る設計業務委託に要す

る経費でございます。負担金、補助及び交付金は、乗合タクシーの運行便数の増に伴う地域公共交通活性化協議会負担金の増額等記載のとおりでございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の委託料は、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係る戸籍附票システム及び住民基本台帳システム改修に要する経費でございます。

15ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費6目老人福祉費の需用費は、たるみず元気プロジェクトに関連する高血圧予防教室リーフレットの印刷製本費でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から負担金、補助及び交付金は、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業で、全額、県補助金でございます。需用費及び備品購入費は、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、児童クラブ5か所に対し、感染症予防対策に係る保健衛生品等の購入に要する経費でございます。負担金、補助及び交付金は、保育所2園、認定こども園4園、延長保育事業2園、一時預かり事業4園に対し、感染症予防対策に係る保健衛生品等の購入経費として50万円を交付する経費でございます。

16ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の負担金、補助及び交付金は、7月豪雨により牛根麓及び下市木簡易水道組合の施設が被災し、予算の執行に急施を要したため7月20日付で予備費を充用しておりますが、今後の申請に備え、増額補正するものでございます。

繰出金は、7月豪雨により境地区終末処理施設のパネルコンピュータが故障したことに伴い、修繕料が不足することによるものでございます。

17ページをお開きください。

2項清掃費3目塵芥処理費の委託料は、運搬

費や人件費の上昇に伴い、資源物運搬処理委託料に不足が見込まれることから増額補正するものでございます。

18ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費12目農道整備事業費の工事請負費は、上之原7号線、新城愛宕地区農道の舗装工事に要する経費でございます。

2項林業費6目治山費の負担金、補助及び交付金は、集落等の地域自治会等が行う伐採に要した費用について補助するものでございます。

19ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の使用料及び賃借料は、市道の土砂除去等に係る重機借上料でございます。

工事請負費は、排水路の整備に要する経費でございます。

同じく3目交通安全対策費の工事請負費は、市道区画線設置に係る経費でございます。

20ページをお開きください。

3項河川費2目急傾斜地崩壊対策事業費は、県単急傾斜地崩壊対策事業で人件費、資材単価の高騰に伴う工事費の不足により増額するものでございます。

6項住宅費1目住宅管理費の需用費の修繕料は、市営住宅の修繕に要する経費でございます。

工事請負費は、中之平団地建て替え工事に伴う旧住宅の解体工事に要する経費でございます。

21ページをお開きください。

10款教育費2項小学校費2目小学校教育振興費の委託料から備品購入費は、GIGAスクール構想の実現に向けた一人1台タブレット端末整備に要する経費で、国庫補助裏部分は地方創生臨時交付金の第二次配分の一部を充当するものでございます。

同じく3目小学校施設整備費の需用費の修繕料は、小学校のエアコン修繕、電気設備修繕等に要する経費でございます。

委託料は、小学校廃棄物焼却炉ダイオキシン

類調査及び除染・撤去に係る業務委託、GIGAスクール構想の実現に向けた校内LAN整備に要する経費でございます。

22ページをお開きください。

3項中学校費2目中学校教育振興費の委託料から備品購入費は、先ほど小学校費で説明しました一人1台タブレット端末整備に要する経費で、財源につきましては小学校費と同様でございます。

3目中学校施設整備費の委託料は、先ほど小学校費で説明しましたGIGAスクール構想の実現に向けた校内LAN整備に要する経費でございます。

5項社会教育費5目公民館費の工事請負費は、積算単価の改定等により、市民館の耐震補強工事に不足が見込まれることから、増額を行うものでございます。

23ページをお開きください。

6項保健体育費3目学校給食費の負担金、補助及び交付金は、学校の臨時休業に伴う夏休み期間の短縮、各種行事等の中止により、学校給食の回数が増加することから、その増加分について、地方創生臨時交付金で補助を行うものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、寄附金、基金繰入金、地方債などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第54号～議案第59号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第16、議案第54号から日程第21、議案第59号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第54号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第55号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第56号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第57号 令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第58号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第59号 令和2年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市民課長（篠原彰治） 議案第54号令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出ともに162万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億9,978万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和元年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰出金の補正及び会計年度任用職員の期末勤勉手当の補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款2項1目賦課徴収費、1款5項1目医療費適正化特別対策事業費、5款2項1目特定健康診査等事業費、5款2項2目特定健診・特定保健指導未受診者等対策費、それぞれの3節職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末勤勉手当に不足を生じたので、増額するものでございます。

8款4項繰出金は、令和元年度国民健康保険特別会計決算に伴います法定外繰入金の精算でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

5款県支出金は、歳出の職員手当の増額に伴います保険給付費等交付金の補正でございます。

8款繰越金は、令和元年度国民健康保険特別会計決算に伴います前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 議案第55号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,107万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億3,135万9,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和元年度決算に伴う繰越金や、国・県等への返還金、市負担金の精算に伴う繰出金が主なものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の積立金は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

同じく2項要介護認定諸費1目認定調査等費の旅費は、認定調査員が市外への調査に赴く際の旅費でございますが、市外調査数の増加見込

みによる増額分であります。

次に、3款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援総合事業費6目一般介護予防事業の報償費と委託料は、令和2年1月から開始した一般介護予防事業の本格的実施に伴い、当初予算編成時の見込みより回数が増加したことにより、謝金から委託料へ組替えを行うものでございます。

9ページを御覧ください。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金は、令和元年度還付未済分を過誤納還付金として計上するものでございます。

同じく3目償還金は、令和元年度事業費確定による国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

2項繰出金1目一般会計繰出金は、同じく令和元年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

戻っていただきまして、6ページを御覧ください。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金から、一番下にあります5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）までは、介護給付費及び地域支援事業の増額補正に伴う国・県等への負担金等でございます。

7ページを御覧ください。

7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金から4目事務費繰入金までは、介護給付費及び地域支援事業の増額補正に伴う本市の負担分でございます。

同じく2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、歳入の不足分について補うものでございます。

一番下になりますが、8款繰越金は、令和元

年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第56号令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ278万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,993万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和元年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目の繰出金は、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページを御覧ください。

4款1項1目の繰越金は、令和元年度からの繰越金の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（港 耕作） 議案第57号令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、修繕料の補正及び令和元年度繰越金の確定に伴うものでございます。

1ページをお開きください。

記載してありますように、補正の額は、歳入歳出それぞれ446万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,542万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説

明申し上げます。

7ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費10節需用費、修繕料につきましては、主にパネルコンピュータの修繕などに係る経費でございます。

3款諸支出金1項1目27節繰出金につきましては、前年度繰越金の一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

2款1項繰入金1目1節一般会計繰入金につきましては、一般会計から漁業集落排水処理施設特別会計に繰入れするものでございます。

3款1項1目繰越金1節前年度繰越金につきましては、令和元年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○水道課長（森永公洋）** 議案第58号と議案第59号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第58号令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ290万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,818万円とするものでございます。

補正の主な理由は、令和元年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴う歳入歳出及び共済費の単価改正に伴い不足額が見込まれるため、増額補正するものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費の4節共済費につきましては、令和2年度の共済費の単価改

正に伴い不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

3款諸支出金1項1目繰出金の27節繰出金は、令和元年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページを御覧ください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料の1節簡易水道使用料は、令和元年度簡易水道使用料の未納額を滞納繰越分として計上するものでございます。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額補正しまして、収支の均衡を図っております。

3款繰越金1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、令和元年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰越額を計上するものでございます。

続きまして、議案第59号令和2年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、人事異動に伴う給与等を増額補正するものでございます。

それでは、参考資料により御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の支出ですが、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費の節、給与から法定福利費は、単価改正と扶養家族等の増加による手当等の増額補正でございます。

また、3目総係費の節、給与から法定福利費は、令和2年4月の人事異動に伴う人件費の不足額に対し増額補正するものでございます。

1ページにお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和2年度垂水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の営業費用を77万6,000円増額し、総額2億3,432万円とするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を77万6,000円増額し、4,244万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（篠原静則） 日程第22、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内の市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員4人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行います。候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票数の多い順に当選人を決定することになっておりますので、議会規則第32条の規定に基づき選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えませんが、

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、議会規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、議会規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（篠原静則） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

議会規則第31条の規定によって、立会人に川越信男議員、感王寺耕造議員及び持留良一議員の3名を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（篠原静則） 候補者名簿の配付漏れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

[投票用紙配付]

○議長（篠原静則） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（篠原静則） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票をお願いい

たします。

それでは、順次投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

- 1番 新原 勇 議員
- 2番 森 武一 議員
- 3番 前田 隆 議員
- 4番 池田 みすず 議員
- 5番 梅木 勇 議員
- 6番 堀内 貴志 議員
- 7番 川越 信男 議員
- 8番 感王寺 耕造 議員
- 9番 持留 良一 議員
- 10番 北方 貞明 議員
- 11番 池山 節夫 議員
- 12番 徳留 邦治 議員
- 13番 篠原 静則 議員
- 14番 川畑 三郎 議員

○議長（篠原静則） 投票漏れはありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の川越信男議員、感王寺耕造議員及び持留良一議員は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（篠原静則） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

川越桂路君 7票

木原繁昭君 1票

前川原正人君 6票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（篠原静則） 本日の日程は、以上で全

部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明29日から9月7日まで  
は、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月8日及び9日の午前9時  
30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規  
定により、本会議終了後の特別委員会終了後か  
ら9月1日の正午までに、質問事項を具体的に  
記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これもちま  
して散会いたします。

午後1時48分散会

令和 2 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 2 年 9 月 8 日



本会議第2号（9月8日）（火曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年9月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 台風10号関係について御報告いたします。

本市の警戒体制についてであります。過去最強クラスの勢力で南九州に接近することが予想されたため、9月5日午後4時に災害警戒本部を設置するとともに、同時刻に、牛根地区、市木地区、水之上地区に避難指示を、そのほか市内全域に勧告を発令し、市内9か所の避難所を開設いたしました。

その後、9月6日午前9時半に災害対策本部を設置し、市役所内の各対策部に対し第一配備を指示するとともに、同時刻に、市内全域に避難指示を発令いたしました。

今回は、避難者も多くなることが予想されたため、垂水中央運動公園体育館、垂水小学校、垂水中央中学校の体育館などを加え、11か所の避難所を開設し、最大で372世帯639人の市民の皆様が避難されたところでございます。

今回の台風は、気象庁が特別警報の可能性を発表するなど、過去に経験のない災害が予想されたことから、私自身がFMたるみずで直接、市民の皆様へ3回避難の呼びかけを行ったところでございます。

最近で避難者が最も多かったのは、昨年7月大雨のときの310人でございましたが、今回は

その2倍の市民の皆様が避難所へ避難されております。

各避難所には、先日購入したばかりのワンタッチパーティション300個及び防災マット等を配布し、活用していただきましたが、避難者からは、プライバシーが守られるなど、とても好評であったとのことでもあります。このほか、クーラーのない体育館の避難所には氷を配布し、熱中症対策にも取り組んだところでございます。

次に、土木課所管の状況を御報告いたします。

幸いにも、事前に予想されておりました雨量より比較的少なかったこともあり、現在調査中ではございますが、災害復旧事業で対応する箇所は今のところ確認されておられません。

しかしながら、市内各所より、倒木の通報や、県道南之郷線などの土砂崩れ、海岸部の排水溝が砂で閉塞するなどの被害が発生しておりますことから、環境整備班や建設業者へ依頼し、早急な対応を行っているところでございます。

次に、農林課所管事項について御報告いたします。

現在、確認中ではございますが、台風10号の強風により、果樹、花卉農家の施設園芸ハウスのビニールが破損し、花卉、果樹作物で枝折れ等の被害が発生しております。

また、令和2年7月豪雨により土砂が流入して作物被害のありました普通期水稻が心配されておりましたが、今回の台風による農地災害や稲の倒伏など、ほとんど被害が発生していないようでございます。

次に、畜産関係では、牛舎や豚舎の屋根や壁が強風にあおられ飛ばされるなどの被害が発生しております。

また、農林課所管施設につきましては、ガラスが割れたり屋根のスレートが飛ばされるなどの被害がありましたが、梅雨前線の際に甚大な被害がありました農業用施設につきましては、ほとんど被害は発生していないようでござい

す。

このほか、一部の農道等で軽微な土砂流出や倒木により通行に支障を来しておりますので、早急に土砂、倒木を除去するとともに、再度施設の確認を実施してまいります。

次に、水産及び学校関係について御報告いたします。

水産関係につきましては、養殖生けす並びに漁船は沖へ避難させたこともあり、両漁協によりますと、現状では特に被害の報告はないとのことでございます。

また、学校関係につきましても、児童生徒の授業や教育活動に影響を及ぼすような大きな被害はございませんでした。

なお、一時期3,360世帯において停電がありました。特に牛根境地区の漁業集落排水処理施設の運用に支障を来しておりましたことから、昨日、副市長と関係課長が直接、九州電力鹿屋営業所に出向き、早期復旧のお願いをしたところ、一部の地域を残して復旧したところでございます。

このような状況の中、結果的に自宅で軽傷の方がお一人いらしたものの、幸いにも重大な人的被害はございませんでした。今後とも人災ゼロを目指した防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

**○議長（篠原静則）** 以上で、諸般の報告を終わります。

△一般質問

**○議長（篠原静則）** 日程第2、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、7番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

**○川越信男議員** おはようございます。7月から8月にかけての大雨、猛暑、併せて終息の見えない新型コロナウイルスと、大変厳しい生活を送ってまいりました。

大雨においては、全国規模で河川の氾濫と、目を疑うような光景が連日報道等で流されて、死亡されました方々も多くおられ、いまだ復旧もまだのようでございます。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたし、早い復旧をお願いいたしたいものであります。

垂水市においても、本城川が危険水位に達したと聞いております。

また、市内各箇所の子腹の崩壊が数多くありました。人災がなかったことは、一安心でした。

大雨が終わった後には非常に暑い猛暑が訪れ、危険に近い天候が続きました。今まで経験したことのないような異常気象に恐怖感すら感じるこの頃であります。猛暑による熱中症を心配しております。

9月に入り、大雨、猛暑は和らいでくるかと思いますが、特別警報は出まसेんでしたが、非常に大きな台風10号の心配をしておりましたが、大したこともなくほっとしました。自然気象の闘いと対応を十分に行っていきたいものであります。山腹崩壊等の早い復旧をお願いしたいものです。

また、新型コロナについては、様々な感染防止対策が取られておりますが、なかなか終息の気配がありません。PCR検査の充実により、感染者は増加傾向にあるようで、私たちの手の届く政策では厳しい状況であることから、日本、

世界規模でワクチンの開発等に期待し、国民で真摯に対策に協力して、終わりの見えないコロナに向き合っていかなければならないと思います。

様々なイベント、行事等が中止になり、学校も夏休みの短縮もあり、生活が今までと変化してきておりますが、全体を考えてウィズコロナの生活を模索していきたいと思います。その中で経済活動を回していけたらと思うところであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問を行いますので、明快な回答、答弁をお願いいたします。

まず最初に、冒頭でも申し上げました新型コロナウイルス対策で、感染拡大における学校の対応について伺います。

さきの6月議会において、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、本市の小・中学校も、国や県の要請を受けて臨時休業になったことによる児童生徒の学びの保障について質問いたしました。教育委員会は、学校と連携を図りながら、例年のない夏休みを短縮して授業を実施するなど、様々な手だてを講じ、学校では子供たちに新しい生活様式を定着させるための取組が進められていると伺いました。そのような中、子供たちが楽しみにしていた修学旅行が延期になるなど、様々な学校行事が実施できなかったと聞いています。

そこで、これまでの学校行事等の実施状況と今後の取組への対応をどうしていくのか、学校教育課長に伺います。

2番目に、道の駅たるみずはまびらがオープンして1年9か月がたちました。コロナの影響を受けておりますが、これまでの間、市内外から遠くの方々が楽しみに訪れておられるようです。道の駅たるみずはまびらのホテル建設については、令和2年第1回垂水市議会定例会後の

全員協議会では、垂水未来創造商社からの事業協力の依頼を受け、垂水市、垂水土地開発公社、株式会社未来創造商社及び積水ハウス株式会社によって事業推進の協定を締結したと説明を受けたところですが、これまでの進捗状況について説明をお願いいたします。

3番目に、本城川の寄り洲除去について伺います。

冒頭でも申し上げました。大雨時に本城川が危険水位に達したと聞きました。本城川は御承知のとおり、二級河川であり、管理は鹿児島県が行うこととなっています。そのことは理解した上で質問いたします。

ここ数年、以前よりも寄り洲の範囲が広がり、量も多くなっていることから、市民からも、台風時期でもあり不安な声を聞きます。そこで、ここ数年間の寄り洲除去の実績について伺います。

最後に、環境整備班について伺います。

環境整備班については、道路維持班から幅広く作業が行えるよう名称を変更して現在に至っているようです。これまで各振興会単位のボランティアで実施しておりました道路脇の除草作業や側溝の降灰除去作業等も、高齢化が進み、多くの振興会で大変厳しい状況にあると認識しております。

こうした状況から考えますと、環境整備班への依頼は年々増え、市民の要望に対して時間を要してしまっているのではないかと推測いたしております。そこで、環境整備班の依頼内容や件数と現状について土木課長に伺いまして、1回目の質問を終わります。

**○学校教育課長（今井 誠）** これまでの学校行事等の実施状況や今後の取組への対応につきましてお答えいたします。

小・中学校の主な学校行事につきましては、新型コロナウイルス感染防止のために、バスを利用しての遠足や集団宿泊学習、職場体験学習、

年度当初予定しておりました授業参観や学級PTAなどが学校によっては中止となりました。

そのような状況ではありましたが、6月24日から25日に、北部3校と南部2校の小学校5、6年生による5校集団宿泊学習は、日程を1日短縮し、大隅青少年自然の家で実施しました。

なお、実施に当たりましては、自然の家の利用者が本市の学校のみであること、3密を避けるため行き帰りのバスを増便するとともに、活動内容を工夫し、感染拡大防止対策を徹底することで実施することができました。

26日には、同様の対応策を講じることにより1年生から4年生までの5校集合学習を新城小学校で実施したところです。

また、修学旅行につきましては、今年度5月に2泊3日の日程で予定しておりました垂水中央中学校は、来年2月に日程を変更、小学校で今年度実施予定の垂水小学校と水之上小学校が10月に、訪問地を熊本県から県内に変更して実施する予定でございます。

2学期以降の学校行事につきましては、9月実施の中学校体育大会及び全ての小学校運動会を、来場する家族や来賓の数を制限し、3密回避や熱中症対策を徹底するとともに、特に感染リスクの高い密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする運動は実施せず、種目の精選や時間短縮などの具体的な対策を行うことで実施する予定でございます。

それ以外の学校行事につきましても、児童生徒にとりましては学校生活の思い出に残る大切なものであり、学校生活に潤いや変化を与えるものでございます。年間を通して実施する予定の学校行事につきまして、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、検討することが重要となります。

実施に当たりましては、開催する時期、場所や時間、内容、開催方法等について十分配慮し、学校の意見を十分尊重するとともに、地域の感

染状況を踏まえ、関係機関との連携を図りながら実施するよう、指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 道の駅たるみずはまびらのホテル建設の現在の進捗状況につきましてお答えいたします。

本事業につきましては、道の駅たるみずはまびらの隣接地に道の駅全体のマネジメントを担う垂水未来創造商社による企業誘致の一環として行うもので、当該事業が円滑に推進できるよう、垂水市、垂水市土地開発公社、株式会社垂水未来創造商社及び積水ハウス株式会社の4者により事業推進協力の協定を締結したことは議員御承知のとおりでございます。

なお、事業内容につきましては、垂水未来創造商社と積水ハウス株式会社の民間事業者間の事業推進であり、現在、両者におきまして協議がなされているとのことでありますが、詳しい内容までは把握できておりません。

以上でございます。

**○土木課長（東 弘幸）** ここ数年間の本城川寄り洲除去の実績につきまして、鹿児島県大隅地域振興局建設部から情報提供をいただきました実績をお答えいたします。

平成28年度から令和元年度までの4年間の実績でございますが、平成28年度は台風16号による豪雨災害で、高城地区から上流部にかけて河川の埋塞災害が発生いたしました。5か所を河川埋塞災害復旧工事として発注し、計6万6,400立方メートルを除去し、そのほか県単独事業で高城橋周辺と今川原周辺の2か所、計4,700立方メートルを実施しております。

平成29年度は、同じく県単独事業で、今川原橋上流部を1,600立方メートル、平成30年度は牧橋下流から恵光園付近を7,900立方メートル、令和元年度は、上本城橋下流部を4,190立方メートル実施し、この4年間で災害復旧を含め

合計8万4,790立方メートルの土砂を除去していただいているようでございます。

以上でございます。

続きまして、環境整備班の現状と1年間の対応件数につきましてお答えいたします。

現在の環境整備班は、平成22年5月1日より道路維持班から名称を変更し、土木施設の維持作業のみならず、他所管管理の維持管理作業も行うべく、6人体制で作業を行っているところでございます。

主な作業内容でございますが、道路や公園の除草作業や舗装の補修、側溝の維持管理、道路の土砂除去など多岐にわたっており、振興会や市民の皆様から様々な御要望や、また他所管より作業依頼がございましたら対応しているところでございます。

しかしながら、他所管からの依頼につきましては、土木施設の要望件数が多い時期など、すぐに対応できないこともございますが、なるべく早急な対応ができるよう、毎朝、作業内容の確認を兼ねて作業箇所の調整を土木係と行っているところでございます。

次に、昨年度の対応件数でございますが、記録として残している件数で申しますと、行政連絡会の対応件数が15件、他所管からの要望が50件、土木課に直接要望がありました141件中76件、合計141件の作業を実施しているところでございます。そのほか、宮脇公園や中央公園、海岸公園の除草作業や、大雨時の土砂流出に伴う土砂除去、側溝清掃、道路の除草作業などを合わせますと、180件を超えるものと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。2回目からは一問一答で質問いたします。

新型コロナウイルス対策における学校の対応についてであります。学校行事は、子供たちにとって楽しみであり思い出に残るものです。

一方で、子供たちの命や健康を守りながら、教育を前に進めるという大変厳しい状況ではあると思いますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、子供たちの成長の機会となる学校行事を、規模や内容を縮小してでも可能な範囲で実施していただくことをお願いして、次の質問に入ります。

本市では、現在、新型コロナウイルスの感染者は出ておりませんが、県内でもクラスターが発生するなど、感染者が増加しております。近隣の市でも感染者が出ており、本市でも常に危機感、緊張感を持っておりますが、もし本市の学校の児童生徒や職員が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者と特定された場合、学校は再び一斉に臨時休業となるのかどうか、その際の対応について伺います。

○学校教育課長(今井 誠) 学校の児童生徒や職員が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者と特定された場合の対応につきましてお答えいたします。

これらの対応につきましては、文部科学省の、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、市教育委員会としての対応方針である垂水市学校臨時休業等対応ガイドラインにより対応していくこととしております。

まず、国の考え方によりますと、地域で新型コロナウイルスが蔓延している状況でなければ、以前のような市内一斉の臨時休業は、実施しないこととなっております。

そこで、児童生徒や職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、感染者が出た学校の全部または学年・学級の臨時休業を実施します。その間に校舎内の消毒等を行った上で、学校保健安全法や衛生管理マニュアル等に基づき、治癒するまでの期間、当該児童生徒は出席停止、当該教職員は、病気休暇で自宅待機といたしま

す。

ただし、保健所が疫学的に校内での広がりがないと判断した場合は、臨時休業の実施はございません。

次に、児童生徒や職員が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の自宅待機、出席停止等といたします。

なお、濃厚接触者に特定された児童生徒や職員の状況によっては、感染者と同様に、速やかに3日程度の学校の全部または学年・学級の臨時休業を行う場合もございます。

また、感染状況により臨時休業が長期になる場合につきましては、分散登校も含め、適切に登校日を設け、学習面等の支援を行ってまいります。

今後も、新型コロナウイルスへの対応は、単位の長期戦が予想され、学校職員、児童生徒、保護者、地域住民が一体となって対策を講じる必要があります。その際には、感染者等への差別や偏見等がないよう、人権に最大限配慮した対応も必要です。

さらに、現在、県内に感染が拡大している状況も考慮し、本市でも今後感染者が出てくることも想定しながら、児童生徒の学びの保障のために教育活動を前に進めることと、安全安心を確保するための感染拡大防止に努め、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な判断を行ってまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。子供たちの安全安心に十分に配慮した上で、学びの保障のために市内一斉の臨時休業ではなく、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応していくことで安心しました。このような考えを心配しておられる保護者や地域の方々にもよく周知していただくようお願いいたします。

最後に、感染者が発生した場合、全国各地で

感染者への誹謗中傷がネットやSNSで拡散し、ときには感染していない人が感染したかのような臆測が広がり、様々な形で人権が侵害されている現状が報道されています。

本市の学校に感染者や濃厚接触者が出た場合、誹謗中傷や差別・偏見等に対して教育委員会や学校は、どのように対応していくのか伺います。

**○学校教育課長（今井 誠）** 感染者や濃厚接触者が出た場合の誹謗中傷や差別・偏見等に対するの対応につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染の恐れや不安などから、SNSやインターネット上で感染者等に対する差別や偏見が向けられる事例が、次々に報道されています。その中には、感染者本人やその家族、居住先や勤務先などを特定し、いわれのない誹謗中傷を行うような事例、さらには、感染リスクと闘いながら医療現場の最前線に立っている医療・看護従事者や介護従事者、物流など社会を支える人々やその家族に対する人権侵害事例も報道されております。このような人権を侵害し、仕事や暮らしを脅かす行為は、決して許されるものではありません。

各学校におきましては、これまで道徳科の授業で、児童生徒がいじめに関わる問題場面において、自分だったらどうするかと自分のこととして考え、それぞれの考えを出し合い、いじめを生まないためのよりよい考え方、行動の仕方について議論し、自分なりに納得できる考えを持つことを目指す授業づくりに取り組んできました。

また、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力、感受性を身につけ、差別や偏見のない社会の実現に努めようとする態度を養う授業づくりにも努めているところでございます。

人権教育におきましては、生命が最も重く、かけがえのないものであるという理解の上に立

ち、自分の生命を大切にするとともに、他の生命も尊重し、お互いに支え合いながら力強く生きていこうとする態度を養う参加型学習などを実施しております。今後は、これまでの取組に加えて、県の人権同和教育課が作成したリーフレット「新型コロナウイルス感染症に負けないために」等の資料を活用しながら、新型コロナウイルスなどの感染症が、なぜ差別や偏見につながるのかについて深く学ぶとともに、不安やストレスからいじめや差別が生まれないようにするための対応方法について繰り返し学習し、定着を図ることとしております。

このように、いじめの未然防止や、偏見や差別をせずに、誰に対しても公正・公平に関わり、望ましい学校や社会を実現しようとする態度を育てる授業を、各学校において日常的に実施してまいります。

また、8月25日に出された文部科学大臣のメッセージや県の通知を受けて、本市としましては、児童生徒、保護者、地域の方々が、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう、学校と連携を図りながら、引き続き指導・啓発してまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。今や、新型コロナウイルスに感染することは、いつでも、誰にでも起こり得ることであり、もっと怖いのは、誹謗中傷や差別・偏見等により、感染者や濃厚接触者が心の傷を負うことです。万が一、感染者等が発生した場合、現在の環境の中でできる最大限の取組や配慮をし、学校と家庭、地域、関係機関が連携しながら感染者等を守るという強い姿勢で進めていただきますよう要望して、この質問は終わります。

次に、道の駅たるみずはまびらのホテル建設についてであります。1回目の説明を聞きますと、民間事業者さんの事業であるということ

が理解できましたので、今後も事業が円滑に推進できるよう、市として協力していただきたいと思っております。

交流人口の増加を図る上から、また、本市の知名度アップにも効果が生まれると思っておりますので、計画どおり建設が進むよう要望して、この質問は終わります。

次に、本城川の寄り洲除去についてでございますが、ここ数年の寄り洲除去の実績については理解しました。

次に、本年度、県が計画している箇所と規模はどの程度なのか、土木課長に伺います。

**○土木課長（東 弘幸）** 本年度の計画箇所と規模につきましてお答えいたします。

1回目の答弁で、過去4年間の実績をお答えいたしました。合計約8万5,000立方メートルの除去量となっており、10トンダンプの台数で申しますと、約1万4,000台分ほどになるようでございますが、このように多量の寄り洲を災害復旧や県単独事業で対応していただいているところでございます。

本年度は、3か所の寄り洲除去の計画がなされておりますが、既に発注済みの箇所を含めまして、牧橋から上流を2,290立方メートル、上馬込地区を3,480立方メートル、中洲橋上流部を2,200立方メートル、合計7,970立方メートル除去する計画でございますが、中洲橋上流部につきましては、本年5月頃に、寄り洲が元で河川への排水が塞がり、雨天時は道路が冠水するため、寄り洲除去を行ってほしいとの要望があり、現地を確認後、大隅地域振興局へ除去の要望を行ったところ、既に発注がなされたと聞いているところでございます。

大隅地域振興局におかれましては、地域からの要望を受け、直ちに対応していただきましたことに対しまして、感謝申し上げます。

以上でございます。

**○川越信男議員** 本年度の計画については、早い段階での除去の実施をお願いしまして、関係もありますので、県への要望について伺います。県も県下一円、多くの河川を抱えており、また予算の制約もあることから、厳しい状況にはあると思います。そのような中、現状を伝え、県に要望していかれると思います。どのような要望活動をされていかれるのか伺います。

**○土木課長（東 弘幸）** 要望活動につきましてお答えいたします。

本城川の寄り洲除去の要望につきましては、特に水之上地区公民館の独自の取組といたしまして、防災点検を実施されており、本城川の寄り洲除去を含め、様々な御要望をいただいております。本城川の寄り洲除去につきましては、毎年実施されます大隅地域振興局を中心に、近隣市町で構成する大隅地域土木事業連絡会で寄り洲の状況写真を添付し、実施の要望を行っているところでございます。

また、平成24年度から27年度の4年間で実施されました鹿児島県寄り洲除去計画では、流下能力や背後地の状況等を勘察し、埋塞率20%以上の寄り洲を4か年で集中的に除去するため、県内各二級河川につきまして、総事業費約37億円、除去量141万立方メートルを除去しておりますが、本城川につきましては平成24年度と25年度に実施されているところでございます。

鹿児島県におかれましては、本城川は土砂が堆積しやすい河川であるとの認識を持っているようでございますので、平成28年度の台風16号災害で発生しました馬込地区や井川地区の河川埋塞によります越水が発生しないよう、河川の流下能力確保のため、引き続き除去が必要な箇所につきまして今後も要望を行ってまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** 寄り洲除去については災害と直結する問題です。県の予算の関係もある中で、なかなか簡単ではないことは理解しますが、市

民が安心して生活するためにも、早急な除去が必要です。引き続き、県への強い要望をしていただくをお願いいたしまして、この質問は終わります。

次に、環境整備班の質問に入ります。

環境整備班の現状については、先ほどの答弁で理解できました。依頼数も年々増加しており、厳しい状況のようです。こうした状況において、現状の人材だけでは市民の要望に対して満足のいく対応は困難ではないかと思えます。人材が無理なら、解消するためには新たな機械導入が必要ではないかと思えますが、現在の作業用機械の種類や台数、また今後の購入計画について伺います。

**○土木課長（東 弘幸）** 作業機械の現状と今後の購入予定につきましてお答えいたします。

現在、土木課で保有しております主な作業機械は、まず、平成22年5月に株式会社財宝様より御寄贈いただきました小型バックホーが1台、平成24年12月に株式会社垂水巡回衛生社様より御寄贈いただきました2トンダンプが1台、同じく平成24年度社会資本整備総合交付金の効果促進事業で購入いたしました4トン車ベースのロードスーパーが1台、平成28年度に、主に宮脇公園や中央公園、海岸公園の除草作業用に購入いたしました乗用型芝刈り機1台、平成29年度にふるさと応援基金で購入いたしました4トンダンプトラック1台とタイヤショベル1台、令和元年度に軽ダンプトラックとバックホーに取り付けて作業する草刈り機を購入しております。

そのほか、肩掛け式草刈り機5台、チェーンソー3台、ブロワー1台、発電機1台、高圧洗浄機1台保有しており、作業の効率化や作業員の負担軽減につながるものと考えているところでございます。

今後の機械の購入予定につきましては、現在のところ具体的な予定はございませんが、先ほ

ども申しましたとおり、作業員の負担軽減や作業の効率化、作業環境の整備などの観点から、必要な機械類につきましては環境整備班と協議し、意見等を参考にしながら判断してまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** 人材確保は早急な対応が困難であるならば、何とか機械を導入することにより作業の効率化を図っていただけるかと思えます。検討してください。

次に、土木課所管だけではなく、農林課所管においても、農道や排水路などの維持作業を行っていると思えますが、現状を農林課長に伺います。

**○農林課長（森 秀和）** 農林課所管における環境整備班への依頼状況につきましてお答えいたします。

農林課において、年間30件程度の作業を土木課へお願いしております。農道のり面が崩壊したときや水路が閉塞したときなどの土砂除去等が主な作業内容となっております。そのほか、海潟、中俣地区の生活に密着した農道のロードスーパーによる降灰除去も行っております。

しかしながら、環境整備班は、土木課所管における作業が中心となり、その作業の合間を調整し、緊急性に応じて作業をしていただいている状況でございます。農林課で管理する道路には農道と林道がございます。農道は、交付税対象路線の一定要件でございます幅員4メートル以上の路線が85路線、実延長が39.5キロメートル、4メートル未満の路線も含めると約170キロメートルの延長となっております。林道は、二川線・海潟牛根麓線・白山線など9路線、路線延長34.9キロメートルとなっております。

そのほか、治山施設、橋梁、農業用水路も管理しております。農道や林道、農業用施設においては、まず春から秋にかけて除草作業を

行っております。

また、災害によりのり面崩壊や側溝埋塞の被害が発生した場合は、土砂除去や清掃作業を行っております。

治山施設においては、鹿児島県へ治山事業での対応をお願いしているところではございますが、年々多くの山腹崩壊が発生し、工事が追いつかない状況となっております。工事までの対応といたしまして、大型土のうなどによる被害拡大防止対策を行っている状況であり、これらの作業のほとんどを市内建設業組合の業者に委託し、作業を行っております。

そのほか、国と県と市の支援事業でございます中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、草刈りや水路の泥上げ等に取り組んでおられる地域や、ボランティア作業により草払い作業をしていただいている地区もございますが、高齢化によりボランティアに参加される住民の減少など、大変な苦勞をされていることを重々感じております。

8月に開催された行政連絡会においては、地域や農家の方々による奉仕作業により維持されてきた農道や水路も、近年、数人の年寄りだけ、もう作業ができない、限界である。全て市にお願いしたいという声が多く聞かれるようになりました。今後、農家の高齢化による担い手不足や施設の老朽化に伴う維持管理費用の増加が見込まれる中、市民生活の安全を確保するためにも定期的なパトロールを行い、即座に対応し、災害等の発生を未然に防ぐことができる維持管理体制の整備が重要となってくると思われれます。

このようなことから、将来を見据えた早急な対応を検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 農林課所管においても、高齢化、後継者の不足により維持管理に苦慮されておられるようです。こうした状況では、年々環

環境整備班に係るウエートが高くなることは明らかでございます。農林課も整備班を3人1組ぐらいでぜひ作っていただきたい。要望しておきます。

人材不足は、ある程度機械化を充実させることで多少は解消できると思いますが、根本はやはり人材を増やすことではないかと思えます。人事と予算の関係があるでしょうが、今後の環境整備班の増員について土木課長の思いを伺います。

○土木課長（東 弘幸） 環境整備班の拡充につきましてお答えいたします。

1回目の答弁で申しましたとおり、現在、6名体制で市内各所の維持作業を行っておりますが、6人全員が50歳以上でございます。特に真夏の作業は肉体的負担が大きいことから、熱中症対策としまして、昨年度、空調服を購入したところでございます。

このように、作業環境を整えることは大変大事なことで考えており、先ほどの答弁と重複いたしますが、不足している機械類につきましては購入を検討するなど、体制の充実化を図ることは重要であるものと捉えているところでございます。

また、環境整備班の人員につきましても、高齢化社会を迎え、地域での取組も年々少なくなっていることや、先ほど農林課長の答弁でもございましたが、これまでは農家の方々が自主的に取り組まれておりました農道の除草作業や水路の管理なども、近年の耕作者の減少や高齢化により、これまで以上に行政の対応が求められることが考えられますことから、作業の効率化や作業員の負担軽減のための新たな機械導入や、将来的な人員増につきましても、関係課と協議を行い、今後の体制の充実化を検討しなければならない重要な課題であるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 これので私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、10時30分から再開いたします。

午前10時19分休憩

午前10時30分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 皆様、お疲れさまです。本日は、2番手で登壇することになりました垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

先ほど市長からも報告がありましたが、一昨日に接近した台風10号ですが、当初、特別警報級の勢力として警戒が呼びかけられていたのですが、台風の勢力が想定より早く弱まったことで特別警報の発表を見送られました。この台風の特別警報というのは、1959年の伊勢湾台風級の中心気圧が930ヘストパスカル以下、最大風速50メートル以上という基準として発表されるということでもあります。もし予報どおり特別警報級の台風が来ていたら、垂水市はもとより、県内の広い範囲において未曾有の被害が発生していたのではないかと思います。

今回の台風の勢力が予報どおり発達しなかった理由は、はっきりとされていませんが、1つには、数日前に同じコースを通過した台風9号の影響で海水が攪拌されて、海水温が下がっていたからではないかと言われております。いずれにしても、特別警報級の台風にならなくて本当に良かった、幸いだったというふうに思います。

それでも九州各地、多くの地域で家屋の損壊や農作物の被害、崖崩れや長時間の停電等多く

の被害、爪痕を残しました。被害に遭われた方々には、この場をお借りしてお見舞い申し上げますとともに、被害回復が一刻も早く進みますようにお祈りいたします。そして、本市においてもできる範囲、支援に取り組んでいただきたいということをまずもってお願いをしておきます。

そして2つ目、コロナ対策についてであります。

9月7日現在、昨日現在で、全国で累計7万2,034人の感染者数が確認されております。鹿児島県においても、5か所においてクラスターが発生し、371人の感染者が確認されております。依然、予断を許さない状況にあります。コロナ対策についても、コロナ禍に対応する新しい生活様式を取り入れながら、感染防止と地域経済の再生に引き続き取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

そしてもう一点、課長を含めて職員の皆様方をお願いしたいことがあります。

それは、あいさつの励行であります。朝に出勤したとき、また日中に職員や訪れた市民の皆様に対してあいさつをしていただきたいということであります。特に、早朝より市役所内を清掃している方々に対して感謝をするべきではないかと思っております。

これからも長期にわたって使わなければならなくなった庁舎であります。毎日、早朝より皆さんが気持ち良く仕事をしていただくようにという思いで一生懸命に掃除に励んでおられる方々がおられることを当然だと思っはけません。常に感謝の気持ちを持ち、一言のあいさつでもいいわけですから、言葉で感謝の気持ちを伝えてほしいと思っております。その点はくれぐれもよろしくをお願いいたします。

前置きはこれぐらいにいたしまして、本題に入っていきますが、今回の質問は、私にとりまして3期目、38回目の一般質問になりますが、

関係各課の皆様におかれましては本日も簡潔明瞭に御答弁をよろしくをお願いいたします。

まず1点目は、庁舎建設について質問します。

8月9日に新庁舎建設に関する住民投票が行われました。結果は、反対4,424票、賛成4,080票となり、反対多数ということになりました。

築60年が経過して、古くて危なくなった現庁舎を建て替えるために、執行部は約5年間を費やして、検討に検討を重ね、そして議会の議決も得ながら進めてきた原案でしたが、市民の理解を得ることができなかったことに、非常に残念な気持ちでなりません。

なぜ市民の理解を得ることができなかったのか。そのことは様々な理由があると思いますが、その1つには、市民に対する説明不足と原案に対する正しい情報が正しく伝わらなかったことがあるのではないかと考えています。議員の一人として、情報を正しく伝えることができなかったことに対しても反省をしています。

そして、非常に残念に思うことは、結果が出てから、よく市民の皆様尋ねられるのは、新庁舎は場所を変えてすぐに造るのでしょうかという声であります。何と答えたらいいか答弁に困りますが、そこははっきり、執行部は5年間を費やして計画したものをすぐに修正して作り替えることはできない。場所的な問題、そして財政的な問題はすぐには解決することができないなどと説明をしています。

市長は、住民投票の結果を受け、記者会見やあるいは本議会の開会のときなど、あらゆる機会に計画を白紙にするなどと明言されていますが、改めてこの一般質問の機会に市長の素直な考えをお聞きいたします。

大きな2つ目は、コロナ禍における高齢者の見守り活動についてお尋ねします。

本格的な人口減少社会の到来、独り暮らし世帯の増加などといった社会構造の変化と共に、地域のつながりはますます希薄化しています。

そして、高齢化の進展により、今後さらに独り暮らしの高齢者等に対する見守り活動の必要性が高まってくるが見込まれており、よりきめ細かな見守り体制を構築する必要があります。

特に、コロナ禍の中で、人と人との交流の場の少なくなった方々は、寂しい思いをされておられると聞いていますし、そのことが不安につながり、安心安全面、ひいては健康面に大きな影響を与えています。まずは、本市における見守り活動の現状と問題点についてお尋ねいたします。

大きな3つ目は、地域猫の対策についてお尋ねいたします。

この問題については、私は平成28年、今から4年前の9月議会の一般質問の中で、市民から寄せられた困り事相談に対する問題解決の取組ということの中で質問した経緯があります。

また、同様の質問について、新原議員も昨年の9月議会の中で、飼い猫と野良猫の区別について明確にしてほしい旨のテーマで一般質問をされています。

今回は、飼い猫ではなく、飼い主のいない猫、いわゆる地域猫について質問いたします。

飼い主のいない猫をかわいそうだと思い、餌を与える方々がいる一方で、猫による被害や苦情が多く、そのことは全国的にも大きな社会問題となっていることは、皆様御存じのとおりであります。

垂水市においても、至るところで地域猫を見かけます。場所によっては、その地域に捨てると餌をしてくれる人がいるから捨てに来たという地域もあります。そして、私が住んでいる潮彩町では、今年の春でしたが、生まれたばかりの子猫の集団を数か所で見かけました。間違いなく、猫の数も日ごとに増えてきている状況です。

また、ふん尿による異臭は日常茶飯事です。先日は、家の裏で子猫の死体による異臭もあり

ました。環境衛生の観点でも早急に対策をしなければならぬのではないかと思います。

そこで、まずは、このような現状をどのように考えているのか。また、現在の取組についてお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 住民投票の結果を受けてについてお答えいたします。

住民投票を実施する思いに至った経緯は、本年3月に実施設計が完了し、6月議会にて建設に関する予算を可決いただいたこともあり、新庁舎の事業費や規模、機能などが市民の皆様にお示しできたことから、主権者であります市民の皆様のご意見を最終確認し、その結果を尊重することで、市民の皆様と一緒に、同じ方向を向いて取り組んでいきたいという思いから実施を決断いたしましたことは、これまで記者会見等でも述べたとおりでございます。

その結果、残念ながら反対が賛成を上回り、市民の皆様とのお約束のとおり、現計画を白紙とさせていただきます。

これまで述べましたが、築60年の古くて危ない庁舎を、国からの有利な財政支援がある期間内に、市民の皆様のご安全のため建て替えたいという論点が、違う争点となったことは大変残念であります。これまで申し上げてきたとおり、安全面、財政面において最良の計画である考え方に今でも変わりはありませんが、1票でも多くの民意が示された方向に向かって決断すると発言をいたしましたので、この結果を受けてノーサイドにして、垂水市が未来へ向かって進み、子供たちや孫の世代のために責任ある立場として次のまちづくりを考えていくスタートとしたいと述べさせていただきました。

今回の9月議会は、次なる計画づくりに対して、議員の皆様のお考えや具体案をお聞きできる場です。しっかりと耳を傾け、まずは取組を進めなければならないことや、次

なる計画づくりの参考とさせていただかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**○福祉課長（高田 総）** コロナ禍における高齢者等の見守り活動の現状についてお答えいたします。

本市における高齢者等の見守り活動については、これまで行っている様々な活動を感染症対策に十分配慮しながら継続して行っているところでございます。

それでは、見守り活動の現状でございますが、まず、垂水市社会福祉協議会が行っている在宅福祉推進事業の一つである見守りネットワーク事業がございます。この事業は、民生委員の皆様が各担当地区の65歳以上のひとり暮らしの高齢者等や災害時の要支援者について、自宅訪問等により調査をお願いし、台帳作成に加えて、地図への落とし込みを行うことで、市内の高齢者等の状況を把握し、支援につなげるものでございます。

今年度の調査はほぼ終了している状況であることから、担当地区の高齢者等の現状については把握されているものと考えております。

次に、市が木場商店と委託契約を締結している訪問給食サービス事業の配食時における安否確認でございます。

この事業は、調理・配食だけでなく、安否確認も委託業務の中に含んでおり、緊急時における関係機関への連絡や配食時における対象者の状況を記録した日誌も作成していただくなど、高齢者等の状況把握に役立っているところでございます。

そのほかには、紙おむつ給付事業における紙おむつ配達時の見守り、市が市内の郵便局と締結している見守り等に係る協定や、市と民生委員協議会、鹿児島相互信用金庫の3者による、地域における見守り活動に関する相互協力協定、さらには、垂水市在宅高齢者等緊急通報体制整

備事業として、ALSOK安心ケアサポートと契約し、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、見守りや緊急時の通報を行うものがございます。

以上が、福祉課における見守り活動の現状でございます。

見守り活動の問題点についても質問されましたので、お答えいたします。

見守り活動を行うに当たっての問題点でございますが、本市の新型コロナウイルスの状況や、新型コロナウイルスに対する個々の考え方がありとしますので一概には言えませんが、コロナ禍における対面活動の自粛を考える必要があることでございます。

さらに、市内で発生した場合や緊急事態宣言が発出された場合には、これまで以上に対面活動の自粛が必要となることが予想され、日頃、地域の高齢者等を見守っていただいている民生委員の皆様の活動がさらに制限されることが考えられることでございます。

現に、全国民生委員児童委員連合会から、民生委員・児童委員の活動は地域にとって欠かすことのできない活動であり、一律に活動を規制できるものではないが、コロナ禍の中、政府の動向や各地域の状況を十分に踏まえ、感染予防・拡大防止を優先し、引き続き無理のない範囲での活動をとの通知もあったところでございます。

以上が、本市における現在の問題点であると考えております。

以上でございます。

**○保健課長（草野浩一）** 保健課における見守り活動の現状についてお答えいたします。

保健課における見守り活動は、地域の中で手助けを必要としている高齢者や要介護者等が、住み慣れた地域や家庭において、安心して安全に暮らせることを大きな目的とし、垂水市地域包括支援センターにおいて見守り活動を行って

おります。

活動内容につきましては、三職種と言われる保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士や介護支援専門員、看護師等が、要介護度の要支援1、要支援2の認定を受けておられる方や、閉じ籠もりなど何らかの支援を必要とする高齢者の把握に努め、定期的に訪問を行っております。

また、福祉課と連携し、訪問給食サービス事業で給食の配達時に利用者への声かけなど、状況確認をしていただいております。

加えまして、市が委託しております認知症地域支援推進員においては、認知症の方やその家族の交流の場としてグループホームなどの介護事業所が開催している日に訪問し、介護家族が抱える課題の解決や傾聴による介護ストレスの軽減を図る活動などをし、家族を含めた見守り活動を行っております。

しかしながら、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、相談支援の機会を増やすための認知症カフェや家族の会等が開催できないことから、主に認知症の方の自宅を個別に訪問し、相談事の傾聴を行う活動を行っております。

また、平成28年度からは、鹿児島県の事業を活用し、65歳以上で組織するボランティアグループによる声かけや話し相手など、高齢者を支援する活動を実施しております。現在、22のボランティアグループがあり、延べ256名の方が登録していただいております、おおむね月2回程度の活動を行っていただいております。

その中、今後も引き続き本事業への理解を深めていただくための周知を拡大し、地域の見守りに対する意識を向上させていくことと、また、コロナ禍での活動の制限が課題と考えているところと。

以上が、保健課における見守り活動と問題点の現状でございます。

以上でございます。

**○生活環境課長（港 耕作）** 地域猫の対策の現状・実態の把握と対策につきましてお答えいたします。

本市におきましては、猫の餌やりなどに対する住民からの相談が年間を通して市内の数か所から寄せられ、また、同じ箇所から数回の相談も受けることもあります。

内容といたしましては、猫に餌やりを行うことによるふん尿、鳴き声、敷地へのいたずら、残り餌への虫の発生などであります。

住民からの相談への対策といたしましては、餌やり禁止の看板の設置、振興会でのチラシの配布、そして、餌やりを行っている方が判明した場合は、まず動物愛護の観点から、室内飼育を行うことや、餌やりを行った後のふん尿処理などの指導などを行っており、そのようなことが守られないときは保健所と連携して、餌やり自体を行うことをやめるように、直接指導する場合もあります。

今後も他市の事例など情報収集に努め、対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** これからは一問一答方式でお願いいたします。

まず、新庁舎建設についてであります。

本来でいきますと、原案どおりいけば、2年後には新庁舎が完成する予定でありました。これがかなわなくなったということは非常に残念であります。市長は、計画は白紙ということになりましたけれども、白紙となりますと、一番問題は、場所的な問題、そして、国からの交付金の資格も失うわけですから、財政的な問題がありますが、このことは、すぐには解決はできないのではないかというふうに私は思っています。

そうすると、しばらくの間は、この現庁舎を使うこととなりますが、現庁舎の耐震基準、耐震をした場合の事業の流れとその期間、どれだ

けかかるか。そして、耐震診断をこれまでしなかった理由についてお聞きしたいと思います。

**○庁舎建設総括監（園田昌幸）** 現庁舎の耐震基準についてお答えいたします。

建築物の耐震基準につきましては、建築基準法が昭和25年に制定、昭和46年に一部改正されていますが、その際、震度5程度の地震で建物が倒壊しないという基準になっております。

その後、昭和56年に改正され、これを新耐震基準と言っておりますが、震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から7程度の大規模地震では倒壊は免れるという基準になっております。

現庁舎につきましては、昭和33年に建設され、昭和35年、44年に増築されておりますので、新耐震基準以前の建物ということになりますことから、耐震診断をしないと正確には判断できませんけれども、耐震性は低く、大規模地震が発生した際は危険であると考えております。

次に、耐震関係の事業の流れと期間ということについてお答えいたします。

一般的な耐震化事業の流れは、耐震診断、その後耐震補強計画、実施設計、耐震工事という流れでございます。現庁舎の耐震化につきましては耐震診断をしないと判断は難しいと思いますので、まずは耐震診断を行うこととなりますが、耐震補強が必要となりましたら、耐震補強をどのように行うかの耐震補強計画を作ることとなります。その後、耐震改修を行うための実施設計を行い、耐震工事を行うこととなりますが、耐震改修、耐震補強計画につきましては、審査機関の審査を受けなければなりません。審査機関の受託件数にもよりますけれども、それぞれ半年程度は必要になると考えています。

また、耐震改修工事の実実施設計を行う場合、耐震補強計画を基に設計いたしますが、現庁舎を今後もどの程度使い続けるのか、新庁舎建設をどの程度、早急に行うことができるのか。さ

らには、耐震改修だけを行うのか、それとも長寿命化を考え、内部改修や設備等の改修まで行うのかにより改修工事の内容が変わってきます。

次に、耐震補強に要する期間でございますが、補助事業の活用なども考慮いたしますと、耐震診断から耐震改修工事まで、工事内容・規模によりますけれども、一般的に3年から4年を要するものと考えています。

次に、これまで耐震診断を行わなかった経緯についてでございますが、平成24年2月に設置しました庁内検討委員会で協議を重ね、平成29年3月に取りまとめられました新庁舎建設の検討結果報告書において、現庁舎を継続的に利活用する耐震補強工事は、耐震壁の新設、構造体の補強だけでなく、くい打ちがちょっとはつきりしないものですから、本館のくい・基礎の補強が不可欠であると考えておりますけれども、建設当時の詳細な図面がなく、くい・基礎工事には大きな課題があると考えています。

今後、耐震補強工事を実施した場合は、耐震壁や補強材のため、事務室がさらに狭小になることと思われます。それによって執務環境は悪化し、さらには来庁者への行政サービスの低下などが大きく、このような問題点を抜本的、また早期に解決するために新庁舎の建設が望ましいとしておりました。

この検討結果を議員の皆様にご報告した後、外部検討委員会での意見を踏まえまして、庁舎整備基本構想、新庁舎建設基本計画につながっているところでございました。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 今しっかり説明をいただきました。様々な課題があるということであります。現庁舎、昭和33年に建設されて、35年と44年に増築されている。56年の建築基準法の新耐基準を満たしていない。耐震性が低く、大規模地震が発生した場合は危険であるという結論が出ている。このことについてですが、これは幾度

となく今まで議会の中でも確認してきたことであります。だから、一刻も早くそのことを回避するために新庁舎を建設することが決まったのではないのでしょうか。

今後、仮に耐震を検討する場合、今、総括監説明されたとおり耐震診断をする。そして耐震補強計画をする。そして、実施設計、その後耐震工事を実施する。少なくとも3年から4年かかるということです。3年から4年、これを庁舎を危険にさらすということになります。

仮に、耐震すると決まった段階でも、耐震診断の経費だとか、本体工事、莫大な費用がかかると思います。そして、耐震した庁舎、何年度から使うんだと。利用する期間に応じて強度も変わってくる。そういったことを検討した中で建て替えたほうがいいのかというふうに決まったわけです。

これは検討委員会の中でも結論づけされているということであります。また同じことを検討しなければならないのかということを見ると、本当に無駄な時間を過ごすのではないかと思います。すぐろくのゲームじゃないんです。振り出しに戻るといことはしたくないです。

ちなみに、耐震診断、そして耐震工事をするとなると、一般的に一体全体どれぐらいの費用がかかるのか、総括監分かりますか。分かる範囲で教えてください。

**○庁舎建設総括監（園田昌幸）** 今、議員より質問がありましたけれども、耐震診断をしていない状況におきましては、幾らかかるといのはちょっと申し上げられないところでございます。あくまでも耐震診断を行いまして、どういう補強を行うか、どういう箇所なのかを実施設計をしてみないと工事費についても上がりませんので、今現在は、ちょっとはつきりお答えできないということでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** そのとおりだと思う。耐震診

断して、どういうところを補強するのか。それで金額が変わってくるということであります。

私の調べたところによりますと、耐震のほかには施設の補修、そして今後バリアフリー化など市民の利便性も考慮した設備も必要になります。ざっくり見積もっても、新庁舎を建設する費用の約半分ぐらいの費用がかかるのではないかと、いうふうに私は見ております。

このことは、これまで議会の中でも検討されていることではないのでしょうか。だからこそ、新たに庁舎を建て替える必要があったんだ。今後、長期にわたって利用できる庁舎でなければなりません。やはりそういうことを考えますと、新たな新庁舎計画を進めるべきではないかなというふうに思います。

問題を替えます。これまで進めてきた新庁舎建設計画ですけれども、安全面、財政面、全てにおいて私はベストな計画、問題のない計画であったと私は今でも思っています。

市長は、住民投票の結果を踏まえて、計画を白紙にするとした決断をされました。そのことは非常に大きいものがあると思います。そして、新たな計画づくりには建設場所の見直しと財政的な見通しに大きな課題があると思います。

まずは、建設場所の見直しですけれども、候補地の検討方法、そして決定方法、これまでよりも高いハードルになると考えています。建設場所の選定については反対の活動をされた方々の考えをまずもって聞くことから始める必要があるのではないのでしょうか。

そして、財政的な見直しについても、これまでの進めてきた計画であった交付税措置のある起債が利用できないわけですから、国からの財政的支援もなく、自主財源をどう工面するのか。これまで以上に財政的な負担軽減が優れていないといけない計画にしなければいけません。これもハードルが高いことになります。

反対の活動をされた方々は、当然にこのこと

も理解した上で反対されたと思いますし、具体的な代替案があって反対したと思いますので、まずは反対の活動をされた方々の考えを聞きながら、前に進めないといけないのではないかと思いますけれども、市長はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 今後の方向性ということだろうと思いますが、その前に、これまでの経緯を簡単に総括いたしますと、基本的には、堀内議員がおっしゃる考えに従って私も進めてまいりました。古くて危ないので建て替えるということを進めてきたわけでありまして、庁舎問題に関しては、二元代表制の中で、我々執行部は執行権、半分の権限を有する中で、与えられた権限の中で進めてまいりました。基本的には、基本構想を、そして基本計画、実施設計、6月の19日に最終の実実施設計の案ができましたので、そのことの議決を頂いて進めてきたわけでありまして、もう一方の皆さん、14名の皆さんで有する議決権の中で、5月1日に移転のための議案が否決されましたので、そのこともあって現在に至っているというふうに思います。それぞれのお立場でいろいろ考え、あるいは責任があると思いますけれども、そういう中でこのような結果になりましたので、先ほども申し上げました。中味に関しては安全面、財政面共に、今でも間違いのない計画であったというふうに思っておりますけれども、市民の皆様のお判断、住民投票ということで、その結果には1票でも結果に従って同じ方向を向いて進めていくというふうに申し上げておりましたので、そのような決断をさせていただきました。

そこで、今後の方向性ということでございますけれども、現実問題として、庁舎の建て替えの是非を含め、新たな計画づくりは難しくなっていくことが予想されます。これまで市が進めてきた新庁舎建設計画は、安全性が高い、財政的なメリットがある最良の計画でございました

が、それを白紙にして再スタートするわけでございますことから、借入利率が低く、地方交付税措置のある有利な事業債である公共施設等適正管理推進事業債が令和2年度までの限定措置でありますことから、活用することができません。こういった財政的なメリットがなくなったことなども含めて、計画に反対されている方のお考えや御意見、さらには、具体的で実現可能な代案なども併せてお伺いすることからスタートして、お互いに協力して取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 新庁舎建設について、市長も、財政面、安全面、間違いのない計画であったというふうに言われました。私個人も、今でも安全面、財政面、そして市民の利便性、市の発展性まで含めて、さきの計画に勝る案はないと確信していますし、今はそれ以外考えられません。

今後、議会において特別委員会を立ち上げて協議するということになっていきますので、ぜひとも反対の活動をされた方々の新庁舎建設に対する案に期待をしたいと思います。

そして、最後に、計画に賛成した市民の票も4,080票あったと。その差は僅かに344票だということも訴えて、この庁舎建設問題は、今日は終わりたいと思います。

次に、高齢者等の見回り活動の強化についてお聞きいたします。

市としても、保健課も福祉課もそれぞれ活動はされているということでもあります。この活動は、実際機能しているのかということが問われるのではないかなと思います。本格的な人口減少社会の到来、独り暮らしの世帯の増加などといった社会構造の変化と共に地域のつながりというものが希薄化している。特に、コロナ禍のこの状況においてはなおさら寂しい思いをされている方が多くいらっしゃるということ。そ

のために支援が必要でありながら、福祉サービスにつながらない人、あと地域のセーフティネットでカバーできない人が増加して、これからの福祉の在り方として、行政としてではなく、市民や社会福祉法人、そして地域の団体、ボランティアなどと連携協力して対応することが求められているのだよというふうに私は思っています。そのための体制づくりが必要になってくると思います。

先ほど組織はあるのだということでありませけれども、機能しているかどうかも含めて、この必要性についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

**○福祉課長（高田 総）** まず、コロナ禍における高齢者等の見守り活動の重要性についてお答えいたします。

見守り活動の重要性でございますが、現在のコロナ禍において、感染防止のため、多くの高齢者等が自主的に外出を控え、また、これまで参加していたイベントや地域の活動が中止となったことから、外出の機会が減り、自宅で長い時間を過ごしておられることが想定されます。

このような状況のもと、見守り活動により高齢者等の心身の状況や生活の実態を把握し、適正な支援につなげていくことは大変重要であると考えております。

加えて、関係課や関係機関が連携し、役割分担を行いながら、様々な工夫を凝らし、高齢者等を守るための取組を行っていくことも重要であると考えます。

続きまして、その成果でございますが、令和元年度は、訪問給食サービスにおいて緊急の事案の発生はございませんでした。しかしながら、常時配食等の様子を記録した、先ほど申し上げました日誌を福祉課・地域包括支援センターで確認することにより、対象者の現状の一助を担っている大変重要な取組であると考えます。

また、在宅高齢者緊急通報体制整備事業にお

いても、ALSOKより連絡があり、救急車要請対応もあって、その後入院されたというケースもございますので、成果が現われていると考えております。

以上です。

**○堀内貴志議員** 警備会社との連携、これは具体的に何件の、何人が加入しているのか。それで費用をどれだけ補助しているのか、その点をちょっと教えてください。

**○福祉課長（高田 総）** 現在、毎年利用されていらっしゃる、利用者は4名なのですが、その方は、大体毎年利用をされております。

月額利用料金300円で機器の貸与を行っております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** この月額300円というのは、本人が払うのが300円、そうですか。

**○福祉課長（高田 総）** はい。

**○堀内貴志議員** 利用者は4名ということですから、私もこれネットで見ました。いい取組だと思います。もっとこれが普及するともっともっと安心できるのではないかなと思いますし、特にお父さん、お母さんを田舎に置いて都会で働いている人、常に心配です。そういう時に警備会社とのこのシステムが機能すれば、より以上に安心できるのではないかと思いますので、普及に努めていただきたいというふうに思います。

そして、様々な活動をされているようですね。相信との連携だとか、弁当屋さんとの連携とか、木場商店ですか。そして郵便局、やられていることがありますので、もっと効果を検証した上で、もっともっと効果が出るように取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、今コロナ禍の時期、新しい生活様式を考えなければいけないという時期に来ています。今回の予算の中でも、補正予算7号で、光ブロードバンド整備事業、予算計上されて、市内

が九十何%充実するということになりました。そして、各小・中学校、GIGAスクール事業を展開して、いよいよ児童生徒一人に1台のタブレットを貸与するということにもなりました。このことは高齢者の方にも応用できる事業が展開できるのではないかなというふうに思います。そのことについてどのように考えているのか、そのことも含めて、今後の見守り活動の推進についてどういう見解かお聞きしたいと思います。

**○福祉課長（高田 総）** コロナ禍における高齢者等の今後の見守り活動についてお答えいたします。

コロナ禍における見守り活動を行うに当たっては、先ほど申しあげましたように、本市の状況、加えて高齢者等が置かれている環境や考え方に違いがあると思われることから、慎重な対応が必要であると考えます。

現状におきましては、課題はありますが、日頃顔見知りであり、高齢者等が安心して訪問を受け入れることができると思われる地域の民生委員の皆様のお力を借りて、引き続き見守り活動をお願いしていくことが最善の方法であると考えます。

福祉課といたしましては、8月26日の民生委員の役員会において、9月10日に時間を短縮して全体会を開催することが決まっておりますので、この場において、感染対策及び自身の体調についても十分注意した上で、今後の活動のお願いやこれまでの活動において気になっている高齢者等については、できる範囲で定期的に訪問していただくなど、高齢者等の安全確保に努めていただきますようお願いしてまいりたいと考えております。

また、見守り活動を行っている関係機関の皆様に対しては、昨年12月議会において、梅木議員から、地域の見守り対策についての質問があった際に、各関係機関の取組の充実をお願いしたところではございますが、今回は、コロナ禍

における活動でございますので、確認する意味でも、再度またお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

鹿児島市の取組ですけど、NPO法人つながるかごしま、ゆくさと書いてある。これ、NHKだったかな、テレビで特集がありまして、たまたまそれを見かけたことがありました。地域とボランティア団体と行政と一緒に取組んでいると。社会で孤立した身寄りのない高齢者だとか独り暮らしの高齢者の方との連携を図って効果を得ているということでありますので、ぜひとも新しい組織を垂水市で立ち上げることもひとつ考えていただければいいと思います。

独り暮らしの高齢者等の訪問による安否確認だけではなくて、地域の住民同士、そして事業者などが緩やかに、高齢者を見守ることによって高齢者の異変に早期に気づいて、必要な支援につなげていく、これが見守り活動と言えますので、あらゆる取組を実行して、効果に結びつけてほしいということを訴えて、この質問を終わりたいと思います。

あと地域猫の関係です。先ほど課長が、相談内容だとか解決策だとかお話をされました。これは、実は9月議会、新原議員が質問されたときも同じような回答をされております。猫、妊娠期間、約2か月です。1度の出産で4頭から8頭、平均で5頭出産しているという事実があります。そして、2か月後に子猫が離乳すると次の妊娠が可能になるということです。そして、産まれたばかりの子猫も6か月前後には繁殖可能年齢に達するということで、繁殖サイクルが非常に早いという特徴があります。1匹の猫で年3回出産可能ということ。これ、環境省の計算上、1匹の雌猫が3年後には2,000頭に増えると試算しています。

課長が対策についてお話されました。現状の対策で問題解決に結びつくのか、もっと行政としてできることはないのか。

猫というのは、保健所では捕獲していません。これは法律でやっぱり愛護動物として守られていますので、捕獲はしていません。餌やりをするなどということも強く言いません。ただ、餌やりを止めることによって飢えた猫がゴミをあさって、かえって被害が拡大するおそれもある。ではどうすればいいのかという問題です。

課長、どうすればいいと思いますか。

**○生活環境課長（港 耕作）** 猫の餌やり対策について、効果的な対策となっているかにつきましてお答えいたします。

猫の餌やりに対する対策は、県内の18市で構成されている県都市環境衛生問題協議会でも議題として上がっており、他市においても本市と同様な対策を行っているところであります。

しかし、そのような対策を行い、確実に効果があるかということ、実際には確かに効果があるとも言えない場合もあり、他市と同様、同じく対応に苦慮しているところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** それだったら問題解決にならないわけです。どうやったら解決できるのか真剣に考えていただきたい。

私が考えたのは、やはりこれ以上猫を増やさない取組が必要ではないかなと思います。飼い猫については、飼い主が責任持って不妊、去勢手術を行うと。これは行政も指導しているということでありますので、それはそれでいいと思います。しかしながら、飼い主のいない猫です。これが今、市民が迷惑を被っているということであります。要は、これ以上猫を増やさない取組が最優先するのではないかなと思います。

飼い猫の平均寿命、13年から15年と言われていています。一方で、飼い主のいない猫については、交通事故でひかれて亡くなったりします。寿命

は4年から5年と言われていていますので、地域の全ての飼い主のいない猫に手術をすれば徐々に野良猫、飼い主のいない猫は減少していくという計算があります。

これは全国的にも、地域猫活動ということで推進されておりまして、県内では鹿児島市がいち早くこれに取り組んで評価を得ているということでもあります。

地域猫活動の推進に当たっては、地域住民と問題解決に取り組むボランティア、行政の三位一体となって解決を目指すことにより効果が得られると思いますけれども、そういった活動、地域猫活動を推進する考えはないのか。そして、あと地域猫、その不妊手術費用ということになりますと、飼い猫だったらいい、自分の猫、家族と同様ですから。しますけれども、飼い主のいない猫について、お金を負担するということは大きな出費、それは長くは続きません。調べたところによりますと、これは垂水で調べたところ、雄で1万1,560円、雌で2万1,040円。この費用を助成する、そういう事業を展開する考えはないのか、その点をお聞きしたいと思います。

**○生活環境課長（港 耕作）** 地域猫の不妊手術費用助成事業についてお答えいたします。

地域猫とは、地域住民の認知・合意などにより、餌やふん尿管理などが地域に合った形で適正に飼養されている猫であり、地域猫活動を行うには、まずその地域の住民の同意形成が必要です。県内では鹿児島市が地域猫の不妊手術に対しての助成を実施しており、その他の市では、不妊手術に対する助成は実施されていないようであります。

本市におきましては、地域猫活動はまだないようですが、他市を参考に情報収集に努め、地域猫について相談が寄せられた場合には、まずは地域猫活動を行うための同意形成や適正飼養方法などの取組に対する支援について検討して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 行政、いつも検討しますが、検討は前に進むのか、前進するのか、期待しておきます。

結論については、検討するというので、前向きな答弁だということで理解しますが、いずれにしても、先ほど言いました。繁殖力が高いわけですから、放っていたらどんどん、下手をしたら垂水の市民の人口よりも猫の人口のほうが多くなっていくというケースも考えられないことはありませんので、この問題についてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、今回の地域猫、課長の把握している相談ケースについては意外と少ないと思います。これはなぜか。市に相談しても無駄だと思いかからです。以前にも質問しました。市民からの困り事は相談事に真摯になって解決する姿勢、これが行政には求められているのだよということでもあります。保健所の仕事だから、業務にならない仕事だからと断るのではなくて、何らかの解決策を見つけ出す。その姿勢が大切であるということをお最後に訴えておきます。

これは生活環境課長だけに言ったわけじゃありませんので、各関係部署に該当することありますので、しっかりとそのことを念頭に置いて、今後業務に邁進していただければというふうに思っています。本日の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、11時35分から再開いたします。

午前11時22分休憩

午前11時35分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。台風10号が過ぎて、ちょっと涼しさを感じているところで

6月議会以降を振り返りますと、新聞やテレビでは気象情報関連のニュースが多かったように思います。7月初めには九州豪雨があり、本市では7月5日夜から6日早朝にかけての大雨により発生した市内各地の災害では、住家被害、土砂崩れ、農地への被害など多様であります。被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

下市木では、集落水道の取水源に土砂崩れや取水の水質汚濁などにより、給水ができない状態となり、市に緊急給水要請をしたところ、即500リットルタンクを積んだ軽トラック2台で地域住民へ1週間給水していただきましたこと、また、各家庭に温泉飲料水を配布していただきましたこと、復旧には災害復旧補助を適用させていただき、復旧ができましたことに市長をはじめ関係者、関係課に感謝し、お礼を申し上げます。

梅雨明けも長引き8月直前となり、梅雨が明ければ日本列島猛暑続きで、各地で観測史上初めての最高気温を観測したとの報道が相次ぎました。近年の気象状況が変わりつつあることを実感するところです。

先日の台風10号については、気象庁は発生直後から異例の警戒情報を繰り返し、超大型で特別な警戒、命を守る行動が必要と発表してきましたが、本市では警戒発令や避難所開設情報が防災無線で逐次流されますが、今回は市長自ら防災無線で、甚大な被害が発生した平成28年の台風16号を超える台風で、早めの避難が呼びかけられ、「命を守る行動をお願いします」と、数日前から前日までの3回呼びかけられましたが、市民の安全と命を守る気持ちを強く感じた

ところ です。

垂水地区の避難所は、通常は市民館のみで足りていましたが、新型コロナの関係もあり、避難者は95名の定員となり、垂水小学校の体育館と市の体育館も開設されて、かねてより多くの方が避難されてきました。

本日の南日本新聞「ひろば」には、「快適だった台風10号での初避難」の見出しで、垂水の方が投稿されていますが、「市の体育館に避難したが、強力な扇風機のおかげで暑さをしのげた」とのことでした。幸いにも大きな被害がなかったことが、何よりであったと思うところです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、7月豪雨災害について質問します。

被害の状況について。広報たるみず8月号によると、「7月5日夜から6日の昼前までの大雨は、6日午前5時には本市でも80ミリを超える猛烈な雨が降り、各地で土砂崩れ等が発生しました。また、6日午前5時と8時には、本城川の水位が氾濫危険水位を超えたが、氾濫等には至りませんでした。

今回の大雨では、人的被害はありませんでしたが、住家被害は全壊2棟、一部損壊3棟、床上・床下浸水11棟、そのほか国道・県道の通行止め、土木、農林、水道関係に被害が確認されています」と掲載されています。

今議会初日には、専決処分された一般会計予算（第6号）に計上された市の災害復旧事業が掲載され、承認されたが、県が行う急傾斜や河川、治山災害復旧など、全体の被害状況をお聞かせください。

2問目に、道の駅及び森の駅について質問します。

昨年12月、中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症ですが、我が国では1月に国内初めての感染者が確認され、3月下旬以降感染者が急増し、4月16日は、政府は全国に緊急事態宣言を発令されたことは、記憶に残るところです。

その間、瞬く間に全世界に拡散し、地球的感染拡大となっていることは、皆さんの認識のところ です。

この新型コロナ感染症予防対策として、不要不急の外出自粛や3密を避け、マスクの着用、手洗い・手指の消毒など、新しい生活様式が推奨されているところです。

このような状況の中、春の選抜高校野球、オリンピック、国民体育大会など、国内行事の中止や延期が相次ぎ、本市においても恒例の夏祭りやイベントなどが中止となり、人の移動が制限され、活性化がしばみ経済にも影響を受けていますが、道の駅たるみずはまびら、牛根道の駅湯つ足り館においては、新型コロナにどのように対応なされたのか。

また、来館者の状況は前年と比べどうであるのか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○土木課長（東 弘幸）** 土木課所管の被害状況につきましてお答えいたします。

7月6日の梅雨前線豪雨により、市内各所で土砂流出などの被害が発生いたしました。土木課におきましては、早朝より土木係を中心としまして災害調査を実施いたしました。

特に、柘原から新城方面につきまして山腹が崩壊いたしましたことにより、市道への土砂が流出し、一時通行止めとした路線が多くございました。

流出した土砂につきましては、建設業の皆様にも重機借上料で土砂除去や再度の流出を防止するための大型土のう設置など、早急な対応を行っていただきましたことにより、早期開放につ

なかつたものと考えております。

道路に流出しました土砂除去が主ではございますが、大型土のう設置での安全対策や河川の土砂除去など、合計70件ほど実施しておりますが、さらなる安全対策が必要な箇所がございますので、現地の状況をしっかりと把握し、対策を行ってまいります。

また、新光寺地区で土砂災害による家屋の全壊被害が2棟発生いたしました。今後の対策といたしまして、鹿児島県砂防課が災害関連緊急砂防事業を予定しており、さらに8月9日に、森山裕衆議院議員が当箇所を視察され、市長以下現場にて災害の概要や整備計画を御説明申し上げましたところでございます。

最後に、災害復旧工事の申請件数でございますが、道路が7件、河川が2件、合計9件、さらに県の災害復旧申請件数が河川4件、道路1件となっているところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 農林課所管施設の被害状況につきましてお答えいたします。

今回の梅雨前線豪雨は、市内全域に甚大な被害を及ぼしました。市長の諸般報告と重複するところがあると思いますが、農道の路肩決壊、用水路の護岸決壊や土砂埋塞などの農業用施設被害が19か所で発生いたしました。

また、山腹が壊れ、水田や畑に多くの流木や土砂が流入、堆積するなどの農地被害が発生しております。現在、80件、14ヘクタールの農地復旧の申請がございます。

林道では、路肩決壊やのり面崩壊など、二川線等3路線で被害が発生しております。山腹の崩壊につきましては、昨年度までに要望した工事未着手が40か所余りとなっており、今年度新たに30か所の被害が発生しております。島津墓地付近の治山施設も含め、県営治山事業での早期着工ができるよう、鹿児島県と現地調査や協議を重ねておりますが、継続した要望を行って

まいりたいと思います。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 両道の駅の新型コロナ発生に伴う対応状況につきましてお答えいたします。

感染予防対策につきましては、両道の駅とも来場者用消毒液の設置並びに来場者へのマスク着用をお願いをされております。

また、職員へも毎朝の検温を実施され、体調管理の徹底を図るとともに、マスク着用を義務づけるなど、感染予防対策を十分に行い、運営されているところでございます。

次に、売上げ並びに来場者の状況でございますが、新型コロナウイルス感染の影響を受けました4月から8月の期間について御説明いたします。

道の駅たるみずにつきましては、来場者15万5,956名で、対前年比56.8%、売上げにつきましては、8,760万6,070円で、対前年比51.6%と減少しております。

また、道の駅たるみずはまびらにつきましては、来場者22万8,888名で、対前年比71.1%、売上げにつきましても4,186万3,137円で、対前年比48.1%と減少している状況でございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** それでは、一問一答方式でお願いいたします。

復旧についてでありますけれども、ただいま土木課、農林課関係の被害状況をお聞きしましたが、これらの復旧については、市が行う復旧はさきに専決処分した一般会計補正予算（第6号）で示され、8月18日に全員協議会で説明がありましたが、復旧漏れ箇所はないのか。

工事については、設計委託から始まり、工期については年度内に復旧できるのか。

また、県が行う復旧の一部については、台風10号に備え下市木3区の河崎川堤防内側陥没箇所は復旧がされ、上元垂水の山崩れ箇所は大型

土のうが置かれ、隣の住宅に土砂が流入しないよう、応急対策が取られているが、県管理の河川、治山等復旧事業について伺います。

**○土木課長（東 弘幸）** 復旧につきましてお答えいたします。

本定例会初日の市長の諸般報告でもございましたとおり、国庫負担法による災害復旧事業で申請を行うものが道路7件、河川2件、合計9件申請いたします。

災害査定につきましては、来週14日から鹿児島県内各所で実施されますが、本市は3回の災害査定を受ける予定でございます。

災害査定後は、安心安全なまちづくりのため、市長より早期の発注を図るよう指示を受けているところでございます。

土木課といたしましても、年度内完成を目標に取り組むこととしているところでございます。

また、県申請の災害復旧につきましては、1回目の答弁でも申しましたとおり、河川4件、道路1件、合計5件申請が予定されておりますが、ほとんどが同じく来週の災害査定で申請されておりますので、早期の発注が行われるものと考えているところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 7月豪雨災害の復旧につきましてお答えいたします。

農林課所管施設でございます農道や林道の幹線道路の通行止めの早期開放、水路が閉塞し、普通期水稲への影響がある箇所につきましては、重機借上げ等で崩土除去、埋塞土砂の除去の応急復旧を行いました。

鹿児島県と国との災害査定の日程が調整されておりますが、受検の準備を怠らず進め、早期に申請が認められた箇所につきましては、緊急性や被災状況、規模などを考慮し、順次工事を発注してまいりたいと考えております。

垂水南中跡地近くの新城宮脇地区や、水之上的場地区など、被災規模が広範囲であった農

地においては、来年の作付までに工事が完了できるよう配慮し、実施してまいりたいと考えております。

また、林道災害のうち、特に二川林道に関しましては、高野地区の生活に密着した道路でもありますので、早期完成に努めたいと思っております。

次に、農地の復旧申請の状況につきましてお答えいたします。

激甚災害指定が申請受付期限の8月21日までに発表がなく、補助率の基準が50%であったことから、申請をちゅうちょされる方もいらっしゃったと思います。申請受付後の8月25日に、閣議におきまして激甚災害と指定されることが決定し、本市、農家の負担が軽減されることになったことは、本当にありがたいという思いでございます。

現在、80件の農地災害復旧の申請がございしますが、市民からこれといった苦情や問合せはございませんでした。

最終的に災害復旧事業の災害査定を終えると、工事費が決定し、農家1戸当たりの事業費が算出され、その状況により補助率が増高されることもございます。過去5年間の平均補助率は96.3%となっております。

国の農地災害復旧で対象となる条件として、工事費が40万円以上となっておりますが、40万円未満の工事につきましては、市の単独災害復旧事業で行い、国の事業と同等の補助率で対応したいと考えております。

また、農地復旧は原形復旧が原則でございますが、できる限り農家の方々の意向に沿った復旧により、早期完成に努めたいと考えております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 土木関係については、農林関係もそうですけれども、安全安心な復旧のため、早期の復旧をお願いしたいと、こういうふう

思うところです。

次に、ただいま農林課長が答弁しました農地関係についてでございますけれども、農地関係については、国の災害復旧では、過去5年間の平均補助率が96%ということであります。

40万円以上の工事費が対象条件であるが、40万円未満の工事については、市の単独事業として国と同等の補助率で対応するとのことで、被災された農家には大変ありがたく、継続につながる対応でありますので、よろしく願いいたします。

それと、この農地復旧については、農地の作物によって工期を考えなければならないと思いますが、そこ辺りは年度内の完了になるのか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 主に作物に今、影響が出ておりますのが水田でございますが、水田の復旧に関しましては、稲刈り後の11月以降、早ければ事業の査定の関係もございますので、年度内の完成を目指しております。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ぜひ年度内の完成を目指し、来年の春からは新たなまた栽培ができるよう、よろしく願いいたします。

次に、垂水島津家墓所の災害について質問いたします。

垂水島津家墓所も、裏山の土砂崩れにより土砂流入の災害がありました。墓所の入り口には現在土砂崩れのため立入禁止の札があり、被害の状況が見えないところですが、垂水史談会報第39号によると、一部の墓石が被害を受けたとの記載があるが、墓石が動いたり損傷などなかったのか、被害の状況をお聞かせください。

○社会教育課長（紺屋昭男） 垂水島津家墓所の被害状況についてお答えいたします。

本年3月10日に、国指定史跡に指定されました垂水島津家墓所は、本年7月6日の集中豪雨により、午前6時頃裏山が崩れ、墓所内の一部

に土砂及び倒木が流入し、墓碑等が被災しました。

被災後、すぐに墓所の被害調査を行ったところ、墓所内への土砂等の流入により、垂水島津家8代当主忠直公墓碑の後方に建てられていた4代久信公の男子、8代忠直公の男子と女子、11代貴品公の女子の墓碑、合計4基が倒壊や土砂に埋没していることを確認したところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。墓所に行きますと、入り口右側の看板の1つに、国指定史跡鹿児島島津家墓所、構成文化財、令和2年3月10日指定、垂水島津家墓所、垂水市・垂水市教育委員会、日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」構成文化財と記されています。

また、もう一つの看板には、「垂水島津家墓所は、令和2年3月10日に国史跡に指定された鹿児島島津家墓所と一門家と呼ぶ藩主親族家である越前（重富）島津家・加治木島津家・垂水島津家・今泉島津家及び一所持のうち、1万石以上の石高を擁する宮之城島津家の6家7か所により構成される近世の武家墓所の構成文化財の1つで、垂水市では初めての国指定史跡です」と記載されています。

このように、国に指定された誇りある文化財を早急に復旧しなければならないと考えるが、復旧には専門家の意見や助言など必要はないのか。国の指定を受けたところでもあり、国の支援はどうなのか、復旧についてお聞かせください。

○社会教育課長（紺屋昭男） 垂水島津家墓所の復旧についてお答えいたします。

垂水島津家墓所は、国指定史跡に指定されている大変貴重な史跡であることから、被災当日に県教育庁文化財課に被災した旨の第一報を報告し、復旧に当たっての対応について相談して

おります。

その後、墓碑等を含む墓所の復旧方法については、県を通じて文化庁に御確認いただいたところ、「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費」の災害復旧に係る国庫補助事業を活用して、災害復旧工事を実施できるのではないかとの回答を頂いており、現在事務手続の準備を行っているところでございます。

なお、被災した垂水島津家墓所の災害復旧に当たっては、土砂除去等に係る設計委託や墓碑等においては、専門的な修復作業となることから、長期にわたる工期を必要とするところでございます。

しかしながら、墓所裏の崩れた山腹の治山工事等の災害復旧を行った後でなければ、再度被災するおそれがありますことから、関係課を通じて鹿児島県に治山工事等の早期実施についてお願いをしながら、墓所内の土砂等の除去や墓碑の修復など、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

今後の対応といたしましては、災害復旧が完了するまでの間、関係課と協議しながら安全性に十分配慮し、垂水島津家墓所の一部を開放することも検討しつつ、昨年5月に日本遺産に認定されました垂水麓の町並みや文化財と併せた垂水の歴史や文化の情報発信を行いながら、交流人口の増加に寄与してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。災害復旧については、国の補助もあるということでしたけれども、通常の補助でありますと50%、災害については20%というようになっているようですが、最終的には何%になる見込みですか、補助率は。

**○社会教育課長（紺屋昭男）** 「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業」につきましては、通常、議員が申されたように50%ですが、災害

復旧につきましてはプラス20%、70%でございます。上限としましては85%となっております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。裏山の土砂崩れ復旧工事との兼ね合いもありますけれども、麓遺産巡りなどの見学者が垂水島津家の歴史や領主と正室の墓が並列する特徴の墓に触れられる楽しみが早く訪れますよう、早期の復旧をお願いして、質問を終わります。

次に、災害防止対策についてでございますが、今回の大雨では、上元垂水1と2の間にある水無川、これは雨が降った時だけ流れる川でございますけれども、下流の海辺に近い道路も兼ねている部分があふれ、畑や宅地に濁流が流れ込む被害があったが、ここは以前から大雨のたびごとにこのようなことがあり、市では道路から川の入り口両方に、その都度取り外しのできる堰板が設置できるよう対策がしてありますが、今回のように真夜中に水があふれると、地域での取付け対応にも限界があります。堰板以外の対策はできないか伺います。

**○土木課長（東 弘幸）** 災害防止対策につきましてお答えいたします。

お尋ねの道路は、市道元垂水1号線でございます。道路の一部が北迫川と重なる水兼道路となっているところでございます。

この北迫川につきましては、通常は水無川でございますが、大雨時は水が流れ上流部より大量の砂が流出してくるため、車両の通行に度々支障を来しているところでございますが、土木課といたしましては、雨天後は現地の状況確認を行い、砂が堆積している場合は環境整備班で土砂除去を年数回、毎年実施しているところでございます。

本年7月の梅雨前線豪雨災害に関しまして、多量の砂が北迫川から周辺市道にあふれ、一部が宅地に流れ込んだようでもございました。この対策といたしまして、周辺の市道を高くしてほ

しいとの要望をお聞きしております。

確かに、道路を高くすることで土砂が河川内にとどまり、周辺道路へ流出することはなくなるものと思っておりますが、道路を高くすることで宅地や畑への乗り入れが困難になる場合が考えられますので、そのような支障がない範囲でのかさ上げなどの工法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。この場合、今回はたまたま夜の大雨で対応ができなかったというようなことなんですけれども、仮に昼間の大雨であっても、川であり道路でもあることから、この部分は水が一定量流れ出すと、人や車の通行ができなくなりますので、これらが解決できる対策を考えていただきたい、お願いしたいということで終わります。

次に、下市木西ノ宇都地区の山林で管理のされていない市の山で、自然林についてであります。

ここは分かりやすく言いますと、三森そうめん流しのあった裏の山であります。ここも今回の大雨で下市木集落水道の先ほど冒頭で述べました水源の上や、住宅近くなどの崖部分が木の根ごと崩れ落ち、被害を数か所受けたところであります。

山の木が伸び放題となり、今後も大雨が降ったり、台風などの強風が吹けば、特に崖縁の木がいつ崩れ落ちてもおかしくない状態となっております。木の伐採はできないか伺います。

**○農林課長（森 秀和）** 災害防止対策につきましてお答えいたします。

御質問の西ノ宇都地区の山林は市有林となっております。農林課の管理となっております。市有林につきましては、人工林と天然林がございまして、人工林につきましては、地区ごとに8名の看守人に毎月1回のパトロールを依頼して、山林の状況を報告頂いております。

また、市有林内にある杉やヒノキについては、管理計画を立て、森林組合等へ依頼し、間伐、主伐等を行うなど、定期的な維持管理を行っております。

一方、天然林でございますが、昔は燃料として収益性もあったと思われませんが、現在、市としましても、西ノ宇都地区を含め別段の維持管理は行っておりません。

この西ノ宇都地区の市有林は切り立ったシラス山の斜面に広葉樹林が自生し、その下に人家がございまして。今後、集中豪雨や台風時には、倒壊するおそれもあり、危険が高いことは認識しております。

自主防災組織活動が活発な地域でございますが、早急な木の伐採等の対応が必要かと思われまます。

このようなことから、関係者の方々とも相談し、現地の状況を十分調査、確認した上で対応を考えようと思っております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。この山の下一帯は、皆さん御承知のとおり住宅があり、住宅には山の木が覆いかぶさり危険な状態にあります。

一方では、湧き水があったり、岩から水が滴り落ちてため池があり、地域の飲料水に使用されたり、地域のグループがニジマスを飼養したり、ホテルを飛ばすことにも取り組んでおり、今回の崖崩れでニジマス、ホテルの取組は後退いたしました。地域の憩いの水辺であり、地域では、ずこん川と呼んで親しんでいるところであります。

再び崖崩れが起きないように、早急な対策をお願いして終わります。

次に、道の駅、森の駅について質問いたします。

1回目で、新型コロナの対応と来客状況を聞きましたけれども、感染防止対策への腐心と、

激減している来客状況には心が曇りますが、一刻も早い新型コロナ感染の終息を願うばかりであります。

それでは、施設整備についてであります。道の駅たるみずはまびらでは、本議会の一般会計補正予算第8号に、委託料として270万円が計上されて、雨よけの屋根をつけるとなっているが、具体的にお聞かせください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 両道の駅の施設整備につきましてお答えいたします。

道の駅たるみずにつきましては、経年劣化により雨漏りが発生していることから、外壁改修工事を行うとともに、併せて窓サッシ廻りの補修や老朽化が激しい屋外ポーチ部の屋根の改修も行うこととしております。

工期につきましては、9月からの工事改修を予定しており、営業しながらの工事となりますことから、来場者の安全性を優先する必要がありますので、工期は6か月を見込み、来年3月が完了予定となっております。

次に、道の駅たるみずはまびらにつきましては、物販施設出入口のスロープ部分並びに隣接するトイレ棟への動線に屋根がなく、本年度梅雨時期の大雨の際、来場者が滑るなどの事案が発生しております。

このようなことから、雨天時の滑り防止対策、また晴天時の熱中症対策として日射を遮る必要があります。来場者のスムーズな動線と安全の面から、また施設全体の一体性、一連性を踏まえ、屋根の設置に向けた設計委託費を本議会に上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 道の駅は2か所ありますけれども、まずはまびらからちょっと述べさせていただきます。

ただいまの答弁では、道の駅建物の北側入り口は緩やかな坂になっており、屋根がなく床は雨の日など滑りやすく、高齢者をはじめ通行者

には危険だと思われま。出荷者から見ても、車は10メートルぐらい離れた駐車場場所に止め、台車に積んでこの入り口から出荷物を搬入することになってはいますが、屋根はなく、雨の日や灰の降る日、風の強い日などは大変です。民間のスーパータイヨーやだいわの商品物品の搬入は、店舗・建物に車を横付けにでき、商品等が雨などに触れないように当然屋根もつけてありますが、道の駅にはそのような配慮はなされておられません。これは、牛根道の駅にも言えることです。

ただいま今度の予算では、道の駅の本館から情報提供室につながる部分へ屋根をつけたいというような計画のようですけれども、このように出荷者にも配慮した設備も考慮していただきたいと思ひます。

次に、牛根道の駅でございますけれども、これは修繕料3,350万円が当初予算で計上されておりますけれども、壁の修繕をするというようなことですが、壁は建物全体を見ますと、裏側にもありますけれども、施設全体の壁の修理なのか、お聞かせください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 今回の改修工事につきましては、前面の前の部分の老朽化が激しい屋外ポーチ部の屋根の改修と、外壁改修工事というふうになっておりますので、裏の部分は考えていないところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 牛根の道の駅については、オープン以来15年になりますが、今回の外壁修理に伴い、リニューアルオープンに併せて出荷者協議会でも、イベントを計画しているようです。

新しい気持ちで道の駅が繁栄するよう盛り上げてもらいたいと、このような外壁修理をして、そういうふう感じておりますので、よろしくお願ひいたします。

ところで、牛根道の駅に行かれた方から、牛

根の情報提供室の空調設備が、夏の真っ盛りなのに機能していないとの声があり、駅長さんに尋ねたら、半年くらい前に水産商工観光課を通じて国土交通省に改善をお願いしており、ほかにも畳3畳のところを授乳室に整備と、バス停に屋根の設置を要望しているとのことでしたが、どのようになっているのか、お聞かせください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 隣接しております情報提供室におきましては、エアコンの故障並びに授乳室の新設につきまして、昨年大隅河川国道事務所に要望しておりましたところ、今年度中に授乳室の新設また空調設備の修繕を行う予定であると聞いております。

以上であります。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。今年度中に整備をするというようなことですね。よろしく願いいたします。

夏の終わりが近づきつつある時期となりましたが、空調設備は早急に改善をお願いし、授乳室は、道の駅たるみずはまびらには設置されており、他の要望も実現できるよう頑張ってくださいと思います。

次に、指定管理者募集状況についてお聞きします。

広報たるみず7月号に、指定管理者の公募の見出しで、①道の駅たるみず、指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。②猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び猿ヶ城活性化施設、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の募集がなされていたが、募集状況をお聞かせください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 森の駅たるみず、道の駅たるみずの指定管理者募集状況につきましてお答えいたします。

森の駅たるみずにつきましては、平成31年4月1日から2年間、市直営により管理運営を実施してきましたが、今回令和3年4月1日から

3年間で指定管理者制度での運用を行うため、令和2年7月1日から7月31日までの期間、指定管理者の公募を実施いたしましたところ、垂水市内の1事業者より応募がございました。

次に、道の駅たるみずでございますが、平成31年4月1日から指定管理者制度により運営してまいりましたが、令和3年3月31日で3年間の指定管理が終了となりますことから、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、5年間の指定管理者の公募を、令和2年7月1日から7月31日までの期間におきまして実施したところでございます。

しかしながら、同期間内に応募がなかったことから、公募期間をさらに8月31日まで1か月延長いたしました。応募がなかったのが現状でございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ただいまの答弁では、森の駅は1社の応募があったと。牛根の道の駅については、応募がなく募集期間を1か月延長したにも関わらず応募がなかったということですが、今後、牛根の道の駅については、どのように対応されていかれるのか、お聞かせください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 道の駅たるみずについての今後につきましてお答えいたします。

選定委員会の開催までに、これまで指定管理の実績があります事業者などと協議し、指定管理の継続がなされますよう最善の努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。新型コロナ状況下の現状では、応募する側には大きな決断、決意だろうと察するところですが、指定管理者の確保に頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

ございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩します。  
次は、午後1時30分から再開します。

午後0時20分休憩

午後1時30分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可いたします。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 お疲れさまです。令和2年の3回目の質問をいたします。市民の代弁者として、市民の関心事や要望などを質問いたしますので、よろしく願いいたします。

さて、今年の二百十日は8月31日でした。それから10日間ぐらいはよく台風が来るので「野分」といにしえの人は言うておられました。野の草が吹き分けられるという意味ですが、本当にそのとおりで、台風9号、10号と立て続けに発生し、台風10号は、風の強さと気圧の低さが今までにない大きいものでした。

事前の準備と避難等で、幸い人的な被害は免れました。災害対策本部を立ち上げ、対応に当たられた市長をはじめ市の職員の皆様に感謝と敬意を表します。本格的な台風シーズンを迎え、今後大きな災害が発生しないことを祈っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問に入ります。

今回は、コロナ禍の観光対策、千本イチョウについて、災害時の避難場所の課題、本年度の予算について質問をいたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

それでは、本市の観光振興に大きく貢献する千本イチョウについて質問いたします。

本市は、観光振興を大きな政策の1つにしてありますが、コロナ禍の中で秋の観光シーズン

を迎えます。晩秋から初冬にかけて見頃を迎える本市の千本イチョウは、今や全国的に有名な紅葉の名所になっております。

昨シーズンは、約5万6,000人の観光客が訪れ、経済効果は、日帰り旅行消費額3,400円で計算して、1億9,000万円あったと聞いております。市内の飲食店や道の駅などへの立ち寄り率が4割と聞きました。このように、垂水市の観光振興に大いに貢献する千本イチョウに対し、コロナ禍の中でライトアップやシャトルバス運行は、例年どおり実施されるのかという問題があります。

打合せの中で、一応する方向とのことでしたので、シャトルバスを運行する場合の対応について、以下の質問をいたします。

駐車場はどこか、待機中のソーシャルディスタンスや検温実施、バスの座席の間隔と台数の確保、消毒の徹底、また前回質問した温泉水などの物品販売、アンケートの実施などについて対応をお聞かせください。

次に、2番目の災害時の避難場所の課題、避難所の備品等購入数量について伺います。

今回のコロナ禍の中で、3密を回避するなどの感染症対策や備品準備が避難所にも求められています。さきの6月議会で、堀内議員よりダンボールベッド等の備品購入の質問があり、「政府の二次地方創生臨時交付金が確定するのを見て検討する」との答弁でした。

そして、今回の6号補正予算で、ダンボールベッド30台、ダンボールベッドパーティション30台、ワンタッチパーティション300張、大型扇風機10台など、締めて857万円の購入予算が専決処分されております。要望に応じて購入いただいたことは評価いたしますが、率直に言ってダンボールベッドなど数量面で十分なのか疑問があります。

そこで、購入数量の判断基準はどのようにされたのか、それと、数量確保は大丈夫かについて

て伺います。

次に、3番目の本年度予算について質問いたします。

令和2年度の当初予算は110億8,900万円です。スタートしましたが、コロナ対策関連費や新庁舎建設事業費、災害復旧事業費など、今回まで8回、約48億9,000万円の追加補正があり、累計で159億8,350万円規模の一般会計予算となっております。

その中には、先般、白紙撤回となった新庁舎建設事業費や延期となった国体推進事業費、コロナ禍で中止となった水産商工観光課、社会教育課関係のイベントなどの予算が含まれております。

そこで、現在までに執行停止や未執行となる予算の事業総額は幾らになるのか、各課の分も取りまとめて財政課長に伺います。

また、未執行の減額補正予算はいつ提出するのか、どのような処理で行うのか教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** シャトルバス運行に伴う駐車場、バスでの新型コロナウイルス等の対応につきましてお答えいたします。

シャトルバスの運行につきましては、千本イチョウ園への観光客の増大により、垂水南之郷線の渋滞並びに路上駐車を防止し、観光客の安全性の確保を図ることを目的として、本年度につきましても実施することとしております。

駐車場につきましては、昨年度の状況を踏まえ、新たな候補地としまして水之上定住促進前民間地、垂水高校第2グラウンドにつきまして所有者と協議してまいりましたが、2か所とも借用の可能性がないことから、本年度におきましても旧フェリーターミナルと旧田上入り口バス停前の民間地を駐車場として考えているところでございます。

なお、シャトルバス運行などにつきましては、

委託業者に対しまして新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するよう指導してまいります。

具体的には、発着所での消毒液の設置や乗車人数の制限と換気対策、バス利用者に対しまして検温の実施並びにマスク着用等でございます。

このように、3密を避けるために乗車人数を制限するため、観光客の待機時間が長くなり、混雑が予想されますことから、事前の周知を図るとともに、バスの増便などにつきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（和泉洋一）** 避難所備品の購入数量の判断基準と数量確保は大丈夫かについてお答えいたします。

災害発生時に避難所で使用する備蓄品につきましては、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、ダンボールベッド、ワンタッチパーティション、大型扇風機などを購入いたしました。

そこで、それぞれの購入数量の判断基準についてお答えいたします。

まず、床から一定の高さがあることから、感染症対策に効果があるとされるダンボールベッドでございますが、主に地域の中心的な指定避難所である市民館、牛根支所、新城憩の家用として計30台を購入いたしました。

使用については、ある程度長期間の避難の際に、高齢者等の要配慮者が使用されることを想定しております。

30台では少ないのではないかと御意見でございますが、ダンボールベッドは使い捨てで取扱いも難しいこと、湿気に弱く長期保存が難しい等のデメリットがあることから、同じく感染症対策に効果があり、プライバシーも守れるワンタッチパーティションのほうを多数購入したところでございます。

次に、そのワンタッチパーティションについて御説明いたします。

これは、高さ1.2メートル、幅2.1メートル四方の、文字通り一瞬で設置できる大型のパーティションで、大人が2人ゆっくり入れるサイズのものでございます。設置が容易で保管もしやすいことから、全ての指定避難所での使用を考え、計300張、最大で大人600人が使用できる数を購入いたしました。

数量の判断といたしましては、直近3年間で最も避難者の多かった昨年7月大雨時の310人を念頭に、その約2倍の避難者でも対応できるように準備をいたしましたが、今回の台風10号では、市内11か所の避難所に最大639人の避難がございましたので、避難所によっては不足をしたところでございます。

次に、大型扇風機について御説明いたします。

コロナ禍におきましては、一次避難所に加え予備避難所を含めた多くの避難所使用が考えられますが、冷房設備のない避難所もございますので10台を購入し、今回も体育館で使用したところでございます。

いずれの備品につきましても、8月末までに納品されましたので、今回の台風間に間に合ったのは幸いでございました。パーティションの設置により、これまでの避難所とは違う風景になったというふうに思っております。

しかしながら、今回の台風10号では、過去最大規模の2倍の避難者があり、コロナ禍の中での避難所の確保や備品等が不足する課題があったところです。課題を検証し、今後の避難所運営の改善につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○財政課長（濱 久志）** 新庁舎建設、国体関係、イベント予算など、中止・延期に伴う執行停止予算の総額は幾らになるかにつきましてお答えいたします。

まず、新庁舎関係が委託料や工事請負費等、約16億6,500万円、国体関係が約7,000万円、主

な中止イベントにつきましては、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール、錦江湾シーカヤック大会、まさかり海水浴場開設等で約170万円の総額約17億3,670万円でございます。

減額補正予算は12月を予定しており、処理につきましては、補正予算書にマイナス計上し、同時に関連する財源もマイナス計上することとなります。

以上でございます。

**○前田 隆議員** それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。よろしくお願いいたします。

1番目の駐車場、バスでの対応については、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、各業者へ指導を行うということでみんなが安心して迎えることができると思います。バスの乗車人数制限で待機時間が長くなる件については、やむを得ないのですが、その場合も指導をよろしくお願いいたします。

次に、周遊観光とメディア等への情報発信については、どんな計画をされているか、また前回質問したアンケート実施や物品販売等について、併せてお聞かせください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 周遊観光案内とメディア等への情報発信につきましてお答えいたします。

例年、観光協会主催により開催されております千本イチョウ祭りの本年度開催につきましては、来週観光協会の役員会において開催についての協議が行われることとなっております。

開催に当たりましては、新型コロナウイルスの影響により、市内主要観光地への観光客が減少していることから、この期間に合わせて両道の駅・桜勘食堂でのイベント開催や、例年好評でありますスタンプラリーの実施を予定しているところでございます。

また、期間中は、市ホームページやフェイスブックにより、色づき情報を発信することで本市への誘客を促進し、経済効果につながるよう

に努めてまいりたいと考えております。

併せてアンケートにつきましても、来訪者の居住地・目的・グループサイズ・旅行形態・旅行消費額等、今後活用できる内容を検討し、実施していきたいと考えております。

なお、メディア等への情報発信につきましても、昨年同様、各報道機関を訪問し、PR活動を行うなど、観光客の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 答弁いただきました周遊観光対策は、両道の駅や桜樹食堂でのイベント同時開催、スタンプ&レシートラリーの実施、ホームページやフェイスブックで色づき情報を発信するなどの計画をされていることなどが分かりました。

また、要望していたアンケートも実施するということでした。

千本イチョウ祭りを機に、観光振興が回復軌道に乗ることを期待いたしまして、次に万が一状況の変化で運行しない場合の駐車場問題等について対応を伺います。

観光客は少なくなるものの、やはり来られるものと思います。そのとき、園の近くの駐車場だけでは、土日は対応できないと思います。路上駐車や交通渋滞が懸念されます。その点について対応を検討されているのか伺います。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** シャトルバスを運行しない場合の対応につきましてお答えいたします。

今後、新型コロナウイルス感染拡大により、本市への来場者に対しまして自粛のお願いをすることも想定されますことから、シャトルバス運行を中止することも考えられます。

しかしながら、そのような状況になった場合におきましても、来訪者は見込まれますことから、駐車場の確保と警備員を配置するなど、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 運行しない場合でも駐車場は確保し、警備員を配置し対応するというので安心いたしました。

今年の千本イチョウ祭りが成功裏に終わることを期待いたしまして、次に移ります。

避難所の新型コロナ対策備品の確保の答弁では、ワンタッチパーティションの数量設定が、去年の避難所利用者実績310人を基にされたということで理解いたしました。

今回の台風で避難所を数か所見舞いましたが、ワンタッチパーティションは、プライバシーが保たれているということで好評でした。

ただ、数量を気にしてか、1人で避難している方々が遠慮して使用を断っておられたのが気になりました。今回の避難者数は、ピークで639名となっております。1張で2人使用ということでしたが、単純に600名分です。少し足りない数量です。1人で避難しておられる方々も考慮すると、もう少し追加購入が必要です。検討をお願いいたします。

ダンボールベッドの数は、指定3か所を基に、また要配慮者対象を基本にしているということや、長期保存が利かない耐久性の問題や、保管上の点から30台にしたということが分かりました。

また、数量確保については、年次更新して検討していくということもありましたので、よろしく願いいたします。

ただ、床の上は固く、衛生面でも問題がありますので、ダンボールベッドが駄目ならマットの追加購入検討をお願いしたいと思います。今回、マットも不足していたようです。それでは、非常食や温泉水等の備えは、今回は足りたのかを伺います。

**○総務課長（和泉洋一）** 今回は、災害対策本部を設置すると同時に、市内全域に避難指示を発令いたしました。非常食についても、今回最

大2晩泊まれた方も多数いらっしゃいましたので、開設しました指定避難所、全避難所に対して、非常食のほうを配布させていただきました。

最終的には、大半の方がやはり御自分の食料、飲料水を持って避難されておりましたので、さほど非常食には手をつけていらっしゃらなかったというようなことでございました。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 今回の台風10号の避難者数などを検証し、今後の避難所備品対策を再検討していただくことをお願いいたしまして、次に移ります。

浸水区域・土砂災害警戒区域の避難で望まれる安全な駐車場所の確保について質問に入ります。

新型コロナウイルス感染防止対策の点から、自宅が安全な人はともかく、避難する人は親戚や友人などをはじめ、ホテルなどの宿泊者、それに車中泊と多様化しております。3密回避と雑魚寝回避、プライバシーの問題で車中泊を望む人が多くなっているようです。

水之上地区は、本城川と井川があり、また傾斜地が多くあります。その区域の住民は、土砂崩れと浸水被害を一番おそれております。大雨のときは、家の周辺や道路がよく冠水する地域が多々あります。車や農機具などの浸水被害も出るのです。安全な場所に避難できる駐車場の確保を望む声が多くあります。

そのような声の中で、段のゴルフ場跡地の駐車場を利用できないかという要望があります。安全な場所の確保及び要望に対し、市民の安心安全を担当する課として、見解や対応を伺います。

**○総務課長（和泉洋一）** 浸水区域・土砂災害警戒区域の避難で望まれる安全な駐車場所の確保についてお答えいたします。

水之上地区の避難所であります水之上地区公

民館、水之上小学校につきましては、以前の浸水想定では浸水想定区域外でございました。

ただ、九州南東部地域の最大雨量を基に、昨年10月に県が指定した洪水浸水想定では、いずれも浸水想定区域内に位置するというようになっております。数十年に一度の大雨が降り、本城川が決壊もしくは越水した場合、避難所が浸水する可能性はございます。

今回の台風10号については、特別警報も予告される非常に勢力の強い台風だったことから、最悪のことを想定し、水之上地区の避難所は開設をせずに、代わりに垂水小学校体育館、中央運動公園体育館、中央中学校体育館を開設し、水之上地区の避難者の受入れを行ったところで

す。そこで、御質問のゴルフ場跡地駐車場への避難についてでございますが、車中泊避難については、台風等の場合、強風に車が横転する等の危険性もございますので、状況にはよるものと思われませんが、現在のコロナ禍の中で車中泊避難というものは、有効な避難策の一つというふうには認識いたしております。

ただし、ゴルフ場跡地については、避難経路に急傾斜地等の危険地帯がありますために、避難時の危険性や避難後の孤立化が危惧されます。そのようなことから、市といたしましては、トイレや水等が完備されている道の駅たるみずはまびらの駐車場が、車中泊避難場所としては最も適しているのではないかとこのように考えております。

今回の台風10号により、水之上地区の指定避難所について大きな課題が浮き彫りになりましたので、今後この点については検討が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 答弁を頂きました。車中泊ができる安全な場所の確保ということなのですが、ゴルフ場跡地は指定避難所としては難しいとい

う答弁でした。

また、途中の的場橋付近が土砂災害警戒区域で安全上の問題で、市としては適当でないという見解です。

地元の要望、避難時の駐車場として利用できないかというものですが、最悪の事態を想定し、安全上の問題などから、断念することを伝えたいと思います。

しかし、その代わりに、本当に安全な場所の小さい場所でもいいんです。自主避難場所、そういうことの検討をぜひお願いしたいと。できない、困難な理由ばかりでは、一つも前進がありません。現状を打開するためにも、検討をお願いしたいと思います。

それから、車中泊として商業施設の駐車場使用の協定を結んでいる自治体もあるようです。市内の浸水地域では、例えばタイヨーの2階駐車場など、検討するのも一案かと思います。

これは提案としておきますので、避難場所の確保の件について再度言いましたように、地域の振興会なり公民館等と協議して、大きくなくてもいいですので、本当にその地域の人が安心して避難できる場所の確保の検討をお願いして、この件は終わります。

次に、本年度の予算について答弁を頂きました。執行停止予算の総額は、約17億4,000万円と分かりました。減額補正提出の時期は12月に予定し、補正予算で計上とのことでした。

減額した実質予算は、約142億4,000万円ぐらいになるかと予想いたします。ここからまた補正予算の追加もあると思いますが、今年ではここ予算編成が続きます。市民は、予算と執行の推移には関心を持っております。今年のような変更のある年は、市報等で途中経過を知らせていただきたいと思います。これは要望としておきます。

次に、市有施設整備基金積立について伺います。

市有施設整備基金は、令和2年3月末で18億円積立金があります。そして、6月の補正予算で新庁舎建設費に6億4,633万円繰入れ予定でしたが、計画の白紙化でそのままになっております。

基金の積立計画は確定しておりませんが、年度末の特別交付税の残額を優先して、毎年一、二億円積み立ててきたと聞いております。今回の新庁舎計画白紙化で、この積立計画の踏襲に変更はないか伺います。

○議長（篠原静則） すいません、ここで暫時休憩いたします。5分後再開いたします。

午後2時05分休憩

午後2時10分開議

○議長（篠原静則） 大変失礼しました。休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（濱 久志） 市有施設整備基金積立についてお答えいたします。

市有施設整備基金の令和元年度末残高は、18億327万3,000円でございます。市有施設整備基金の積立てにつきましては、新庁舎建設に備え1億円程度積み立てる目標でございました。

今後とも財政状況を勘案しながら、市有施設整備基金への積立てにつきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 市有施設整備基金の目的は、先に今までどおり1億円ぐらいずつ積み立て、変更はないということでしょうか。

○財政課長（濱 久志） ただいま御説明したとおり、決算の状況を見ながら積み立てていくと。必ずしも1億円積み立てるということではございません。

以上です。

○前田 隆議員 市有施設整備基金の目的は、新庁舎建設目的ばかりではありませんが、新庁舎建設の積立てを主目的に、平成24年にスター

トしたと聞いております。

今回の白紙化で、新庁舎建設は先延ばしとなりました。

しかし、建設することには変わりはありません。今までどおり優先して積立計画を継続し、さらに積立金を増やして借金の地方債、起債に頼らない、あるいは負担の少ない起債となるような資金計画にしていきたいと思っております。これは希望です。これについて市長の見解を伺います。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的には担当課長が答弁をしたとおりでありますけれども、今後も財政状況や市政状況を勘案しながら、市有施設整備基金への積立については、検討してまいりたいと考えておりますけれども、新庁舎建設の状況も変わりましたので、様々な御意見を伺いながら判断をせざるを得ないと。

先ほど建設する是非も含めて、これから御意見を聞くということでもありますから、そのようないろんな状況を勘案して、判断をしていかなければいけない状況だと思います。

**○前田 隆議員** ありがとうございます。最後に、地方創生臨時交付金充当残額の活用について伺います。

地方創生臨時交付金は、合計4億4,807万円から今回の補正充当額6,733万円までの累計充当額を差し引くと、計算上は、約4,800万円の残額となります。

しかし、先日の本会議で、充当残額は、8,000万円ぐらいになるとお聞きいたしました。予算計上した事業の執行残が、3,000万円以上になると聞きました。主な執行残事業と残額を教えてください。

**○財政課長（濱 久志）** 不用額となった3,000万円の事業は何かにつきましてお答えいたします。

不用額となった約3,000万円の事業についてでございますが、大きなものが商工業、水産業

者への市独自の持続化給付金及び肉用牛生産農家経営緊急支援給付金でございます。

内訳でございますが、持続化給付金の不用額が2,790万円、肉用牛生産農家経営緊急支援給付金の不用額が325万6,000円で、合計で3,115万6,000円となっております。

臨時交付金につきましては、8号補正までで約4,815万円の充当残がございますので、合計しまして約8,000万円の充当が可能でございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 分かりました。市独自の持続化給付金が、想定より大分多く残っております。申請者が少なかつたようですが、原因について水産商工観光課長にお伺いいたします。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 持続化給付金の不用額につきまして御説明いたします。

市独自の持続化給付金につきましては、当初商工会員300件、非商工会員214件、両漁協へ登録されている事業者320件、計834件の事業者でございました。

市商工会、両漁協におきまして事業者を精査しましたところ、事業者の重複並びに休業されている事業者があり、対象となる事業者は、商工会員281件、非商工会員192件、両漁協へ登録されている事業者284件、計757件の事業者であり、全ての事業者へ持続化給付金の要綱、申請書、手続についての説明書を送付しております。

その後、市商工会並びに両漁協、水産商工観光課が連携し、申請の様々な相談の対応や、申請期間中に未提出の事業者に対しましては、電話並びに訪問するなど、申請漏れがないよう対応しております。

そのような状況におきまして、要件に該当する事業者、商工会員119件、非商工会員87件、両漁協へ登録されている事業者70件、計276件全ての申請事業者に対しまして給付を行ったところでございます。

不用額となった内容でございますが、両漁協へ登録されている事業者におきましては、一本釣りなどの個人事業者が全体の約8割であり、その業種により生計を営んでいない、いわゆる副業の個人事業者が大半を占めており、商工会員並びに非商工会員におきましては、給付の要件でございます前年の売上げが20%以上50%未満減少した月がひと月以上あることの要件に、満たっていない事業者が大半を占めていたのが現状でございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 分かりました。水産関係は、一本釣り事業者が約8割申請しなかったと。あるいは、商工会においても同様の売上げの少ない方が多かったということが原因のようです。

今後は、活用策を検討頂いて、今後の有効活用をお願いいたします。

最後に、臨時交付金充当残額の8,000万円を活用する事業の申請が、9月までと聞いております。もう検討はされておられると思いますが、活用策について教えてください。

**○財政課長（濱 久志）** 充当残の8,000万円の活用事業の内容はにつきまして、お答えいたします。

充当残の事業につきましては、現在、各課に対しまして事業募集を行っているところでございますので、今後、各課より要望のあった事業について検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 現在、取りまとめ中ということのようですが、医療関係の支援策や感染が拡大した場合の感染症対策など、さらに検討していただき、新型コロナウイルス対策に万全を期し、また経済・社会活動が復興軌道に乗るように、有意義な活用をお願いいたしまして、以上で質問を終わります。

**○議長（篠原静則）** ここで暫時休憩いたします。

次は、午後2時30分から再開いたします。

午後2時21分休憩

午後2時30分開議

**○議長（篠原静則）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

**○森 武一議員** 昨日の台風10号、当初大きな被害が出るのが予測され、本市においても5日には11か所の避難所を開設し、万全の対策で備えておりましたところ、予測よりも台風の威力が弱くなり大きな被害が出ることもありませんでした。

私も避難所の運営を手伝わせていただき、酸素吸入をされている方の停電時の対応など、様々な課題が見えました。まだまだ台風シーズンであり、また地球温暖化が進み、気象が激化・激甚化している昨今において、今後も予想される災害においては、万全の対策を行うことの重要性を私自身も改めて認識させられました。

また、今回、市長のリーダーシップの下、台風対策のために多くの職員が尽力されたことにお礼を申し上げ、質問に入らせていただきます。

いまだ新型コロナウイルス感染症の流行が収まる兆しは見え、反対に秋・冬には、インフルエンザと共に新型コロナウイルス感染症の流行が危惧されています。新型コロナウイルスとインフルエンザが共に流行した場合には、医療崩壊につながるのではないかと懸念されています。

本市においては、幸いにおいて今日現在、新型コロナウイルス感染症の感染者は出ておりません。

しかし、本市においても新型コロナウイルスとインフルエンザの流行が重なると、本市の医療提供体制に多大な負荷がかかることが予測されます。

インフルエンザの流行に向けて、先般の補正

予算でインフルエンザ予防接種の助成費が可決され、全市民を対象にインフルエンザの予防接種を推奨していくとお聞きしています。インフルエンザへの罹患者を少なくすることが医療への負担を軽減する道だと私も考えています。

そこで、予防接種を行う優先順位と市民の予防接種の目標数を伺います。併せて周知方法も伺います。

次に、GIGAスクール構想について伺います。

今回の補正予算の中心となるGIGAスクール構想、2018年から文科省が教育のICT化に向けての環境整備5か年計画として、2022年を目途に、端末を3クラスに1クラス分の配備などを進めていました。このGIGAスクール構想は、ソサエティ5.0時代を生きる子供たちにとって、教育においてもICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められている。

一方で、学校のICT環境の整備が社会から大きく遅れており、自治体間での格差も広がっていることから、今般のコロナ禍を受けての国の補正予算によって、一人1台の端末整備を本年度中に行うこととなったとお聞きしております。このソサエティ5.0とは、内閣府によると、情報社会の次の社会、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会とのことでした。

私は、この説明を読んで何が何だか分かりませんでしたでしたが、私なりに理解した範囲で要約すると、全てのものがインターネットにつながり、様々な知識や情報がインターネット上で共有され、その情報をAIが解析し、私たちにその情報がフィードバックされ、必要な情報が必要なときに提供され、またロボットや自動走行車などが活躍するという、これまでと違った社会に子供たちは生きるということだと考えています。

このような社会においては、日常生活におい

てICTを活用することは当たり前の時代となり、裏を返せばICTをしっかりと活用できなければ経済格差を生み、子供たちに大きな不利益を与えるということになります。このように未来を生きる子供たちにとって大変重要な政策となってくると思います。

そこで、まず本市がGIGAスクールを進めるにおいて、ICTを授業の中で活用していくことについての理念と目標を伺います。

次に、このGIGAスクール構想を進めるに当たって、本市の光回線未整備地域への回線整備の助成が専決処分され、光回線未整備地域への回線整備が進むこととなりました。市長も常日頃スマート農業、スマート漁業を進めていくことの重要性をおっしゃっており、また、国においても我が国の少子化・高齢化、そして労働力不足、産業競争力の向上など様々な課題にICTの活用を推奨しています。

そこで、水産商工観光課、農林課、福祉課、そして保健課の各課において、現在のICTの導入に向けての政策策定状況を伺います。

最後に、新庁舎建設計画についてということで8月9日の住民投票、賛成票が4,080票、反対票が4,424票となり、反対票が上回り、市長が6月議会で明言されたように、計画自体が白紙化となるかと思えます。

そこで、住民投票の結果を受けて今後のスケジュールについて伺い、1回目の質問とさせていただきます。

**○保健課長（草野浩一）** 予防接種を行う優先順位と接種率の目標数、市民への周知方法につきましてお答えいたします。

まず、今回の事業の目的でございますが、昨年度まで実施している65歳以上の定期接種対象者と13歳未満の子供に対しての費用補助事業と異なり、医療機関での発熱等の診察において、新型コロナウイルス感染症の症状とインフルエンザの症状が類似し、診断が区別しにくいこと

から、多くの方にインフルエンザ予防接種を受けていただくことで、インフルエンザの感染者をできるだけ少なくすることによって、医療機関の新型コロナウイルス感染症の感染リスクと負担を軽減し、医療提供体制の崩壊を防ごうとするものでございます。

この事業は、本年6月の肝属郡医師会垂水医師班例会において、先生方へ事業の有効性について御提案申し上げ、有効な施策であり、ぜひ実施していただきたいとの御回答をいただき、事業化に至ったものでございます。

また、冒頭申しましたとおり、今回のインフルエンザ予防接種公費補助事業につきましては、これまでの65歳以上の定期接種対象者と13歳未満の乳幼児・児童への補助であったものから、大きく対象を広げ、生後6か月以上の全市民を対象として、接種費用の補助を行おうとするものです。

補助額に関して申しますと、高校生年齢、16歳以上は1人当たり2,000円の補助とし、中学生の13歳から15歳の生徒に関しては、1人一回当たり3,000円の補助といたしました。

なお、中学生以下の子供は、感染症に関する抵抗力が弱く、さらには13歳未満の子供には2回の接種が必要と国が強く推奨していることから、接種率の向上を図るため、子育て世帯への家計負担も考慮し、1回当たりの補助額を3,000円とさせていただきました。

接種期間に関しては、本年10月1日から令和3年1月31日までを予定しております。これは、国が作成している予防接種ガイドラインによりますと、ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間後から約5か月とされていることから、過去のインフルエンザの発生状況から10月から12月中旬までの間に行うことが適当とされており、そのガイドラインに沿って接種期間の設定を行っております。

議員御指摘のとおり、現在、国ではインフル

エンザワクチンの優先的な接種対象として、定期接種の対象となっている高齢者と医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳児から小学生2年生に優先的な接種の呼びかけの検討を進めておりますが、そのような優先順位を設けつつも、できるだけ多くの市民の皆様が接種していただき、接種率を上げることで本市の医療提供体制を維持できるものと考えております。

ただし、予防接種は副反応等の事故の可能性がゼロではないこともあり、あくまでも接種を希望する方のみが対象となるため、100%の接種率を目指しつつも、結果的には60%から70%程度の接種率にとどまるのではないかと考えております。

なお、接種率向上のためには、広報周知を徹底することが必須でございますので、既に市報9月号には掲載させていただきましたが、市報やホームページはもちろんのこと、各小・中学校や商工会、高齢者施設など、個別の案内も予定しております。

また、市内医療機関の先生方へは、8月11日の肝属郡医師会垂水医師班例会におきまして、事業内容を御説明申し上げたところであり、一般診療の中でリスクの高い方々には先生方からも早めの接種を勧めていただけるものと考えております。

以上でございます。

**○学校教育課長（今井 誠）** G I G Aスクール構想における本市の理念の目標につきましてお答えいたします。

国は、昨年12月、令和元年度から令和5年度までの計画として、全ての児童生徒の一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する、いわゆるG I G Aスクール構想の予算を令和元年度補正予算に計上いたしました。

このG I G Aスクール構想は、ソサエティー5.0時代を生きる子供たちにふさわしい、誰一

人取り残すことない、公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現することを目標としております。さらに国は、今年5月の令和2年度補正予算において、一人1台端末整備の前倒しや、家庭でもつながる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算を計上しました。

本市におきましても、このGIGAスクール構想を推進し、教科指導等におけるICTのさらなる効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、垂水の子供たちの学習の基盤となる情報活用能力を育成すべく、今回の補正予算に上程させていただきました。

一人1台のタブレット端末が、あれば便利な特別な道具ではなく、調べたいこと、記録したいこと、表現したいこと等があるときに、いつでも自由自在に使える問題解決のための必須の文房具となると考えており、端末の文房具化により学びの改革を目指します。一人1台の端末を効果的・適切に使用することで、個別学習、一斉学習、協働学習、それぞれの形態での学習の幅が大きく広がります。

また、児童生徒がこれらの形態の学習経験を重ねていくことで、これからの社会において求められる力を身に付けるための基盤が培われていくと考えております。

さらに、機器の双方向性を活用することにより垂水市内の小規模校同士はもちろん、小規模校と垂水小・水之上小・垂水中央中など、市内のどの学校同士であっても交流学习が可能となり、学級・学校を超えて多様な考えに触れながら、学習を深める効果も期待できるものと考えております。

今後は、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用することにより、児童生徒一人一人の

力を最大限引き出す、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現のため、AIドリル等の導入や端末持ち帰りによる家庭学習への活用等に向け、検討を行っております。GIGAスクール構想による一人1台端末をすべての教科の学習における効果的な活用により、主体的・多様的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に努めてまいります。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 水産分野へのICT導入の現状につきましてお答えいたします。

現在、水産業におきましては全国的に生産管理システムや海面情報収集システムなどによるICTの活用に向けて、産学官の連携により研究及び開発段階にあることは承知しております。本市水産業の主力であります海面利用による給餌養殖におきましては、デジタル化は進んでおらず、生けす内を見ることのできるアプリの開発や、赤潮情報を漁協職員がSNSにより発信するなどの簡易的な情報収集・伝達に取り組んでいるのが現状でございます。

また、多岐の業務を行う養殖漁業におきましては、作業を数値によるデータ化や気象要因及び水温データ収集による自動解析など、生産現場での課題も多数あり、さらに使用する人材の育成並びに設備投資が経営面での大きな課題であると認識しているところでございます。

今後、ICTを活用することにより、スマート漁業が成り立つと考えられることから、必要性については漁協並びに関係機関と協議を行いながら課題を整理し、活用の可能性について精査していく必要があると思われま。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 農業分野へのICT導入に向けた政策策定状況についてお答えいたします。

産業機械やIT技術は、私たちの業務や暮ら

しに劇的な変化をもたらしました。電話は携帯端末に、計算機はパソコンに、さらにパソコンからタブレット端末にと技術の進歩によって形態も機能もガラリと変化してきております。

農業におきましても、手作業から耕運機やトラクターといった機械へ移行し、収穫した作物の運搬も車やコンベアなどを使った自動化が進んでおります。

しかし、人間が判断しなければならない部分は、まだまだ残されております。

さて、スマート農業の目的の一つは、農作業における省力・軽労化でございます。高齢化が進む中で、就農者の減少など労働力不足が深刻な問題となっており、ICTなどを活用した対策が期待されております。

本市におきましては、比較的規模の大きい肉用牛農家で分娩管理装置、遠隔カメラ、体温計など、家畜飼養管理機器装置が導入されておりますが、通常の機械と比べて割高となり、従来までのように機械導入をすること以上に覚えることが増え、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを用いたデータの入力やデータの分析などは、慣れない人には非常に難しいことなどから普及していない現状がございます。

鹿児島県は、平成30年度以降、スマート農業推進方針や推進マニュアルを策定し、農業者の理解促進や普及に向けた活動を展開しております。本市におきましても、情報収集を怠らず効率的な農業生産のため、費用対効果が得られる経営形態への推進を、関係機関と連携して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 福祉課の現状についてお答えいたします。

福祉課においては、ICTを導入した事業について取り組んでいないのが現状でございます。ICTの事業の活用については、重要なものであると認識しており、また、関係施設の連携も

必要であると考えております。

今後、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉等の福祉政策において、市民の皆様の利便性を図るためにどのような活用方法があるのか、また、どのようなニーズがあるのかなど情報収集を行い、調査・研究に努めたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 保健課の状況につきまして答えいたします。

まず、医療分野における状況でございますが、本市は南北に長く、中山間地域にお住いの方々もいらっしゃることから、医療分野におけるICT技術の活用は、住み慣れた地域で、これからも安心して住み続けられることにつながる有効な手段であると考えているところです。

また、牛根地区におきましては、近年2つの医療機関が閉院となって以降、無医地区となっており、牛根地区の医療提供体制をどのように構築していくかが本市の重要課題でございます。これまでも鹿児島大学、肝属郡医師会をはじめとする関係機関と牛根地区の医療提供体制について協議を行ってまいりましたが、県全体的に医師不足の中で医師確保は厳しい状況もあり、課題解決には至っていない状況でございます。

現在、国においては住み慣れた地域で安心して質の高い医療サービスを受けながら、生活していけるような社会を目指し、医療分野の情報化を進めております。本市におきましても、今年度、光ブロードバンド整備事業を進めることになりましたので、垂水市内におけるオンライン診療の可能性も広がることになろうかと考えております。

そのことから、診療所誘致・開設の検討と併せてオンライン診察など、医師派遣の必要のない医療提供体制の構築も課題解決策の一つとして捉え、医療分野におけるICT導入について、課題等検証してまいりたいと考えております。

次に、介護分野における状況でございますが、

新型コロナウイルス感染が拡大している状況において、現在、介護施設においては入所者への面会をお断りするなどの対策を取っていただいております。面会謝絶により外部からの感染を防ぐことは大変重要な対策ですが、一方で、家族との面会が長期間行えないことは、施設入所者その御家族にとっても精神的にも不安の募るものでございます。その不安軽減策として全国的にオンライン面会の導入が進んでおり、本市におきましても垂水市立介護老人保健施設コスモス苑において、オンライン面会の導入に向けて準備を進めており、入所者や御家族の精神的不安を少しでも軽減することができればと考えているところです。

オンライン面会を一例に申しましたが、介護分野におけるICT技術の活用についても、様々な可能性がございますので、今後、課題等問題点を整理するなど検証を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（二川隆志）** 新庁舎建設計画の白紙化を受けての今後のスケジュールについてお答えさせていただきます。

今回の庁舎建設事業については、白紙化としましたことから、まずは現庁舎の安全性をどうするのか、新庁舎計画をどうするのかを含め、議員の皆様をはじめ、外部検討委員会の委員の方々の御意見も伺いながら、スケジュールについてはこれから検討することになると考えております。

なお、現実問題といたしまして、今後も現庁舎を一定期間使用しなければなりませんので、現庁舎の安全対策について、庁舎を利用される市民の方々、働く職員の安全確保のためにも優先して検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

**○森 武一議員** それでは2回目の質問から、

一問一答方式で進めさせていただきます。

まず、このインフルエンザの予防接種についてということで、目標数としては100%を目指しつつも、現実的には60から70%になってくるのではないかということと、あと様々な方法、媒体を使い広報していくというふうにお伺いしました。

全国的にインフルエンザ、新型コロナウイルス対策としてインフルエンザの予防接種というのが推奨されているとなつてはいるのですが、全国的にインフルエンザワクチンの接種を進めていくとなったときに、インフルエンザワクチンの不足が懸念されるかと思うのですが、そこについての対応についてお考えをお伺いします。

**○保健課長（草野浩一）** ワクチンが不足した際の対応についてどのように考えているかにつきましてお答えいたします。

国からの情報によりますと、今シーズンのインフルエンザワクチンの供給量の見込みは3,178万本と、大人への使用する分量で換算すると6,356万人分となり、昨年度の消費量と比較して12%増加見込みとのことであります。

一方で、インフルエンザワクチンの予防接種を幅広く無料化する検討を進めている自治体等があるとの報道がなされていることから、幅広く無料化する施策によってインフルエンザワクチンの需要量が急増した場合には、議員が言われたとおりインフルエンザワクチンの需要が逼迫し、かえって接種を受ける機会の確保に支障が生じる等、混乱が生じることも懸念されているところです。

そのため本市では、これまでのインフルエンザ予防接種補助事業の接種開始日は、例年10月15日からでありましたが、今年は10月1日へ変更し、少しでも早く接種できるような期間設定をしております。

また、先ほどの答弁でも申し上げましたが、市内医療機関の先生方へは、国の方針発表前の

8月上旬に事業内容や接種開始日の説明を申し上げたため、ワクチンの確保には早めに取り組んでいただいているものと考えております。

それでもなお、接種希望者が多く市内の医療機関ではなかなか接種できない事態も想定し、今回、鹿児島県医師会との契約を行い、市外の医療機関の中で県医師会所属の相互乗り入れ契約している協力医療機関であれば、接種できる体制を整えております。

このことにより、令和元年度の例で申し上げますと、鹿児島市で426、霧島市で67、鹿屋市で46の医療機関で予防接種を受けることが可能となることから、接種機会の大幅な拡大につながるものと考えており、接種できる医療機関の数を増やすことで、想定されるワクチン不足に対しては対応できるものと考えております。

以上でございます。

**○森 武一議員** 様々な市と連携をして接種機会を確保していくということで、インフルエンザ罹患者自体を減らすということが医療への負荷を下げることに繋がってくることと思えます。医療関係者などの優先順位というのをつけることも必要ですし、接種率を上げていくということも最終的には垂水市の医療体制を守る、医療のサービスをしっかり守ることにつながると思えますので、その周知等、また接種をしっかりと皆さんに受けていただけるようお願いし、この質問を終わらせていただきます。

次に、GIGAスクール構想に移らせていただきます。

先ほどの御答弁で学びの個別最適化を進めていくというふうにお伺いしております。この授業へのICTの導入についてお伺いできればと思います。

**○学校教育課長（今井 誠）** 授業へのICT導入につきましてお答えいたします。

これまで市内の小・中学校には段階的に児童生徒用のパソコン端末を導入してまいりました。

平成28年度には、各学校1クラス分のタブレット端末を導入しております。これまでの学校におけるタブレット端末の主な活用例といたしましては、タブレット端末に搭載されているカメラ機能を用いて、体育の授業で体の動かし方を録画・記録し、動きのコツをつかむ学習活動等に活用しております。

また、学習用アプリケーションを活用し、漢字や計算等の練習を行い、子供たち一人一人が自分の力に合わせて取り組むことで、基礎学力の向上に役立ててきております。

今回、導入するGIGAスクール構想による一人1台のタブレット端末については、これまで行ってきた活用方法に加え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた新たな機能が備えられております。

具体的に申しますと、まず個別学習におきましては、児童生徒一人一人の学習状況に応じた課題の配布や、個別の学習情報をリアルタイムで把握するなど、学習の個別最適化が実現できます。一斉学習においては、学習に必要な資料を瞬時に児童生徒の端末に送信したり、児童生徒の課題に対する反応を瞬時に回収・一覧表に示したりするなど双方向型の学習が実現できます。

グループ学習においては、いつでも何度でも修正可能な形で、同一のファイルを同時進行的に共同編集・制作したり、互いに修正可能な形で、それぞれの考えを即時に共有したりするなど、全員参加型で役割分担できる協働学習が実現できます。

このような機能を使いこなすことができるよう、まずは教師が授業展開や操作方法を学んでおく必要がございます。そのために市内小・中学校の管理職や教諭等の各学校代表者からなる垂水市GIGAスクール構想推進検討委員会を組織し、授業実践事例の収集や研究・実践を通して勤務校はもとより、市内全小・中学校での

普及に努めてまいります。

さらに、鹿児島県総合教育センターの研究主事等、GIGAスクール端末をはじめとしたICTに精通した講師を招聘した校内研修をはじめ、市の合同研修も企画してまいります。

垂水市内の全ての教師が端末の操作を習得し、授業の様々な場面で活用していくことで、子供たち誰一人取り残すことなく、力を最大限伸ばしていく教育を実現してまいります。

以上でございます。

**○教育長（坂元裕人）** 少し補足をさせていただきます。

このGIGAスクール構想における一人1台の端末、これはあくまでも授業を変えていくツール、手段だというふうにまず御理解いただければと思います。ですので、まずはやはり対面型の授業というのが基本だろうと思います。

そういう中で、一人1台のパソコン、タブレットをどうやって使っていくのかと言うと、いわゆる授業の中の効果的・効率的な場面でここぞというときに使うということだろうと思います。したがって、子供たちと先生が共にここで使うと、この授業よく分かるよねとか、もっと面白くなるよねと、そういう興味・関心あるいは理解を深める、そういうために使っていくものだと思っております。

冒頭、森議員がおっしゃいましたけれども、ICTを活用することが当たり前と、そしてICTを活用できないことは子供たちの大きな不利益につながると。私どもも今後5年、10年先を見据えるとそういう時代が必ずやってくると思っております。そういう意味でこのGIGAスクール構想をぜひとも強く進めてまいりたいと思っております。少し補足させていただきました。

**○森 武一議員** 今回、授業へのICT導入について、双方向性であったりとかファイルの共有で同時に編集をしたりとか、また遠隔授業を進めると、こういうものは小規模校に関して大

変有効であるのではないかというのがあるかと思っております。

8月に牛根の保護者の有志から、牛根地区で3校の児童の教育環境充実及び保護者の負担軽減に関する要望書ということで、現状の牛根の小学校が大変少ないということで危惧されている要望書が出ているかと思っております。そこに関して教育長のお考えをお伺いできればと思います。

**○教育長（坂元裕人）** 確かに牛根地区、3校の保護者の有志の方から教育環境充実に関する要望書等をいただいております。その中でやはり出てまいりましたのは、少ない数の授業ではなくて、やはり多くの子供たちの中で学ばせたいというそういう声もございました。そういう意味では、このGIGAスクール構想、いわゆるタブレットを使いながらかつ高性能のウェブカメラ、これも用いると先ほど学校教育課長のほうから答弁のあったとおり、例えば境小学校と垂水小学校をオンラインでつないで授業もできるわけです。

そういう意味では、大きな集団での学習経験、そういったもの等が積み重なることによって、中学校へ行ったときの、いわゆる中1ギャップの解消にもつながるのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

**○森 武一議員** 要望書については、保護者の方が特に教育長また市長と一緒に対話をしたいと、意見を聞いてほしいというのが強い要望でもありましたので、よろしく願います。

また、今回、授業の学びの個別最適化を進めていくということが今回のGIGAスクール構想の大きな柱だというふうにお伺いしています。今回、学びの個別最適化というのは、私として危惧しているところが、進む子供はどんどん進んでいく。そこに慣れない子供であったりとか、遅れてくる子供はどんどん遅れていってしまう、ここに学力の差が出てきてしまって、最終的に

は大きい差になってくるのではないかとすごく危惧しています。

そこに関しては、しっかりと遅れる子供に関して手当てをしっかりと、子供たちの学びがちゃんと保障される、確保できるようにお願いし、次の質問に移ります。

教育環境の整備状況ということで、今後、一人1台のタブレットを導入していくということで、このタブレットを導入するに当たっては通信環境の整備であったりとか、電源の確保、様々な大型テレビの整備など、様々な設備を整備していかなければならないということだと思います。現状の教育環境の整備状況について伺いできればと思います。

**○教育総務課長（鹿屋 勉）** 教育環境の整備状況、通信環境と言葉が出ましたので、その件について私のほうから答弁いたします。

本市の小・中学校の通信環境につきましては、平成28年度に実施いたしました各校へのタブレット導入事業の際、校内の無線LANを整備しているところでございます。

今回のGIGAスクール構想による一人1台タブレット端末の配置に伴い、多数の児童生徒が同時に高速大容量の通信ネットワークが可能となるよう、必要経費を8号補正予算案に計上し、各校の光ブロードバンドの整備状況等に応じた整備を計画しているところでございます。

その内容でございますが、垂水小学校、水之上小学校、協和小学校、新城小学校、柗原小学校及び垂水中央中学校の6校につきましては、校内LANケーブルを現在の1ギガから、文部科学省から標準仕様として示されている10ギガへ配線を増強することで、高速大容量の通信に対応いたします。併せて、無線アクセスポイント数を現在の21個から107個に増加することで、校舎はもとより体育館等で使用できるように、校内通信環境の整備を図る予定でございます。

また、光ブロードバンドの未整備地域である

牛根小学校、松ヶ崎小学校、境小学校につきましては、モバイルWi-Fiルーターによる通信環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○学校教育課長（今井 誠）** 引き続き教育環境の整備状況につきましてお答えいたします。

タブレット端末の納入につきましては、県による共同調達において業者も決定しており、業者は、3月までには納入できるよう努力すると申しております。今後、細かい仕様等を打ち合わせた上で、納入に向けた事務を進めてまいります。

タブレット端末が整備されますと、今後、さらに授業における活用場面が増えることが予想される大型液晶テレビや高性能ウェブカメラ、集音マイク等、必要な周辺機器が現状として不足しております。今回整備するGIGAスクール構想による一人1台のタブレット端末が、学習を活性化する効果的な場面で活用できるよう、不足している必要な周辺機器を計画的に整備していきたいと考えております。

以上でございます。

**○森 武一議員** このタブレット端末に関しても、全国的に一斉に導入が進むということで、今年度中の整備・導入ということなのですが、これに関しても需給が逼迫をし、今年度中の整備が間に合うかどうかというのを、大変危惧を全国的にされていると思います。先ほどから学校教育課長のほうで御答弁いただいているように、これはもう文房具として使っていくものなので、しっかりと4月に間に合わなくてもしっかりと整備を進めていただくようお願いいたします。

次の質問として、校務へのICT導入及び今後の働き方改革の取組についてということで、このGIGAスクール構想に関して学びのアップデートというか、子供たちの学ぶ環境の向上

という面と、あと校務の働き方改革という面もあるかと思えます。現状、その校務へのICTの導入状況についてお伺いします。

○学校教育課長（今井 誠） 校務へのICT導入状況につきましてお答えいたします。

各学校の校務に係るICTの導入状況といたしましては、現在、全ての教職員に一人1台の校務用ノートパソコンを配布しており、校内LANも整備されているため、インターネットを利用した教材研究、校内での情報共有や市の校務用サーバーを介した市内学校間でのデータ共有、文書作成や校務処理等の電子化が図られております。

今後は、ICTを活用した働き方改革を一層推進するため、今年度予算により12月までに各学校に校務支援システムと校務共有システムの導入を完了し、来年1月から使用開始、令和3年4月から本格的な運用開始の予定で準備を進めております。

具体的には、校務支援システムにより、名簿情報の一元管理や小・中間の引継ぎ、日々の出欠状況等から出席簿作成、成績処理や保健管理のデータ処理、それらが全てリンクした通知表や指導要録の電子化等が一体として実現できるものであり、校務処理のICT化が一気に進むものと期待しております。

さらに、教育委員会と各学校をつなぐ校務共有システムにより、教育委員会と学校との間の文書配布や提出等の情報交換が円滑に進むだけでなく、校内の連絡事項やスケジュール管理の電子化が進むことで、各学校でのペーパーレス化を進めることも可能になります。

また、このシステムを利用して教職員の出勤管理の自動化が実現できます。

なお、校務用校内LANは、GIGAスクール関係で整備する新しいネットワークとは別となっており、セキュリティ対策も万全であると言えます。これらの取組のほか、GIGAス

クール構想に係る今回のタブレット端末整備や付随する教育システム導入も含め、これらの取組が教員の働き方改革、業務改善につながると考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 今お答えいただいた校務支援システムを導入するということで、これに関して对学校、对教育委員会だと思えます。もう一つ、校務の一番負担になるところが、保護者とのやり取りというものが必要に出てくるかと思えます。そこに関してICTを導入することによって、効率化できることが多々あるのではないかと考えていますので、そこもその働き方改革の一環として検討していただいて、導入を進めていただけたらと思えます。

次の質問に進めさせていただきます。

ランニングコストということで、今回小・中でタブレットを1台ずつ導入するということで、先ほどの学校教育課長の答弁の中でも普段使いの文房具となるということですね。そうすると、文房具であると壊れる可能性があったりとか、また9年間一つのパソコンを使うということは、一般的に、自分たちでも4年から5年ぐらいで更新していくということを考えると、必ず更新費用というものが出てくるかと思えます。

このランニングコストというのは、今回のGIGAスクール構想に関しては国から全額4万5,000円、一人1台分出るということだったのですが、今後、先、どうなるかわからないということがあると思えますが、このランニングコストに関してどのようにお考えになっているのかを、お伺いできればと思えます。

○学校教育課長（今井 誠） ランニングコストにつきましてお答えいたします。

今回導入するタブレット端末が、5年後更新時期を迎えますが、その際、今回のように児童生徒数の3分の2の台数を国庫で補助されるかどうかにつきましては、国がまだ明確に示して

おりませんので、現段階では分かりません。

しかし、教育委員会といたしましては、これからの未来を生きる子供たちに必要な力をつける教育を進めるために、授業においてタブレット端末を継続的に活用していきたいと考えており、今後の更新時期におきましては、国庫補助が受けられるよう国に対して要望してまいります。

以上でございます。

**○森 武一議員** 今の御答弁だと、国からの支援がまだ分からないと。ただ、分からないで支援がなかった場合、これはもう、一度導入したら続けていかなければならないものだと思うのですが、国からの支援がなかった場合でも、しっかりとかかる費用に関しては市はしっかり負担をしていくということ、どのようにお考えか、教育長、よろしくお願いたします。

**○教育長（坂元裕人）** 国が導入した計画でございますので、まずもって国に対して要望していくのが筋だろうと私も思っております。それがかなわない場合には、今後、関係各課、市長、副市長とも相談しながら継続できるよう努力してまいります。

以上でございます。

**○森 武一議員** 私も国の財政支援というのは必要だと思っています。なので、この国への財政支援というのはしっかりと要望していただければと思います。

また、国から支援を要望するだけではなくて、このGIGAスクール構想に関して調べている際に、ウェブベルマークというものがあるというふうにお伺いしました。ベルマークのウェブ上のもので、通信販売を使ったらそのまま指定校のほうにその点数が行くというようなものがあるということで、市内の各事業所さんに御協力いただいて、そういうもので設備の更新をしていくということも考えられるかと思っておりますので、そういうウェブベルマークの導入とかを検

討していただいて、財政的な面を支えていけるようになればと要望させていただきます。

次に、卒業や転校時のデータの取扱いについてということで、今回のGIGAスクール構想、小学校に入学してから、もうすぐにICTを活用して、パソコン・タブレットを活用していろいろなデータを作っていく、成果を作っていくということになっていくかと思っております。9年間の積み上げ、6年間と3年間の積み上げのデータが卒業時にどうなるのか、子供たちが作った思い出の一環だと思うのですね。その様々な絵であったりとか、どういうものを作っていくのかちょっとまだ不明ではあるのですが、作っていったものというのは子供たちの思い出の一環だと思うので、そのデータの取扱いについて、また、転校時に転校して行く、転校して入ってくるにおいても個別最適化をするに当たって、そのデータというものがベースになってくるのではないかと思っておりますので、そこら辺のデータの取扱いについてどうなっているかお伺いできればと思います。

**○学校教育課長（今井 誠）** 卒業や転校時のデータの取扱いにつきましてお答えいたします。

児童生徒が学習で作成したデータ等につきましては、インターネット回線上に存在するクラウドの中の個人フォルダに保管されます。このフォルダ内のデータは、マイクロソフトのアカウントを用いて学校で取り出し、記録媒体に保存することが可能です。

また、児童生徒の高等学校までの進学先や、転出先の学校で貸与されたタブレット端末を用いて、作成したデータを開いたり、編集したりすることが可能な仕様となっております。

以上でございます。

**○森 武一議員** 書き出すことができるということでしたので、そこに関して子供たちの思い出の一環、大切な記憶の一つだと思いますので、大切にできるようにお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

新型コロナによる一斉休業時の対応ということで、お伺いできればと思います。

**○学校教育課長（今井 誠）** 新型コロナによる臨時休業時の対応につきましてお答えいたします。

まず、川越議員の答弁でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症による市内の一斉臨時休業は、地域がロックダウンにならない限りほとんどないものと考えております。

しかし、感染者が出た学校において、感染の広がりが見られる場合は、臨時休業を実施することになっております。その状況によっては、臨時休業の日数が延び、臨時休業の範囲も学校全体の臨時休業や、学級・学年閉鎖となる場合も考えられます。

そこで、臨時休業等となった場合には、先ほども申し上げましたように、持ち帰り前提の一人1台のタブレット端末を活用した取組を考えております。まずはネット環境がない家庭には、モバイルWi-Fiルーターも一緒に貸し出し、ネット環境がある家庭では、家庭のインターネット回線を利用させていただいて、タブレット端末を使ったオンライン授業の実施や、インターネット上の動画コンテンツ等を活用した学習を推進し、学びの保障に努めてまいります。

また、今後AIドリル等の導入が実現できた場合は、それぞれの児童生徒に個別最適化された学習が家庭でも実施できるようになり、家庭学習の充実にもつながるものと考えております。さらに、Zoom会議等を活用することで、臨時休業期間中であっても、毎朝の健康観察や担任との話もできるようになることで、生活リズムの維持や心の安定にも寄与できるものと考えております。

しかしながら、学校の規模によっては、モバイルWi-Fiルーターを希望者全員に貸し出すことが困難となる場合も考えられますので、

その場合には、卒業や受験等が控えている上学年を優先した貸出し等を検討しているところでございます。

以上でございます。

**○森 武一議員** 今の御答弁で、臨時休業の際にはWi-Fiルーターを貸し出し、ただ、これに関しても十分な数ではないと。

また、AIドリルを進めていくということにおいては、このAIドリルというものは、基本的には通信環境が整備されているということが前提になってくるかと思えます。

次の質問になってくるのですが、これは家庭環境によって通信環境がしっかりとあるところとないところというものが出てくるかと思えます。そこに関して、やはり学びの保障を確保するに当たって、この通信環境があるなしで子供たちの学びに格差が出てくるというのは、大変そこに関しては憂慮するところだと思いますので、私としては、この家庭環境による通信環境の違いを埋める政策を、何かしら教育委員会のほうで検討することが必要なのではないかと思います。そこに関して、お考えをお伺いできればと思います。

**○学校教育課長（今井 誠）** 家庭環境による通信環境の違いを埋める政策につきましてお答えいたします。

将来的には児童生徒がタブレット端末を持ち帰り、家庭学習で活用することも想定されます。その場合、Wi-Fiがない家庭の児童生徒の学習への影響が懸念されます。そこで、Wi-Fiがない家庭の児童生徒もタブレット端末を活用した宿題等に取り組むことができるよう、放課後、学校を開放して校内のWi-Fiを利用させることについて、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**○森 武一議員** 校内を開放するということがあったのですが、休みのときであったりとかい

つでも学べる環境というものが、このAIドリルを進めていく、学びの個別最適化を進めていくにおいては大切なことだと思うのですね。

現状として、通信費の補助というものができないのかということは、難しいとは思っています。その次の策として、例えば市内の各公共施設、公民館であつたりとかというところにWi-Fiスポットの整備をすることによって、子供たちが自発的に集まって学ぶ場ができるのではないかなと思うのですが、そういうことは可能ではないかと、検討していただけないかと思っておりますので、そこについてのお考えをお伺いできればと思います。

**○総務課長（和泉洋一）** 個別の通信環境の支援につきましてお答えいたします。

光回線の通信料等を各家庭へ市が支援することにつきましては、議員も申されましたとおり現状では難しいのではないかと考えておりますが、市内各所でWi-Fiスポットの整備が進めば地域の通信環境が改善し、住民の利便性につながるのではないかと思います。

まずは、公共施設へのWi-Fi整備が考えられますが、施設を所管する課も多いことから、整備目的や利用方法などを関係課と協議をいたしまして、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○森 武一議員** このWi-Fiスポットの整備というのは、教育以外にも今回の災害時の通信環境の設備、情報の収集等でも活用ができる大変有用なことだと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

このGIGAスクール構想を一度始めたら、もう止まることはできず、しっかりと最後まで国の支援があろうがなかろうが、しっかりと子供たちの学びの環境整備をしていただいて、将来、子供たちが不利益を被らないように、体制整備をしっかりといただければと思います。

これで、GIGAスクール構想については終わらせていただきます。

次に、様々な政策課題のICTの導入についてということで、食肉に関して一部導入があつたりとかというところでは御答弁があつたかと思うのですが、全体的にまだこれから検討していくということの御答弁だったかと思っております。

そこで、市長にお伺いさせていただければと思うのですが、市長がこれまでスマート農業、スマート漁業等を進めていくことが必要だと言っているかと思うのですが、今後の取組についてお伺いできればと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 様々な政策課題へのICT導入ということでお答えをいたしたいと思っております。

それぞれの分野におけるICTの導入につきましては、先ほど、関係課長が答弁を申し上げたとおりでございますけれども、私といたしましても教育をはじめ、各分野におけるICTの導入については、その重要性を認識しております。

国においては、目指すべき新たな社会の姿としてソサエティー5.0を提唱し、AI人工知能などの最新テクノロジーを活用した便利な社会づくりを推進するということを目指して、ソサエティー5.0の基盤となる5Gや光ファイバーなどのICTインフラの整備促進が、我が国の課題となっているところでございます。

本市におきましても、そのような状況を鑑み、令和4年度以降に整備を予定しておりました牛根、新城、柘原地区の光ファイバー整備事業を国の事業を導入して、今年度前倒し実施を決めたところでございます。今回、コロナピンチをチャンスと捉えて決断いたしました。結果として、教育、医療、福祉、農業、漁業あらゆる分野で光ファイバーの整備により、そのことの活用の可能性が広がったというふうに思います。

今後も、それ以外の様々な地域課題に対して

もICTの導入を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○森 武一議員** 今回、光回線の整備ということで98%まで接続ということだったのですが、2%残ると。この2%に関して、やはり残っているというのは情勢が乏しいということで、条件不利地域だと思えます。この条件不利地域だからこそ、その遠隔医療であったりとか、様々なサービスを光回線を通じて受けることが、住み続けることに必要だと思いますので、この残り2%を早急に整備が進むようお願いし、次の質問にさせていただければと思います。

今回、白紙化を受けての今後のスケジュールについてということで、これから決めていくと、様々な意見をお伺いしてということだったかと思えます。ただ、先ほどから御答弁いただいているところではあると思うのですが、耐震化等が考えられるということで、そうやってきたときにその耐震化を考えるに当たっては、スケジュール、今後何年間ぐらいで5年後なのか10年後に建て替えるのかということのスケジュールを一度示していただいたほうが、話が進んでいくのではないかと思います。そこについてお考えをお伺いできればと思います。

**○企画政策課長（二川隆志）** 今後のスケジュールの中で、その耐震化、その先における耐震補強を行うのか、それとも建て替えを行うのか、そこについても、まずこの段階でどうしますという形の指針を出すのは、かなり難しいです。

なぜかと言いますと、やはり今回の住民投票でありましたとおり賛成派の方々も4,000、反対派の方々も4,000人、それぐらいおられたわけですので、それぞれの方々の思いというものがございまして。ただ、我々執行部としましても、これまでの計画は万全であったという認識のもと、これからまた白紙化になったわけですので、進めていかなければならないという難しい状況

もありますので、そういった中で、まずはしなければならないこと。この現庁舎を先ほども申し上げましたけれども、しばらくは使わなければならないというところでの耐震診断をどのようにするかという、その結果を受けてどうしていくかというのは、また議員の皆様方をはじめ、市民の方々、外部検討委員会とかそういったところから御意見をいただきながら進めていきたい。特に、これについては慎重を期すというふうに考えております。

以上でございます。

**○森 武一議員** 難しいというお話だったかと思うのですが、耐震化の予算を考えるときに、このスケジュール。まず、たたき台となるスケジュールがあって、その中で特別委員会を今後、委員会の中でも作っていくということだと思いますので、そういうところでのたたき台というところを一度示していただいたほうが、話は進んでいくのかと思いますので、そこは要望させていただいて、もう時間がないので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（篠原静則）** ここで暫時休憩いたします。

次は、午後3時40分から再開いたします。

午後3時30分休憩

午後3時40分開議

**○議長（篠原静則）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

**○新原 勇議員** 今日、最後の一般質問となると思いますので、皆さん、よろしく願いいたします。

去る7月の集中豪雨により、あちこちの山が崩れ、民家も押し潰され田畑や道路、水路も被害に遭いましたが、激甚災害法が適用され、農家の方も、まずは一安心でしょう。中央地区に

においては、一部冠水が見受けられました。そのことから、新築においては土地のかさ上げを条例に組み込んだほうがいいのではないかと思います。地元の設計、建築関係者であれば、かさ上げも施工主に伝えますが、市外の業者の新築現場ではそのまま施工されているところが多々見受けられます。毎年来る豪雨は、50年に一度が毎年来るようになり、台風も日本近海で発生するようになりました。個人の財産を守る上にも、かさ上げを条例に組み込んでほしいです。

台風10号により、市民の避難場所もやはりクーラーのある市民館から埋まっていき、ソーシャルディスタンスもあり定員が限られていましたが、中央運動公園の体育館、垂小体育館など収容能力のある場所は、熱中症対策でクーラー設備が必要だと感じました。ぜひ導入の検討をお願いします。それに、今回の避難場所においての問題点も共有していただき、次回につなげてほしいです。また、大きな事故もなく2日間、担当及び職員の方々に敬意を払いたいです。

私自身も消防団で、地域の独居老人の方に避難の声かけを要請され参加しましたが、あまり面識のない振興会においては、振興会長を尋ねて行き、独居老人の方を紹介してもらい、会長と一緒に回りました。振興会長が把握されているところが多く、今後も振興会長が交代される時は、引継ぎで共有されて、地域住民で独居老人の方の見回りを続けていきたいと思います。

国体におきましても、佐賀県、宮崎県が鹿児島国体延期を受託していただき、この流れだと国体として最後の県となり、フィナーレをふさわしく飾る大会になることでしょう。仕切り直しですが、2023年に向けて準備を進めていきたいと思います。

議長の許可を頂きましたので、通告どおり質問いたしたいと思えます。

G o T o イートキャンペーン事業について。

新型コロナウイルス対策の第一弾で、商店街の活性化の一環として20%のプレミアムが付いた商品券、「コロナに打ち勝てこもんそ商品券」とネーミングを付けました。総額2億4,000万円もありがたいことに完売いたしました。初めて買う購買層の方もいらっしゃり、大変好評であります。

国の施策では、G o T o トラベルキャンペーンに続き、G o T o イートの委託事業決定の見出しが8月26日の朝刊に発表されていましたが、分かる範囲でいいので、現状についてお聞かせください。

2番目に、垂水市農水産物についてですが、先日、全員協議会において、垂水市水産物販売促進緊急対策事業について339万円の予算がつけましたが、どのような方法で、幾らで売り出し、何食分の予定かお聞かせください。

3番目に、公共（税金）料金のペイジー及びコンビニ納付についてですが、6月議会で池田議員が質問していましたが、もう少し詳しくお聞かせください。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、銀行にもあまり行きたくない方もいらっしゃいます。ペイジー及びコンビニ納付ができれば、インターネットバイキング、モバイルバイキング、ATMを活用して利用者の利便性向上を図るとともに、収納機関、金融機関の事務効率化にもなります。交通弱者の親の分まで時間にとられない支払いもできますし、県外からの送金もできます。

そこでお聞きします。口座振替に対して年を経るごとに増えていると思いますが、今現在、銀行振込の件数と加入率を教えてください。

また、複数の種目の方もいらっしゃると思いますので、種目毎に直近の令和元年度における振替率をお聞きします。

次に、新庁舎建設についてですが、8月9日、住民投票において反対票が344票上回り、白紙

となったが、白紙とはどこまでを指すかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** G o T o イートの現状につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により甚大な影響を受けている飲食業に対しまして、需要喚起を図るために農林水産省が実施する事業であり、鹿児島県におきましては、鹿児島商工会議所並びに鹿児島県商工会連合会が8月25日に受託事業として採択されたところでございます。

今後、農林水産省と鹿児島商工会議所並びに鹿児島県商工会連合会との契約終了後、事業実施についての協議がなされ、垂水市商工会へ事業の詳細について報告されると聞いております。以上でございます。

続きまして、垂水市水産物販売促進緊急対策事業につきましてお答えいたします。

本事業は、新型コロナウイルスの影響により販売数が減少し、需要が落ち込んでおりますカンパチ・ブリの消費対策並びに国体が延期となり、本市への来場者減少の対策と併せまして実施するもので、カンパチ・ブリを両漁協から購入し、両道の駅と桜勘食堂の3か所に無償で納入することにより、テークアウトのカンパチ・ブリ丼を500円で販売していただくものでございます。

期間は10月初旬から12月初旬を予定しており、両道の駅につきましては、毎週土日の1日、それぞれ200食限定とし、桜勘食堂は平日に100食限定でテークアウトにより販売していただくもので、それぞれ10回の実施で合計5,000食の販売数を予定しております。

ホームページ、ポスター等により周知し、特別価格商品の効果で集客の増加を図り、相乗効果により他商品の売上げの増加を促すものでございます。

また、学校給食の食材としまして、1回当た

りカンパチもしくはブリ、約22匹分の53キロを9月から3月までの期間において、月1回、計7回、献立の食材として使用することにより消費を図るもので、本市基幹産業であるカンパチ・ブリの食育にもつながるものでございます。

以上でございます。

**○税務課長（橋圭一郎）** 市税に係る銀行口座等振替率についての御質問にお答えいたします。

令和元年度における本市税の口座振替率は、軽自動車税においては口座振替依頼件数1,881件で、振替依頼率が約22.73%となっております。同様に固定資産税が3,838件の振替依頼で約40.84%、市県民税が367件の約21.54%、国民健康保険税が612件の約34.99%となっております。

市税の口座振替の周知につきましては、年度初めに市内全戸に納税のしおりを配布し、窓口で納付される納税者には、職員が直接、口座振替をお勧めしております。今後も口座振替を推進しながら、コンビニ納付等の新たな取組と併せて、確実な市税収納を目指してまいります。

以上でございます。

**○企画政策課長（二川隆志）** 新庁舎建設において、白紙化とはどこまでを言うのかについてお答えさせていただきます。

白紙ということでございますので、全くのゼロから見直すことになるかと思えます。新庁舎を建設するためには、新たな基本計画を策定することになりますが、この基本計画には少なくとも庁舎整備の基本方針、延べ床面積など規模設定、新庁舎の位置、新庁舎の機能、概算事業費と財源内訳、建設スケジュールといった項目を盛り込む必要がございます。

今回、ゼロから出発ということでございますので、この基本計画の前の段階でございます現庁舎の安全対策の検討から始まることになるかというふうに考えております。

これまでの庁舎建設事業は、庁内検討委員会を平成24年2月に設置しましたが、具体的な建設計画の検討は平成28年度から現在まで、約5年間相当の年月をかけて進めてまいったところでございます。

こういったことから、ゼロから新たな新庁舎建設事業を計画するに当たっては、特に建設場所、規模、事業費などにおいて、いかに合意形成を図っていくか、進めていくかが大変重要なことになると思います。建設するということは、一朝一夕にはいかないということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○新原 勇議員** それでは2回目から一問一答方式をお願いします。

G o T o イートについては、まだ委託事業が決定しただけで今からですが、今後の取組についてお聞かせください。

**○水産商工観光課長(大山 昭)** G o T o イートの今後の取組につきましてお答えいたします。

本事業につきましては、鹿児島商工会議所並びに鹿児島県商工会連合会の受託事業でありますことから、垂水市商工会が把握している計画につきまして御説明いたします。

今月中旬に鹿児島県商工会連合会より垂水市商工会へ、プレミアム付食事券の事業実施の詳細について説明がなされ、その後、事業実施内容に基づき食事券の印刷、加盟店の募集、消費者への広報等を行い、11月より食事券の販売が開始される予定であるとのことでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ありがとうございます。G o T o イートに関しての詳細はこれからですが、飲食店を応援することは食材を供給する農林漁業者を応援することになりますので、年末の忘年会、家族の食事などに大いに利用されることを期待していただけるようお願いしまして、次の質

問、垂水市農産物について伺います。

垂水市の水産物、カンパチ・ブリ丼のテークアウトで市内外多くの人たちに食べてもらうことにより、また、リピーターとしてさらに買っていただく。そこで現在、農水省の「#元気いただきますプロジェクト」で、広瀬すずさんがコマーシャルをやっていますが、私たちが食べて応援しようという企画です。それはお取り寄せの送料が無料になります。テークアウトされた方の市外の方もこの企画を知れば、取り寄せて家族に振る舞おうかなあと考えたり、市内でもお歳暮時期にはカンパチ、ブリなどをたくさん市外、県外に贈答されています。送料無料になると、結構増えるのではないかと期待していますが、このプロジェクトについて、本市の取組についてお聞かせください。

**○水産商工観光課長(大山 昭)** 農林水産省「#元気いただきますプロジェクト」につきましてお答えいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や輸出の停滞などにより在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等の影響が生じて、適正な出荷時期を逃した農林水産物をいのちを支える産業として、次の世代につないでいくことが目的とされております。

特に、影響が顕著な農林水産物の品目に対しまして販売を促進し、消費者の皆様においしく味わっていただく機会の提供、提案などを行うものでございます。

なお、本市の取組といたしましては、垂水市漁協・牛根漁協が事業実施者となり、全国漁業協同組合連合会の事業でございます、消費者が送料無料で購入できるネット通販「ギョギョいち」へカンパチ・ブリなどの商品が掲載される予定となっております。

次に、出前食育活動でございますが、県が事業主体となり、小・中学生を対象とした食育活動と併せて水産物を学校給食の食材として無償

提供される事業であり、垂水市給食センターよりカンパチ・ブリ共に上限回数でございます各12回分の申請を行っていただき、7月より市内小・中学校への学校給食の食材として提供されているところでございます。

また、販売促進、PR活動につきましては、両漁協とも新たな販路の開拓を目的に、地元消費者向けのPR活動と併せて、新鮮なお刺身を試食していただくなど、様々なイベントを計画されているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ありがとうございます。元気プロジェクトについては、まだサイトは県が一択されて、サイトに登録中ということですので、もし立ち上がったときには何らかの形で市民に広報してもらいたいです。

また、今月の30日まで山形屋で「垂水の味だより」も開催しております。それにも、またたくさん参加してもらえようSNS等を通じて、我々もPRしていきたいと思えます。そして、まだまだ低迷している水産業ですが、少しでも生産者が笑顔になるよう、引き続き販売促進に、PR取組に強化をお願いいたします。

次に、ふるさと納税返礼品の取組についてですが、税収の少ないわが市は、ふるさと納税が大きな収入になっていますが、ふるさと納税を増やすためにどのような取組をされているか、お聞かせください。

**○企画政策課長（二川隆志）** ふるさと納税返礼品の取組についてお答えさせていただきます。

今年度の主な取組としましては、ふるさと納税のPRに効果的な新規ポータルサイトの導入や、新規返礼品事業者の登録、既存事業者の方には新たな返礼品の企画提案等を行っているところでございます。

さらに、新型コロナウイルスの影響により国産の農林水産物の在庫の滞留や、価格の低下、売上げの減少が生じている品目の販売促進を目

的とした農林水産省の補助事業である「#元気いただきますプロジェクト」を活用し、「ニコニコエール品」として通常よりも低価格で鹿児島県産黒牛和牛を提供する企画に参加するなど、寄附額の増加を目指し取り組んでいるところでございます。

また、法令により制限のある返礼品額と送料につきましては、配送地域を限定することで、送料を抑えた返礼品の開発も手掛けていただくように提案を行っているところでございます。

ふるさと納税は、本市にとって貴重な財源でありますことから、納税いただく方々のニーズなど情報収集も行い、今後も返礼品事業者の方々と連携し情報共有を図りまして、さらなる魅力ある返礼品の開発に努めていただくなど、多くの皆様に納税いただける取組を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ポータルサイトが1つ増えたということで、6つになったということですね。ますます利便性が増えたと思えます。そして、ますます多くの人が関心を持って垂水の品物を購入されるのを期待しますが、その中でどのような課題があるか教えてください。

**○企画政策課長（二川隆志）** どのような課題があるかについてお答えさせていただきます。

法令に抵触せず、適切に事業を遂行するために事業所が制度に精通することが大変重要であり、そのための支援策の構築が課題となります。特に、制度改正等に関する情報につきましては、迅速な対応をお願いしているところでございます。

また、より多くの事業所の方に御登録いただき、事業の活性化と地域経済へ貢献いただくためにも、事業者の方が参入しやすい環境整備が必要であり、課題であると考えております。さらに魅力ある返礼品を開発していただくためには、納税いただく方々のニーズ調査やポータル

サイト上での効果的なPR方法の確立などが課題となってきたところでございます。

これら様々な課題を解決すべく、法制度などの改正等にも柔軟に対応できる体制を整え、また、他自治体の人気返礼品の分析等や、視覚的に訴求力のある写真や効果的なキャッチコピー等の使用について、調査・研究を重ね、寄附額の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ありがとうございます。出品者も少しでも多くの人が増えるように、また市長が常々言われる「もうかる仕組みづくり」をお願いして、ふるさと納税がさらに増えるのを期待して、次に移りたいと思います。

次に、公共料金のペイジー及びコンビニ納付であります。

口座振替率については分かりました。また、収納率も98%以上あると聞きました。市民の方が平日に銀行であれば15時まで、郵便局であれば16時まで、庁内であれば17時15分、職員も頑張っており毎週木曜日は19時まで窓口も開いており、何らかの方法で納入されております。

そこで、ペイジーやコンビニ払いの経費が1件当たり幾らかかるか、6月の質問では6倍と回答されたと思いますが、具体的な数字でいいですので、お願いします。

**○会計課長（野村宏治）** 公共料金のペイジー及びコンビニ納付に対する経費につきましてお答えいたします。

現在、本市における公共料金等の支払い方法は、納付書払いもしくは口座振替のみとなっております。スマートフォン等のアプリを利用したモバイルバンキング納付を導入するためには、その前段階として納付書等をバーコード式のコンビニ納付対応に変更する必要があります。そのための準備費用として、まず、基幹システムの変更費用等が概算で640万円程度、それとコンビニ収納代行業者に支払う月額基本料が取

り扱う税金と使用料それぞれに発生し、納付に係る取扱手数料も1件当たり税別で57円かかります。

それから、スマートフォン等のアプリを利用したモバイルバンキング納付の導入経費につきましては、現在検討を進めている収納代行委託業者では、コンビニ収納とセットで導入することで、初期費用及び月額費用は共に発生せず、1件当たりの取扱手数料のみコンビニ収納と同様に税別57円かかるようでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ありがとうございます。前回の導入に対して、打合せの中でも前向きな話が聞かれましたが、導入に当たって目標とする時期がいつぐらいになるか、分かる範囲で教えてください。

**○会計課長（野村宏治）** 導入時期についてお答えいたします。

現在、税務課をはじめ庁内関係各課並びに本市の基幹システム業者にもお願いをし、導入する際の課題や可能性について協議を行っているところでございます。

導入時期につきましては、ただいま答弁いたしましたように委託料や取扱手数料の費用のことや、システム変更に要する期間及び収納代行業者の選定並びに住民への周知期間等を考慮いたしますと、それ相当の期間が必要でございますので、現段階でははっきり申し上げられませんが、今後とも導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ありがとうございます。導入することにより市民の利便性も図られ、収納機関も夜7時まで開けなくても済み、職員の負担も減らされます。

また、導入に対しては税の徴収ですので、焦ることなく万全を期していい時期から始まることを期待しております。

次に、新庁舎建設ですが、白紙については分かりました。最初からの基本計画の見直し、担当者としては断腸の思いであるでしょうが、しかし、前に進まないといけません。今後については、外部検討委員会など再開を含めお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 外部検討委員会をいつ開催するのかということによろしければ、お答えさせていただきます。

今回の庁舎建設事業の垂水市新庁舎建設検討委員会につきましては、議会終了後でございます10月もしくは11月には開催したいというふうに考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。市庁舎問題に対しては反対、賛成同じくらいということですけど。市長は1票でも多くあったほうが、反対が多ければ白紙ということで、白紙という結果にはなりましたけれども、でも我々としては作ることは異議は申していないので、そして議会も特別委員会を作り市民と共に考え、市庁舎建設に取り組んでいく所存でございます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（篠原静則） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（篠原静則） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会します。

午後4時07分散会



令和 2 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 2 年 9 月 9 日



本会議第3号（9月9日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和2年9月9日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、9番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは一般質問に入っていきたいと思っております。

その前に、災害に関して、職員の皆さん、市長をはじめ多くの市民の皆さんも含めて、この状況を取り切ったことに対して、改めて我々は、この問題に対して感謝するとともに、一定のこの問題に対しての取組や方向性も、改めて課題も含めて見えてきたのではないのでしょうか。

特に今、災害の時代というふうにも言われています。繰り返される激甚災害、そういう中で、改めて何が問われているのか、農業、漁業、防災、そういう意味で地球環境問題も含めて、あらゆる問題がこの大きな根本にあるんだということを改めて私たちは痛感しながら、その防災・減災に含めた取組をどうやっていくのか、改めてそういう角度から取り組んでいくことが改めて提起されたと思っております。そういうことも含めて、今回、質問の中にもそのことも取り組んでいますので、ぜひまたその時点で訴えたいと思っております。

最初の質問は、新庁舎に関して2問質問いた

します。

先般、住民投票が実施されました。住民投票にはメリット・デメリットもありますが、この制度には間接民主主義を補完するものとして必要であると改めて考えているところです。それは地域づくりの主役は市民であり、その住民の意思を直接に拾い上げ、判断する必要があります。今回の事案もその一つではなかったでしょうか。行政運営には、市民の意見等を反映させることが今日の地方自治の発展の中で一層求められていることは明らかです。

そこで1点目は、新庁舎建設の賛否を問う住民投票には、どのような意義があったのか市長の見解を伺います。

2点目は、そこで得られたであろう成果。今後の市民と、住民と市との関係作りについて、どう生かしていくのか問われていると思っておりますが、市長の見解を求めます。

2点目は、新たな新庁舎建設に向けての基本的な考え方や方針はあるのか見解を伺います。

今回の新庁舎建設の是非を問う住民投票は、政策決定における市民の参画の機会になり、市民の間でも議論を喚起するきっかけにもなりました。このことは、投票という行為によって自己責任に基づく意思表示を可能にし、自分たちの問題であり自らの意思で決めようという住民の自治を体現することになりました。この経験は今後のまちづくりや行政、議会との関係など、在り方を考える契機にもなったと考えます。これらの経験と新たな新庁舎建設に向けて生かしていくべきだと考えます。そこで新庁舎建設に向けての基本的な考え方、方針はあるのか見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染予防と救済対策について質問いたします。

最初は、申入れて提案している感染予防についての考えと具体化について見解を伺います。

この間、全国、鹿児島でも感染者が急増し、

市民の間でも不安が広がってきています。垂水市ではまだ発生していませんが、今後の感染予防や感染拡大を未然に防止していくという観点から対策を取っていく必要が求められています。

このような中、政府も行政検査で地域の関係者を幅広く検査することを可能としています。財政的な問題はありますが、感染拡大を抑止することが重要な取組であり、無症状の感染者を見つけ出し保護・隔離するためです。つまり、診断が目的ではなく防疫が目的です。そこで、安心して働ける保障のために医療、介護、福祉、保育所等の関係者の社会的検査を進めていく必要があると考えますが、見解を伺います。

2点目として、医療・介護分野への支援について見解を伺います。

鳥取県岩美町では、地域医療の支援をすることで、介護分野では濃厚接触者となった要介護者が必要な介護が受けられるように、協力金を交付して支援するという対策を取っています。そこで、1点目は、病院、歯科医院及び介護施設等の影響はどうなっているか。

2点目、支援、いわゆる減収があった場合、その必要性和具体的な取組を検討しているのか伺います。

また、介護施設で感染者となった要介護者が必要な介護を受けられる体制作りと支援をどう考えるか伺います。

3点目は、妊婦のPCR検査については、妊婦の不安を解消し、医療従事者らの感染を防ぐことにもなります。そのために自己負担をなくし、里帰り出産も含めて全ての妊婦を対象にすることが求められますが、見解を伺います。

次に、持続化給付金、いわゆる国の給付金ですけれども、現状と対策について伺います。

ここで重要な点は、暮らし、営業、営農を守るためにも一人も取り残さない対策と取組が必要だということです。全国商工団体連合会の第2回新型コロナウイルス影響調査が公表され、

政府の緊急事態宣言解除後も、前年同期比の売上げが減っているとの回答が7割近くに上るなど、地域経済の悪化に歯止めがかかっていないことが明らかになりました。この中で、過半数は持続化給付金を受け取っていて、過半数が支援が足りないと回答もしています。そこで、以下の点についての見解と対策を伺います。

最初は、商工関係です。手続の現状と課題について、宣言解除後の経済状況と対策の必要性はどう考えるのか。飲食業・ホテル等の宿泊業、旅行業及び建設業、清掃業はどうなっているか。持続化補助金や独自の支援策で感染防止の拡大の防止策への支援の取組ができているのか伺います。

二つ目として、農林関係について質問いたします。

農業関係の持続化給付金について、農林水産大臣は、極めて柔軟な対応を農林水産分野ではできる。所得を申告しているほぼ全ての農業者が対象になると理解している、と国会で発言しています。この熱いエールに応じて持続化給付金制度の周知徹底と活用を進め、新型コロナから営農と地域を守ることが行政に求められていると考えます。そこで、農家の持続化給付金の取組について、現状と課題、対策の必要性はないか伺います。

次に、開発から災害防止、土砂流出、濁水等や景観、自然、環境、動植物の生息、生育環境保全等を守るため、市としての取組、考え方及び方向性の具体化が必要であるということについて質問いたします。

私は、再生エネルギーの導入・普及は、温暖化抑制のための喫緊の課題であり、一層の推進が求められていると考えます。

しかし、メガソーラー等について、各地でも県内でも住民、自治体から批判が高まり、ようやく大型太陽光施設も環境アセスの対象になりました。対象をさらに拡大することが必要です。

今、全国、県内でも森林等が伐採されたり、倒産したゴルフ場が再開発で大規模なメガソーラーの開発が行われ、自然環境の破壊や土砂災害、水質汚染などが発生し、大きな問題になっています。開発、再開発から災害防止や景観、自然環境を守るための取組に何が必要か対案を示しながら質問いたします。

一つは、現状の把握と、市として取組はどうなっているのか。土砂災害の復旧工事への取組と災害防止策及び今後の事業として検討されている太陽光発電への取組の把握はできているのか伺います。

2点目は、開発から災害防止、土砂流出、濁水等や景観、自然、環境を守るための市としての取組、考え方及び方向性の具体化はあるのか伺います。鹿児島県と国は、太陽光発電事業を環境アセスの対象に追加しました。環境アセスの取組に市としてどう考え、また、具体化の必要性をどう認識しているのか伺います。

最後に、障害者、高齢者など交通弱者対策について質問いたします。

この質問の目的は、人権としてのいわゆる「交通権・移動権」が保障された持続可能な地域づくりがさらに求められているという、交通に対する施策を実施する責務の波及が必要だということを提案したいと思います。県内でも様々な形でこのような視点を持って、一層の具体化が図られています。垂水市でもお出かけ事業は、もうその一つとして始まりました。また、乗合タクシーも改善を図り、利用者の利便性を図っています。評価できるものだと思います。

しかし、実態は個別政策にとどまっていて、交通政策基本法が求める交通に関する施策を、総合的・計画的に策定し、実施する責務を定めたものではありません。そこで以下の点について質問いたします。

一つは、経済的な面と社会的参加という点で、地域間格差がある牛根・新城方面の路線バスへ

の補助の考え方について。障害者の日常生活の利便性、社会参加の促進を図る上からも、重度障害者タクシーへの助成を今こそ検討すべきと考えますが、見解を求めます。

最後に、全ての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動の保障を、どう作っていくかが今日問われている時ではないかと思います。これは、安心できる地域をどう作っていくかということです。それは、地域公共交通と高齢者など交通弱者の必要な移動の保障を政策化していくことだと思います。考え方と方向性について伺います。

再質問は保留いたします。

○市長（尾脇雅弥） 住民投票の評価についてお答えいたします。

今回の新庁舎建設計画については、昨年度末に実施設計が完了したことを受けまして、本年6月の市議会定例会に、新庁舎の建設予算を提案し、議決をいただきました。同じく6月、新庁舎建設を推進する市民団体から提出されました直接請求を受けましたので、7月に市議会臨時会に、垂水市役所の位置を定める条例改正案を提案させていただき、委員会審議の結果、議会の皆様の継続審議との御判断をいただいたところでございます。

私は、今回の新庁舎建設計画において、実施設計が完了し、建設予算の議決を受け、計画の全体をお示しすることができたこのタイミングが、市民の皆様の最終的な民意を確認し、同じ方向を向いて新しい庁舎の建設を進めることが重要と考え、住民投票の実施を決断したことは、これまで申し述べたとおりでございます。結果として、反対票が賛成票を上回りましたので、二元代表制の一翼を担うトップの責任として、住民投票の実施前から申し上げていたとおり、計画を白紙としたところでございます。

今回、多くの市民の皆様に投票をしていただき、垂水市民の意思を直接確認し、市政運営に

反映できたということにおいて、今回の住民投票の実施は意義があったと考えております。

昨日も申し上げたとおり、安全面、財政面において、最良の計画であるという考え方に変わりありませんが、結果は結果としてお約束のとおり受け入れ、ノーサイドとして、これからの垂水市が市民と共に一体となって未来へ向かって進み、垂水の子供たちや孫世代のために、次のまちづくりを考えていくスタートとしたいと考えております。垂水市の今回の住民投票を、垂水市の分岐点としていきたいとの思いであります。私としても市長という責任ある立場で、市議会の議員の皆様、市民の皆様と共に、さらなる本市の発展、市民の幸福のために市政運営に当たっていく所存でございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（二川隆志）** おはようございます。新たな新庁舎建設に向けての基本的な考え方や方針についてお答えさせていただきます。

今回の新庁舎建設計画が白紙となりましたことから、現実問題として、今後も現庁舎を一定期間使用することとなります。現庁舎の安全対策、耐震化については、庁舎を利用される市民の方、働く職員の安全確保のためにも、優先して検討していくことになるというふうに考えております。

まずは、現庁舎の耐震診断の実施ということになるかと考えますが、それ以降、具体的なスケジュール等については、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方の御意見をお聞きしながら、これから検討していくことになるというふうに考えております。

以上でございます。

**○保健課長（草野浩一）** 新型コロナウイルス対策として、医療・介護・福祉、保健所等、関係者への社会的検査の考えにつきましてお答えいたします。

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し

続ける中、国においては、現在、感染症法に基づく行政検査の適用範囲を見直しており、感染者が多数発生していると考えられる地域の医療機関・介護施設等の入院・入所者、従業者等に対して、その施設で感染者がいない場合であっても、PCR等検査を行政検査の対象としてよいこととなっております。

しかし、本市におきましては、幸いにも新型コロナウイルスの感染者は、これまで確認されておりませんので、行政検査の対象となる区域とはならないことから、議員が言われます施設等関係者への社会的検査を実施する場合は、検査費用の負担の問題が発生すると考えております。

また、社会的検査を実施するとした場合、検査件数が格段に増加しますので、検査業務におけるマンパワーの問題に加え、検査結果の判明までの時間がこれまで以上にかかってしまうといった問題も生じるかと考えております。

そのことから、ただいま申し上げた課題を鑑みますと、現時点では、本市において社会的検査の導入に踏み切れないところですが、今後の国のさらなる財政支援やPCR等検査体制の拡充状況を見極めつつ、介護施設、福祉施設等への感染防止策の啓発や研修会等を引き続き行い、感染予防策に取り組みながら状況に応じて最善の対応をしまいたいと考えているところで

以上でございます。

続きまして、新型コロナウイルスによる医院、歯科医院及び介護施設等への影響についてお答えいたします。

病院や歯科医院につきましては、国保連合会や社会診療報酬支払基金から発表された今年の5月診療分と昨年の5月診療分を比較したデータによりますと、診療報酬費ベースで、全国的には入院が9.7%減、外来が18.3%減、歯科で9.9%減となっており、鹿児島県では入院が

1.3%減、外来が11%減、歯科で3.8%増となっており、全国と鹿児島県の増減割合には大きく差があることと、医科の外来については大きく減少していることが言えます。

しかしながら、本市の状況につきましては、垂水中央病院及び市内の病院・歯科医院にお聞きしたところ、外来では若干の減少傾向があるものの、これまでの増減の範囲内で、診療については新型コロナウイルスによる影響はほとんど感じていないとのことでした。

次に、介護施設等では、報道でありますとおり、他市において集団感染が発生し、休業を強いられるなど大きな影響を受けているところもあるようでございますが、現在のところ本市では感染者は確認されず、各施設からも休業、利用者減等の報告もないことから、介護施設等では、新型コロナウイルスによる経営に大きな影響を及ぼすほどの状況は発生していないものと考えております。

そのような中、鹿児島県では、感染症対策のための補正予算が成立し、医科・歯科・薬局の医療、介護施設等における感染防止対策等の予算が計上され、各施設の改修経費や物品の購入、職員の慰労金、休業施設の再開に向けた経費などの支援が行われるようでございます。

また、本市でも議会初日に承認していただきました、第6号補正予算におきまして、地方創生臨時交付金を活用し、垂水中央病院へのHEPAフィルターパーテーション購入や監視カメラ、モニター設置など感染症対策強化事業や、介護保険施設への感染症対策用品の配布などの予算を計上し、医療・介護施設等の支援をしていく予定としております。

なお、今後につきましても、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に備え、医療・介護事業所が事業継続できるよう県と連携しながら、市のできるべきことを地方創生臨時交付金を活用して支援してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

続きまして、感染者となった要介護者が介護を受けられる体制づくりと支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染者が、介護サービスを受けられていた方のうち、介護施設に入所されている場合は、今後、感染が不特定多数に広がるおそれなど、社会的影響を考慮して、鹿児島県や施設側が公表される場合や、施設からも市へ感染症発生案件として、通常、報告義務があるため、本市でも知り得ることとなりますが、在宅サービス利用者が感染した場合は、県が公表する居住地、年代、性別の情報しか得られないため、状況を把握することが難しいと考えております。

また、基本的に感染者は、保健所の指示に従い、感染症指定施設等へ入院または宿泊療養となり、感染のおそれがなくなった時点で退院または帰宅となるため、もし、要介護者が感染者となった場合でも、必要な介護を受けられない期間は少ないものと考えております。

しかしながら、各地で感染者やその関係者に対して差別的な扱いや風評被害があるとの情報もあり、感染者が退院後に感染のおそれがなくなったにもかかわらず、サービス利用ができないなどの事態になることも想定されることから、十分に個人情報に注意しながら、サービス計画を作成する居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携して、状況に合った対応を随時検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、妊婦のPCR検査の自己負担をなくし、全ての妊婦を対象にの御質問につきましてお答えいたします。

妊娠期は、精神的に様々な不安を抱える時期だと一般的に言われており、特に感染症に関しては、罹患してしまうと服薬などが制限される

中で治療することとなるため、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、体調管理に相当な精神的負担を感じておられることと思います。そのような中で、妊婦にPCR検査を受けていただくことにつきましては、妊婦の不安感を軽減するために大変意義深いことだと考えております。

妊婦のPCR検査につきましては、母子保健衛生費国庫補助金を活用する形で、本年6月の鹿児島県議会におきまして、県事業として既に予算化されているところであり、近日中に事業化され周知されることとなっております。

県の担当課に問い合わせたところ、現在の事業案といたしまして、おおむね分娩前2週間前後に医師がPCR検査の必要性を判断し、必要に応じてPCR検査を受けていただくこととなり、補助の上限額は2万円になる予定とのことです。PCR検査費用の診療報酬点数が1,800点であることを考えますと、ほぼ自己負担のない形で検査を受けていただくことができるものと思われまます。

現在、産科医師がPCR検査の抗体採取をするための調整等を行っている段階であるとお伺いしており、詳細な内容は今後通知されることとなっております。

本市といたしましては、県の妊婦のPCR検査事業がスタートした時点で、保健師から母子保健手帳発行時や妊婦の方々へ個別の通知を行うなど、今回の事業の周知を図るとともに、その機会を捉えて妊婦特有の様々な不安の解消に向けて聞き取りを行うなど、きめ細やかな対応を行いたいと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 国の持続化給付金の現状と対策につきましてお答えいたします。

国の持続化給付金につきましては、ネットでの申請となりますことから、申請方法が難しく

思われる事業者がおられると思います。現在、市商工会職員が非商工会員並びに商工会員全ての事業者の相談を受け、申請できるようサポートされております。

申請につきましては、事業者本人での申請となりますが、ネットでの申請であり、できない方もいらっしゃいますことから、申請までサポートされることもあると聞いております。

相談された事業者のうち対象となられる事業者につきましては、ほぼ全て申請され、8月31日現在の申請件数は106件であり、さらに申請期間が1月15日まで延長されております。業種別では、飲食業・小売業が最も多く、そのほか宿泊業、旅行業を含むサービス業・建設業・水産業などとなっております。

次に、小規模事業者持続化補助金につきましては、一般型とコロナ型の2種類があり、申請窓口となっております垂水市商工会に、1次並びに2次募集で、一般型10件、コロナ型7件の17件の申込みがあり、14件が採択されているとのことでございます。

なお、10月2日が3次募集の締切りであり、現在コロナ型の申請が新たに13件あり、採択待ちであるようでございます。

今後も市商工会と連携し、まだ手続をされていない事業者への周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、宣言解除後の経済状況と対策の必要性につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、旅行業、宿泊業はもとより、運送業や飲食業、物品販売業など、地域経済全体が深刻な影響を及ぼしており、早急な対応策が必要であると認識しております。

しかしながら、大都市圏や観光地での新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑みますと、今後もイベントの自粛等は避けられない状況が予想されますことから、観光関係従業者の要望

を把握するとともに、国・県の動向を見極めながら本市の現状に適した対策を検討していきたいと考えているところでございます。

現在、市内宿泊施設に対しましては、国が実施するG o T oキャンペーンや県が実施しているディスカバーキャンペーンへの積極的な事業参加を促し、観光客の獲得に取り組み、徐々に宿泊客数も回復しております。スポーツ合宿につきましても、夏合宿が約2,700泊と昨年並みの実績を残し、森の駅たるみずを含めた市内宿泊施設の宿泊者増加にもつながっているところでございます。

さらに、本市で合宿する団体の練習会場から宿舍までの送迎につきまして、地元バス会社を活用していただくなど、様々な業種への経済効果につながるような取組を進めているところでございます。

これまで本市では、持続化給付金やプレミアム付商品券の発行など、経済対策に取り組んできたところでございますが、さらなる事業者の経営回復や景気対策並びに観光客増加に向けて戦略的な取組を打ち出すことにより、地域全体の消費を促し、地域経済の回復に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 農家の持続化給付金の取組と対策につきましてお答えいたします。

持続化給付金は、本年5月から受付が始まっており、それ以降の取組につきまして申し上げます。

5月25日に開催されました農業委員会総会におきまして、農業委員及び最適化推進員に対し、パンフレットの配付と事業概要の説明を行い、農業者への周知を依頼いたしました。このほか各種会合に参加された農業者へ同様の資料配付や説明等を行っております。

また、垂水市農林技術協会だより6月号において、全振興会に対し班回覧を依頼し周知に努

めました。

農林課へ個別にお問合せのあった農業者の方々に対しましては、国が作成したパンフレット等により、給付対象となる場合の給付額の計算方法や申請時に必要な書類につきましてお知らせをしております。

本事業の申請は、申請者自ら電子申請で行うことを基本としておりますが、特に新型コロナウイルスの影響が大きかった市内花卉生産者に対しましては、農林課職員が申請手続きを具体的にサポートし、申請後の給付につながっております。

今後、本事業の申請期間が令和3年1月15日までとなっております。現在も申請期間内でございます。既に秋作の栽培が始まっております露地インゲンやキヌサヤなどの市況の把握に努め、持続化給付金の対象となる可能性に注視してまいります。その上で新型コロナ感染症拡大により大きな影響を受けている農業者からの御相談に引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（二川隆志）** 豪雨災害と再開策について、現状の把握と市としての取組や今後の事業への取組の把握は、についてお答えさせていただきます。

現在、旧ゴルフ場跡地を所有する企業は、和歌山県にございます太陽光発電を計画している事業者でございます。令和2年6月5日に国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく、土地に関する所有権の移転契約の締結に係る土地売買等届出書が、本市を通じて鹿児島県へ提出されたところでございます。

この届出書を提出された際に、添付書類を示されながら、太陽光発電所建設を利用目的として当該土地を購入されたことや、太陽光発電パネルを旧ゴルフ場のコース内に設置することについて、また、令和2年8月頃から事務手続等

の業務に取りかかる旨の説明があったところ  
でございます。

しかしながら、令和2年7月豪雨により、一  
部の土地の崩落が発生いたしましたことから、  
先日、事業者に今後の事業計画の詳細や事業の  
工程等について問合せをしましたところ、現在  
は、令和2年7月豪雨による崩落の対策と被災  
者への対応を最優先事項としているとの回答を  
いただいております、復旧事業に誠意をもって取  
り組まれておられるようでございます。このため、  
事業計画の事務手続が若干遅れているとのこと  
ですが、売電が可能になる時期を3年後の令和  
5年度と設定して計画を検討していると報告を  
受けたところでございます。

以上でございます。

続きまして、開発から災害防止や景観、自然  
環境を守るための市としての取組や考え方及び  
方向性の具体化についてお答えさせていただきます。

現在、太陽光発電や風力発電等の再生可能エ  
ネルギー事業に係る国土利用計画法に基づく届  
出や、土地利用に関する事前相談があった場合、  
関係各課と事業者と問題点を解消するための協  
議をいたしております。

具体的には、開発する土地からの土砂流出や  
パネルの飛散、周辺住民や景観への影響等につ  
いて、書類審査や開発現場での確認を行い、周  
辺住民に対する危険防止対策や災害防止策等の  
確認事項を記載した協定書を締結した上で、防  
災、環境保全、自然保護等の対策や措置を講じ  
てもらい、計画の実施を行ってもらっている  
ところでございます。

今後、旧ゴルフ場跡地における太陽光発電事  
業者との協議が再開いたしましたら、関係各課  
を含めた協議により、周辺住民の方々に対する  
危険防止対策や災害防止策等の措置を講ずる  
よう協定を締結することになると考えております。

また、再生可能エネルギーの適正な事業実施

の確保に関するガイドライン等の策定に関しま  
しては、今回の令和2年7月豪雨による旧ゴル  
フ場跡地の一部の土地の崩落などのように、開  
発による土砂流出や自然環境を損なうことがな  
いよう、また、適正な事業が行われるよう、他  
市が策定しておりますガイドラインの現状など  
も調査させていただいた上、本市の実情に応じ  
ましたガイドラインの策定を考えていかなけれ  
ばならないというふうに考えているところでご  
ざいます。

続きまして、交通対策課題について、乗合タ  
クシーアンケートの要望と改善、利用者の要望  
は実現したかについてお答えさせていただきます。

現在、本市の事前予約型乗合タクシーの運行  
制度は、路線バスの運行がない市木・大野・水  
之上地区におきまして、4路線を市内の3タク  
シー事業者で運行していただいております。

また、県や交通事業者等で組織されています  
垂水市地域公共交通活性化協議会において策定  
する生活交通ネットワーク計画に、運行等に関  
する事項を定めまして事業を実施していただ  
いているところでございます。

令和2年7月に書面により開催されました垂  
水市地域公共交通活性化協議会におきまして、  
新たな運行計画案が承認されましたので、10  
月1日から運行時間の変更や便数を増便しまし  
て運行されることとなります。

これは、昨年の11月に運行区域の住民を対象  
に実施いたしましたアンケート結果と、今年の  
3月に乗合タクシー利用者を対象に実施しまし  
たアンケート結果を基に、市内に3社あります  
運行事業者会議における意見や要望等を踏まえ  
まして、買物や医療機関での受診に合わせた時  
間帯の増便や、受診後の帰宅時間に合わせて増  
便運行されるものがございますことから、乗合  
タクシー運行区域の住民ニーズを十分に捉えた  
利用者の方々の利便性の向上につながる増便で

あり、事業者の協力により実現できたものであると考えております。

続きまして、牛根・新城方面の路線バスの補助の検討というところについてお答えさせていただきます。

現在、路線バスにつきましては、地域間幹線系統バスと廃止路線代替バスにより運行されているところがございます。近隣市町と連携し、それぞれ補助金を市としましては交付させていただいているところがございます。市としましては、地方路線バスの運行の維持を図っており、新城地区、牛根地区の住民の方々について、確かに乗合タクシーが運行されているところからすると地域間格差があるというのは重々認識しているところでございます。

現在のところ4月から、今、福祉課のほうで実施させていただいております、たるたるおでかけチケットですね。そちらのほうもこの路線バスのほうで利用できるというところでは、ある程度の補助ができていないかなというふうに思いますが、それがずっと継続するというところでない。

また、それにつきましては65歳以上の方々が対象ということでございますので、これを、またそういった補助を拡大するのにかについても実際のところにおきまして、現在のところ全然検討はしていないというところが現状でございます。

**○福祉課長（高田 総）** 重度障害者タクシーへの助成についてお答えいたします。

現状において、障害者に対する交通手段に係る助成制度としては、バス、タクシー、JR及び航空機等の運賃割引や有料道路の料金割引の制度があり、本市においても多くの方が利用されております。現状において、このような割引制度に加え、独自の取組を行っている自治体もでございます。その一例として、南大隅町では独自の取組として、重度障害者タクシー料金助成

事業を実施しているところであり、その内容は重度障害者を対象に、申請があった方に対し年間1万2,000円分のタクシー利用券を交付し、助成するものでございます。

現在、本市においては、独自の取組の実施には至っていないところですが、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりの一つとして、医療機関への通院や買物等を目的とした交通手段を確保することは重要な施策であると考えております。

また、特に重度障害者については、公共交通機関より利便性の高い介護タクシー等の利用を望んでおられるにもかかわらず、料金が高額となるため利用しづらい状況があることも認識しております。

福祉課といたしましては、重度障害者の交通の利便性を図っていく必要性は十分に理解しておりますので、長期的な財政負担を考慮しながら、重度障害者に対してどのような交通支援が必要なのか、また、どのようなニーズがあるのかなど、他市の取組について情報収集を行い、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○企画政策課長（二川隆志）** 全ての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動手段の保障をどうつくっていくのか、また、安心できる地域をどうつくっていくか、考え方と方向性についてお答えさせていただきます。

現在、本市におきまして、地域公共交通と言える事業は、路線バスと事前予約型乗合タクシー、2事業でございます。議員がおっしゃられております安心できる地域間交通をいかに確保していくかという課題は、地域公共交通に課せられている重要な課題であると考えております。

また、交通空白地域への対応や高齢者等の交

通弱者の増加に伴う対応の方向性を定め、将来にわたって持続可能な地域公共交通の仕組みを構築することは、行政が担うべき重要な課題であるというふうに認識しております。このような課題を総合的に判断し、長期的な方針を定めまして政策的に取り組む指標として、地域公共交通基本計画を作成することは一つの手段であるというふうに考えております。

路線バスは、近隣市町との連携が欠かせない地域公共交通でございますことから、近隣市町の計画作成の状況を見ながら、また、平成20年度から平成24年度までの計画期間で策定いたしました垂水市地域公共交通総合連携計画の地域公共交通政策の方向性を踏まえながら、本市の現状を検証し、特に近隣自治体と地域間連携の公共交通の整合性を確認していくなど、地域公共交通基本計画の策定を見据えて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** それでは、一問一答で再質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初、新庁舎の問題について。先ほど、市長のほうから、今回のこの住民投票の意義について回答があったと思いますけれども、私はやっぱりこの中で作り上げてきた、いわゆる新庁舎建設のプロセスの中で住民との関係づくりというのは非常に強まったと一方では思っています。そういう中で、結果としてこういう住民投票という形になりましたけれども、そのことにはある意味一つの結果を出したかなというふうに思います。いわゆる協働するまちづくり、そこに大きな意義があったというふうに思っています。私自身はです。

そういう意味で、市としても、この間、特に今そのベースになっているのが、この第6次行政大綱だと思っています。これは5年、あと3年間ですか。この中で重要な視点があったと思っています。そのやっぱり具体化が図られたと

いうふうに思っております。いわゆる市民の参画推進というのがあったと思っています。これはもう非常に重要な、私は市民との関係でも柱だというふうに思います。そういう意味で、このことがもっと具体的に、さらに強まっていくことを一つは期待したいというふうに思います。そういう中でネットで調べてみましたら、大変、全国の方々も住民投票には関心持っておられたようです。結果としてです。

そういう中で一つ面白かったのは、静岡の住民投票と垂水市を比較した中身がありました。まだ十分な情報が伝わっていないということもありましたけれども、實際上、様々な形、情報も取られて、この中身をいろいろ検討を重ねてきたというふうに私自身は思っています。

その中で最後のところに、検討を重ねてきた時間と費用は無駄になってしまったのは残念だと。また、築60年の現庁舎の安全性も心配ですが、防災の拠点としての市民の支持が得られる場所での新庁舎の計画を早急に進めていただきたいと思っているということを書かれています。これは静岡のほうは、もう垂水とちょっと真逆な中身だったのですけれども、垂水市は、基本的にはそういう住民自治にのっとった住民参加、そして一つの方向性を住民投票の中で問うたということに大変評価をされている中身です。であるならば私たちはやっぱりしっかりとそのことを生かしていく今後の方向性、この新庁舎建設に向けた方向性をやっぱり議論して積み重ねていくことが大事だなというふうに思っています。そういう意味で非常に私は、今回のこの住民投票は大きな意義があったというふうに評価をしています。であるならば、やっぱりそれを生かしていく取組をどう今度、新庁舎に向けていくのか。先ほど、課長のほうからも出ましたけれども、そういう方向性をぜひ確認しておきたいというふうに思います。

ただ、残念だったのは、市長の今回の8月号

ですか、9月5日発行されたこの中で、再スタートをするためには市議会の議決権を有し、5月1日の直接請求で反対された方々の具体的な実現可能な代案をお伺いすることからスタートすべきだというふうに書かれています。

しかし、この5月1日のこの問題については、市長も反省をされて次の住民投票、直接請求の意見のところでは出されたと思っているのです。だから、そういう意味では、反省は、この時点ではここに反映されなかったのかなという、ちょっと私自身は疑問を感じたものですから。そのことは、もうこの場では回答はよろしいのです、そういう経過の中でこういうことがあったのだということをしっかり受け止めていただかないと、私たち自身も、ではそのことが直接、移転の問題に関して、それはいろいろ立場、異議があったと思うのです。意見があったと思うのです。そういう中で市長自身もあの時点で提案したことを、改めて間違いだったということ、最後のところでは、次の直接請求のところへ出されていますので、そういう意味で若干矛盾するのかなというふうに思ったと。それは、もう指摘だけしておきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいというふうに思います。新型コロナウイルスの問題についてですけれども、私は最初のところというのは、防疫という視点でこの問題は取り組むべきだということで、診断ではなく防疫が目的だということを訴えたということで、この問題を取り上げたのですけれども。この問題については、いろんなところから声も出ています。全国知事会も出しています。

特に私が注目したのは、日本介護クラフトユニオン、いわゆる介護従事者の組合ですけれども、介護職全員に公費でPCR検査を受けられるほうがよいとする意見が87.5%、その他利用者は感染すると重症リスクが高い高齢者であり、感染させてしまうと命に関わるということで、

こういう形で現場の方々も検査を求められているということがあります。

それから、先ほど言いました政府自身の対策本部もそのことで、財政的な問題は省いていますけれども、地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確にし、都道府県等々に対して積極的な検査の実施を要請するというふうになっていますし、先ほど言いました全国知事会も幅広い施設感染者を防ぐために、医療、介護、障害者福祉センターの従事者、公益性の高い被災地への応援職員、ボランティアなどについても検査対象に含め、国の負担による行政検査を実施することを検討するというふうな形で、様々な形で、今、周りはそのことを求めていると。特にやっぱりそういう関わる人たちが予防してほしい、対策を取ってほしい、そして、そのことで感染を防ぎたいということなのです。だから私自身は、保護とか隔離ということではなくて、防疫ということが最大の目的だということ、この中身は訴えていると思います。私もその立場なのですけど。確かに課長が言われている検査に関する費用の問題があります。

しかし、今回の国の臨時交付金も、PCR等検査に拡充もできるというふうになっていますけれども、そういう点を踏まえてこういう立場で検査をするということではできないのか改めて、これは政策的な判断ですので市長のほうに回答をお願いします。

**○副市長（長濱重光）** 医療、介護、福祉、保育所等に勤務されておられますこの社会的検査ですけれども、確かに当初は、感染者が発生した所を中心に実施するようになりました。それが行政検査という形で、それ以外につきましてもその必要性は求められているところでありす。

実施した場合の問題点につきましては、財政上の問題もありますけれども、保健課長が言いましたようにいろんな医療機関の先生方によっ

でも見解が分かれているところがございます。議員御指摘のこの社会的検査、これは防疫の観点からも私たち自身も十分に必要性は分かっているつもりであります。しかしながら、今後は、課長が答弁しましたように医療機関の先生方の御意見、そしてまた9月から本市もPCR検査は実施可能となるものの、やはりマンパワーの問題、それに携わる方々の人員の問題、いろんな課題があると思いますので、そういったこと自体を見極めて判断していく必要があるというふうに考えております。

その実施することの必要性というのは議員と同じでございますので、そのようなことを基準にしながら今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 重要性は共通の認識になっているというふうに思いますので、あとやっぱり様々な課題もあろうかと思えます。国のほうも将来的には、近い将来的には財政的な支援も含めてやらざるを得ない状況に私、来ているというふうに思います。そうしないと今後、第2波、第3波なのか分かりませんが、感染予防という観点から見た場合、ただ単に対応するというのではなくて、予防的に、防疫的にそれに対応していくという視点が大事だと思いますので、そういうことはぜひ今後も一つの柱にしていきたいというふうに思います。

次に、医療、介護面への支援については、もう先ほど回答もありましたので、その方向だろうというふうに思います。特にうちは直接的な医療現場には関係してきませんが、国のほうも様々から来て、交付金という形で支援も始まっているようです。ただ、医療・介護の現場の方々、直接求めていらっしゃるの減収の補填だということです。交付金ではなかなか賄えない。そうすると医療崩壊含めて体制的にも今後医療が維持できていないということがある

ということで、一つの前進でありますけれども、やっぱり減収に対する補填ということが大事だと思いますので、常々、引き続き注視していただいて、こういう医療・介護の現場については会話、対応等を含めて対応していただきたいというふうに思います。

次に、持続化給付金の関係で商工会、いわゆる商工業の方々の問題、非常に担当現場も努力をされて、何とか多くの方々にこの制度の活用ができないかということで取組をされているというふうに、昨日も数字的な実態も報告されました。ただ、私なんか、よく商店街を含めて飲食業あるのですけれども、なかなかお客さんが前のおりには帰ってこないということと、経営的にも非常に様々、難しくなってきた。垂水市は固定費とか、そういう必要経費という部分は少ないかもしれませんが、やっぱり営業問題というのが非常に重要なのです。課題になってきているし、声としてはもう一回持続化給付金は出ないのかとかいうことも出ている現状があります。

そういう中で、私はやっぱり大事なのは、この間言っているのは、実態の調査から現場は見えてくるのだというのはやっぱり当然だろうと思います。副市長もそのことは、この間常々言われてきていると思いますけれども、そういう実態の調査というのは、この間どんな形でやられたのか、その点についてお聞きをしたいと思えます。

**○水産商工観光課長(大山 昭)** 市の商工会並びに漁協、我々が連携をいたしましていろんな情報を共有いたしながら様々な取組をしております。今後とも情報を連携した中で対応していきたいというふうに考えているところございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** 確かに私たちもそうですが、現場に足を運ばなければ市民の声、実態、

問題、課題解決の方向は見えないというふうに思います。そういう意味で私はやっぱり昨日の議論の中でもなかなかこう線を引っ張ったりすることによって、實際上、申請したいけれども実際対象にならないという、そういう中で、そうするとやっぱり實際上、格差がいろんな形で、逆に広がってきってしまう部分があるので、線を引っ張ったことによって、そのラインの問題と、実際申請しようという、それをある意味こう押さえるような言動もあると思う。そういう中で青森県むつ市は、もう事業者向け一律30万円の補助、一律です。30万円の補助をしたとかいう形で救済をして、地域経済を何とかこういう状況の中で支えていこうという取組もあるのです。だから、そういうことも含めて改めて実態の中で私たちはその政策、制度の必要性、対策の必要性というのものではないかなというふうに思います。これも一つの事例でありますし、国のほうもいろんな事例を出してきています。そういう取組を、ぜひ今後も引き続き取り組んでいただきたいなというふうに思います。

特に持続化補助金、これはいろんな形で今後、感染予防という視点も含めて、またお店を、うちは対策を取っていますよという観点から見ても非常に対社会的にも評価が得られる取組だと思いますので、これらをもっともってぜひ広く知らせていただいて、取組を続けていただきたいというふうに思います。

これは一つの例ですけれども、空調設備を経営継続・発展のために使ったということであり、また、それぞれ自治体においても支援策がいろんな形で取られています。それでやっぱり実態がないと、そこに政策が図られていきませんので、ぜひその実態調査は引き続き大変でしょうけれども取り組んでいただいて、垂水の地域経済発展のために、この制度、様々な形で生かしたり、また、臨時交付金の活用もまだ財源的にも余裕があると言うと表現がまずいです

けれども、そういう形でできると思いますので、もっともっと今後、実態としては今後広がっていくと思いますので、そのときに対応するのではなくて、現実の中からやっぱりそういう声を拾って対策を取っていただきたいというふうに思います。この点については要望しておきたいと思います。

農家の点については、先ほど、課長のほうからありました。確かに農家の方々は、大変な状況の中でいろんな取組をしていかなければならないし、実態としてその状況が出てくるのは、ある意味、今後だろうというふうに思います。国のほうとしても自主申請の月は、収穫を迎えずとも対象は任意で、申請の対象とする月、状況に応じて任意に選択することも可能ということで、非常に制度が利用しやすいようになっていますので、ぜひこれは広く知らせていただいて取組を進めていただきたいというふうに思います。

もう最後になりますけれども、交通対策から、これについては先ほど言われた立場でぜひ努力していただいて、高齢者や弱者の方々が安心して地域でどこでも住んでいけるよう、ある意味、垂水モデルというふうな形も含めて取組をしていただきたいなというふうに思います。

その前のところの開発と豪雨災害の問題について、最後にしていきたいと思いますが、私のほうも臆本も取ったりしましたし、椿会ゴルフという全国のゴルフ場を管轄しているところがあるので、これが出てきて、それとあと皆さんのお手元に、議長には承認をしていただきましたけれども、資料も出していると思います。これは環境省の環境配慮ガイドラインに出てくる一つのサンプルです。いろんな形で崩壊してきていると。災害等が出てきているという問題があります。

そういう意味では、先ほど、課長が言われたという他市もぜひ研究していただきたいし、要

はいかにして自然環境を守っていくのか、これが重要な視点だろうというふうに思います。

今回のところは、危険地域の所にもあるという問題もあります。これです。これはもう土木課長が一番分かると思いますけれども、危険地域になります。土砂災害特別危険区域、それから土砂災害警戒区域に囲まれている地域でもあります。そうすると今後、様々な問題というのが出てくる可能性というのは、もう目に見えています。ましてやこの周りには調整池も7か所ほど、このゴルフ場の中にはあります。そういう意味からも、しっかりとしたガイドラインができるようにぜひお願いして、自然環境、それから地域との関係、このこともしっかりと作っていただき、このガイドラインがきちっとできるように、そういう立場でこの開発業者と交渉ができるように取り組んでいただきたいと、そのことを要望して私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、10時40分から再開いたします。

午前10時31分休憩

午前10時40分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

〔北方貞明議員登壇〕

○北方貞明議員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

飼い犬について、まず伺います。

私が住んでいる城山で8月15日に、飼い犬をつないでいたロープが切れ、徘徊をした犬が人を襲い、十数か所もかまれ、咬傷事案が発生いたしました。重症を負われた方は、2週間ほど集中処置で治療、検査を受け、やっと一般病棟に移られたと聞いております。犬にかまれたら狂犬病が一番心配されますが、狂犬病は狂犬病

を保有する犬、猫及びコウモリ等が含まれて、野生動物にかまれ引っかけられたりしたら、傷口から侵入し、大変恐ろしい病気であります。愛犬家の方々には、くれぐれも十分気をつけて飼育していただきたいと思っていますところでは。

それでは、質問いたします。

犬の飼育には、役所に届ける義務があり、また、犬の死亡にも報告の義務が定められております。そこでまず伺いますが、本市において何頭が登録され、今回、人を襲った犬は登録犬だったのか、また、狂犬病の予防接種を受けているか、まず1回目でお聞きいたします。

次に、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、森の駅について。

今年度は、新型コロナウイルス等により観光客は、昨年に比べ減少していると思われませんが、昨年同時期の来客数等を教えていただきたいです。

また、森の駅のキャニオニング、道の駅たるみずはまびらのマリンスポーツの利用客数はどうだったかお尋ねいたします。

3番目に、住民投票の結果について。

8月5日の住民投票は、新庁舎建設の現行計画場所、建設規模に対して賛成・反対で争われました。賛成4,080票、反対4,424票で、反対が賛成を344上回るという結果になりました。これで計画が白紙になったわけですが、選挙中に賛成・反対の立場で、双方街頭でそれぞれの立場で主張を述べられてきました。その中で誹謗中傷等があったようですが、市長の後に感じたことがあればお聞かせください。

これで1回目を終わります。

○生活環境課長（港 耕作） 飼い犬についての登録数につきましてお答えいたします。

犬の所有者は、狂犬病の発生予防及び蔓延防止、そして、公衆衛生の向上などを目的とする狂犬病予防法により、登録と予防接種を受けることが義務づけられております。

垂水市では、犬の登録数が平成30年度で823頭、令和元年度で752頭、令和2年8月現在で725頭と減少傾向にあります。

今回の事故の犬につきましては、令和元年9月25日に登録しており、事故発生の時点では、狂犬病予防接種は受けておりません。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 両道の駅と森の駅の昨年同時期との比較につきましてお答えいたします。

梅木議員の御質問で答弁しましたとおり、売上げ並びに来場者の状況でございますが、新型コロナウイルス感染の影響がありました4月から8月までの期間について御説明いたします。道の駅たるみずにつきましては、来場者15万5,956名で、対前年比56.8%、売上げにつきましては8,760万6,070円で、対前年比51.6%と減少しております。道の駅たるみずはまびらにつきましては、来場者22万8,888名で、対前年比71.1%、売上げにつきましては4,186万3,137円で、対前年比48.1%と減少している状況でございます。

次に、森の駅たるみずにつきましては、宿泊人数2,173人で、対前年比68%、コテージ使用料金につきましても580万3,000円、対前年比75.6%と減少している状況でございます。

続きまして、森の駅のキャニオニングと道の駅たるみずはまびらのマリンスポーツの状況につきましてお答えいたします。

マリンスポーツにつきましては、5月から8月の3か月間、1,084名の方が利用され、対前年比115%、148名増加しております。前半は、新型コロナウイルスの影響により、県からの休業要請を受け、4月25日から5月6日までの間休業されておりましたが、8月に南日本リビング新聞社主催のカルチャー教室が開催され、150名ほど参加されたことが大きく影響しているものだと思います。

次に、キャニオニングでございますが、7月から8月の2か月間、401名の方が体験され、対前年比116.5%、57名増加しております。県内各地の海水浴場の閉鎖並びに、報道機関への情報提供により、テレビ・新聞等で取り上げられたことにより増加しているものだと思います。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 住民投票に関してお答えいたします。

通告時、御指摘がありました国からの約10億円の支援の内訳でありますけれども、地方債の借入れに対する後年度の交付税措置分が約7億2,400万円、地方債の借入れに係る利子の削減効果が約2億4,700万円でございます。合計約9億7,100万円、約10億円近い財政のメリットということでお話をしたところでございます。特に利子の削減効果分につきましては、当初、市中銀行の貸付利率1%で見込んでおりましたけれども、国へ要望しました結果、制度の拡充により、今年度からこの事業債は、貸付利率0.3%の地方公共団体金融機構資金を活用することになったことから、財政上、非常にありがたい御支援をお考えいただいたというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今後新たな新庁舎計画づくりを進めるに当たって、借入利率が低く、地方交付税措置のある有利な事業債である公共施設等適正管理推進事業債が、これまで何度も申し上げておりますとおり、令和2年度までの限定措置でありますことから、活用することができず、こういった財政的なメリットがなくなったことなども含め、計画に反対されている方のお考え、御意見、さらには具体的で実現可能な代案なども併せてお伺いすることからスタートをして、お互いに協力をして取り組んでいく必要があると考えております。少なくとも今回白紙化となったことで、現在の約10億円近い財政メリット

がない状況であると認識しておりますので、今後いろんな形で知恵を絞りながら進めていかなければいけないと思っているところでございます。

**○北方貞明議員** 僕は、市長は誰かの答弁と間違っておられるのではないかと思うのですが。僕は、そういうような聞き方はしていないのですよね。執行部はどうかの、ほかの人たちは。10億は全然聞いていませんよね、どうなったかと。違いますか。そして、答弁が全然違ったからさ。

**○議長（篠原静則）** そしたら、また再質問という形でやっていただけたら。

**○北方貞明議員** 分かりました。

市長、私は今、選挙中に感じられたことという形で質問をしたと思うのですが。誹謗中傷等があったのですが、市長が運動中に、期間中にどう感じられたかと、そういうふうな聞き方をしたと思うのですが。

**○市長（尾脇雅弥）** 事前の通告だと、それではなかったものですから、今答弁をしたところでありますけれども、選挙期間中の誹謗中傷、これは非常に抽象的ですから、具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

**○北方貞明議員** それでは、飼い犬事件についてから質問させていただきます。

登録数は七百何頭いるわけですが、その中で、もう全部が注射をしているか、まだしていないような気がするのかなと聞いていますけれども、登録数に対して、また未登録犬も多分いると思えますよね。狂犬病接種をしていれば、受けていれば、何もこういうことを聞くことはないのですけれども、予防接種を受けていない犬がいると思うのですよね。それで、登録数の何%ほどが接種をしていないのか、まずそれを教えていただきたい。未登録、接種をしていない頭数、パーセントを教えてください。

**○生活環境課長（港 耕作）** 登録犬の予防接

種率につきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、狂犬病予防法により、犬を飼う場合は、市に登録し、予防接種を受けるようになっております。垂水市の予防接種を受けている犬は、平成30年度で521頭で、登録数に対する予防接種率は63.3%、令和元年度で467頭、予防接種率は62.1%、令和2年度はコロナウイルス感染対策により、例年実施しております春の集団予防接種を中止し、動物病院での個別接種をお願いしている影響で低めではありますが、299頭で、予防接種率は41.2%となっております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 平均すれば約50%をちょっと越しているような気がするのですが、やはりこれは法で決まっているわけですから、もう少し担当課も、このような事案が発生するわけですから、もうちょっと接種率を伸ばしていただく努力をまずしてもらいたいと思えます。

我が国では、昭和32年に狂犬病が発生して以来、世界のどの地域でも発生している中、我が国では50年以上発生がないわけですね。ないということは清浄国、狂犬病に対してはきれいな国だと一応国際的にも言われているわけなのですが、その中で日本は、こういうふうな狂犬病が発生していないことは大変うれしいことなのではないかと、年間やはり1万4,000頭ほど輸入されているということなのではないかと、その大部分が、狂犬病の発生国から輸入されているのを聞いております。そして、狂犬病の潜伏期間は、半年間から1年間あると聞いておりますので、100%狂犬病が侵入防止できる状態ではないと思っております。このようなことを考えますと、まだまだ狂犬病に対しては油断ができない状態だと私は思っているわけですね。そういうふうには先ほども言いましたように、予防接種をしていない犬、未登録犬、こういうのが市内にはかなりいると思うのですよね。

そういう実態調査をすべきだと思うのですが、担当課の取組は今どようになっているか。接種率を上げるような取組をどのようにされているのかお聞きします。

**○生活環境課長（港 耕作）** 未登録犬の実態調査についてお答えいたします。

現在、登録をしていない犬は、実際の頭数の把握はしておりませんが、室内犬を含め、ある程度の数は存在しているとの認識はありますが、実態調査自体は実施しておりません。

未登録犬については、狂犬病予防法により、飼い犬登録と予防接種が義務づけられていることから、飼い主に登録と予防接種の必要性を周知し、登録を促すことが重要であると思われま

す。現状の未登録犬への対策として、広報誌や予防接種の実施案内時での登録と予防接種の呼びかけや、動物病院などから情報を入手したときに直接指導を行っています。今後はさらに振興会や動物病院のチラシの配布などにより、より具体的に登録及び予防接種の必要性を周知し、未登録犬の解消や予防接種率の向上を図っていきたいと思います。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 全然調査というか、そういうのは進んでいないということですよ。未登録犬がいるということは認識しているということですよ。担当課として、法で決まったことを認識しているから広報で周知しているというふうな、広報をしているということですよ。あまりにも仕事はずさんではないかと思うのですよね。こういうような事案が発生してからは、大変遅いと思うのですよね。先ほども言いましたように、輸入犬なんかは発生地から輸入されているわけですから、そういうことを考えますと、これを厳しく追跡調査するなりしなくてはいけないかとも私は思っているのですよね。

そして、座敷犬ですかね、家庭内にいる。私

の知っている、多数、2匹以上飼っている方々も何軒かいるわけなのですが、そして、その中では、1頭しか予防注射をしていないというのが現状のところもあります。1頭当たり3,000円から4,000円ぐらいの接種料が要るわけですが、そういうのがあるから、経済的なものがあるからそうされているのかもしれませんが。その辺も、やはり振興会の協力も先ほど言われましたけども、やはりいろんなところに協力をさせていただいて、全体的に把握をやったりするのが一番重要ではないかなと思っております。そして、先ほども答弁の中にありましたように、獣医さんに協力をいただいて、そういうふうな、中には獣医さんに持っていったのが登録犬でないのも、多分いると思うのですよね。そういう認識はありますか。

**○生活環境課長（港 耕作）** 獣医さんとの連携は常に取っております。確かに議員御指摘のように、注射を受けに行き登録はしていないというような犬もいるようでございます。その場合は、こっちにももちろん情報が入りますので、先ほどの答弁にありますように、直接指導をして登録を促しております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** それでは、今度は要望等を行いますけど、徹底的に調査をしていただくように努力してください。まだ、さっき言った人は、重傷者が発生して、まだ退院されていないのですよね。私が、ちょっと触れますけども、私も現場に行き見たときは、もうこの人は助からないのではないかというぐらいの重症でした。そして、第一報がまずは、命に別状はないですからということが僕に伝わってきたのですけれど、そのような大変重傷者が発生した状況は認識していただきます。よろしく願いいたします。

道の駅でお願いします。

今回は、皆さんも僕も認識していましたが

も、大体分かっていましたけども、新型コロナウイルスの影響で、道の駅、また、森の駅、観光地は大分来客数が少なくなったとは私も予想しておりました。そういう中で、森の駅のキャニオニングですか。そして、マリンスポーツがちょっと多かったと。これは大変いいことだなと、皆さん新型コロナで涼しいとこに来られたのかなというふうな感じがしております。

そこで、キャニオニングと、先ほど申しましたようにマリンスポーツは多かったということですが、そこでマリンスポーツに対してお聞きします。

マリンスポーツは、テトラポットから沖のほうですか。沖に出ていったら禁止区域になっていると思うのですが、私はせんだって行ったとき、沖合からボートで2そうつながって帰ってくるのを現実として見ているわけですが、その辺の範囲内のことの協定とか、そういうのは決まっているのですか。それをまず教えてください。テトラポットから沖に行っているのか、行ったら駄目なのか。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** マリンスポーツと漁業者との現状でございますが、桜島口から新城の海岸線にかけて、垂水市漁協におきまして共同漁業権が設定されており、ヒジキ漁業を含めた12種漁場となっております。

昨年、4月から5月に最盛期を迎えるヒジキ漁との関係から、4月に指定管理者でありますオーシャンズクラブ合同会社と垂水市漁協並びに関係漁業者との協議が行われ、道の駅たるみずはまびら下の海岸から消波ブロックまでの間に限り、マリンスポーツの活動の利用について了承いただいたところでございます。

さらに、6月に協議が行われ、マリンスポーツの活動範囲を垂水新港から垂水南漁港までの延長について了承をいただいたところでございます。

なお、本年度ヒジキ漁の最盛期におきまして

も、漁業者とのトラブルは特になかったものと聞いております。

今後もマリンスポーツの運営につきまして、オーシャンズクラブ合同会社と垂水漁協並びに関係漁業者と協議を行い、海面利用につきまして、円滑な利用がなされるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 漁業者と協議されたということをお聞きしましたけども、私はせんだって、ヒジキ業者の方に話を聞いたわけなのですが、私たちは、それは許可していないというふうに言われたのですよ。ということは、ヒジキ業者は干潮で採取するからいいけども、ちょっと上がったときもすると。その中、採取時期にボートなんか通ったら、大変危ないというふうな感じをするから、許可はしていないというふうに言われた。その許可を協議されたということをお聞きしましたが、漁業者あるいはその関係者との覚書が締結されているのか、その辺を教えてください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 漁業者の主張されております共同漁業権は、海面を使用し、漁業を営む範囲を定めた権利であり、海面の占有権は認めていないものでございます。したがって、ジェットスキーなどで外部から来る方につきましては、海上保安庁の管轄の中で情報提供並びに相談をし、周知徹底・指導してもらおうようなこととなっております。

**○北方貞明議員** やっぱり業者ともう少し煮詰めて、どこからと、その範囲もですけども、期間もですけども、そして、やはり覚書を交わす必要があるのではないかと思うのですよね。そうでないと、事故が起こったとき、誰が責任持つかということも発生するようなことになるのですけれども。やはりこういうのは、漁業者と、やっぱり道の駅側とちゃんとした覚書を交わすのが必要だと思いますけど、そのような考えはな

いのですか。それから前に進んでいくと思うのですが。

**○副市長（長濱重光）** マリンスポーツの活動範囲の件ですけれども、先ほど課長のほうで、昨年6月に協議をしましたということを答弁いたしました。その会議に私も出席いたしました。これは、垂水市漁協の2階で協議がなされたところであります。その目的は、マリンスポーツをしていただく範囲をもう少し広げたほうが、利用者からも非常に要望がありましたし、そしてまた、事業主からもありましたので、そのエリアを拡大するための協議をし、お願いすることが市の目的でありました。

そんな中で、出席されましたのは、当然この漁業権の総括者であります組合長、筆頭理事、ヒジキ関係者、約20人ぐらいだったと思いますけれども、そして、私と関係課長等が出席をして協議をいたしました。その中で、従来は、あのテトラポットの中だけで範囲も狭まっておりますので、それではやっぱり事業者としても収益性が上がらないと。何とか垂水南漁港まで広げさせてくださいませんかという要望をいたしましたところ、最終的に漁業者の皆さんの総意に基づいて許可をいただいたということで、今その現状の中で運営をされているところであります。

そういうことで、私どもとしては、何も協議をしなかったとか、協議が整わなかったとか、そういうことは絶対にありません。組合長以下そういう方々が出席されて、協議がなされて、総意があったわけですので、私どもはこれ以上のものはないというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃいますように、覚書等につきましても、また私どもだけの考えではできませんので、また垂水市漁協役員の方々と、また今後のことについては話をする余地はあると思います。そのような経緯でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

**○北方貞明議員** 確かに今副市長が言われた、あの中だけではちょっと遊ぶ場所も狭いし、干潮はできないし、沖へ出たいというのはやっぱり分かるのですよ。だけど、それは分かっているのです。僕も分かります。

しかし、こういうのをやはり取り組む場合はですよ、やはり漁業者もいるわけですから。それで、危険もはらみますから、やはりちゃんとした覚書をするのがもう当然だと思いますから、これだけは要望しておきます。覚書。やはりお互いが双方話し合ったほうがいいと思うのですよ。これはもう要望でいいですから。

**○副市長（長濱重光）** 答弁をちょっと一件忘れておりましたけれども、先ほど、一言言いますと、モーターボートとか、テトラポットの外とか、いろんな事例があると思います。一番の課題は、磯海水浴場からそういう人たちが何人かで一緒になって来られるんですね。そして、それは海上保安庁のほうにもお知らせをして、いろんな対応はさせていただいております。何を言いたいかといいますと、運営側が約束を破って、協議を破って、テトラポットの外を活用して、そういったことの使用はしていないということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

**○北方貞明議員** それは僕も、水上バイクですか、あれらの乗り入れとかもそれを知っているのですけど、だから、まずは、ちゃんと協議者と、覚書を交わしてくださいというようなことが言いたいわけですから、どうかよろしく願います。よくお願いしますね。前向きにですよ。けがをしないようにと言っているわけですから、一番大事なことですからね。

次に、道の駅たるみずはまびらに送迎バスがいると思うのですが、半年前この質問をいたしました。できるだけ改善するということができたけども、その改善内容はどうなったか、そしてまた、何回ほど前回よりは運行されたかお

伺いたいします。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 道の駅たるみずはまびらの送迎用バスの運行につきましてお答えいたします。

送迎用のバス運行状況につきましては、昨年の運行回数は11回であり、その後、8月までの運行回数は13回となっております。

今年度、道の駅たるみずはまびらの所管が水産商工観光課となり、6月に両道の駅並びに森の駅を加えて、道の駅・森の駅連絡協議会を立ち上げております。本協議会におきましては、各施設のイベント情報の共有を図るとともに、3駅での来場者の周遊について、また、各施設での問題点等などにつきまして話し合う意見交換会を、各施設持ち回りで2か月に1回、定期的に開催しております。このことにより、お互いの施設の来場者増加につながり、売上げの向上に向けての取組など、活性化が図れるものと期待しているところでございます。

なお、当協議会におきまして、バスの有効活用策についての意見交換もなされておりますが、現在、新型コロナウイルスの影響により、道の駅の利用者が減少している中での運行回数の増加にはつながっていないのが現状でございます。

今後も当協議会において、バスの有効活用策について検討を行い、さらなる来場者の増加に併せて、運行回数の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 昨年の1年間で11回の運行、それを半年で13回も運行されたということは、改善されたものということで了解いたします。この件については、もうこれでよろしいです。

続いて、もう一つ、道の駅たるみずはまびらに隣接する計画予定のホテルについては、昨日、川越議員の質問答弁で理解はいたしましたので、これは一応割愛しますけれども、もう一つだけ教えてください。この事業は民間同士が事業をす

るわけですから、市のほうでは何もタッチしない、そしてまた、市のほうでは何もそういう金銭的なことも出さないというような考え方で僕らはよろしいのですか。それだけ教えてください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 現在、積水ハウス株式会社と民間事業者の間で協議がなされていることではございますが、詳しい内容までは把握できておりません。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 最後の質問のほうになりますね。市長、私は1回目の質問で、10億のことは聞いていなかったつもりだったのですけれども、選挙中にいろいろな皆さんが自分の賛成・反対の立場で訴えられてきましたよね。その中で、やっぱり応援するほうはどうしても過熱します。過熱しますから、いろんな誹謗中傷があると思うのですけれども、そういうので何か聞いたことはなかったですかと聞いたわけなのですけれども。だから、私は何でこれ言いたいかというのは、垂水がこれからみんな一丸とならないといけなから、こういうのがあったからみんな賛成して、これからそういうふうに向向きに行こうと言いたいのが本当なのですけれども。こういうのがあったものですから、やはり一応取り上げておかないと。今後やっぱりみんなと一緒に同じ目的に進んでいくには、こういうことをいつまでも言ったらいけないから聞くわけですけれども。そういう中で、私たちはいろんな嫌がらせも受けたわけなんですよ、本当言うと。それで、あれは書いてありませんけど、私たちのほうに警察を名乗って文書が届いているわけですよ。内容は言いませんけれども、そんな中で私たちが問合せしたところ、はがきでしたけれども、鹿屋警察署からというような文面なのですけれども、それで、警察に問い合わせたところ、警察からは全然出していないと、そういうことは。それで、何ですか、警察から出すときは、はがきで

は絶対に出さない。封書に出して、そして、署長名も書いて、ちゃんと印鑑も押して出しますということでしたけど、そういう全然記載がなかったですね。それは警察から出していませんということ警察から返事をいただいたということだけは皆さんにお知らせしておきます。皆さんとこれから一緒に私は行くからな、そういうことがないようにお互い気をつけようと言っているのだけ。

市長、9月号の市報の中で、今度は約束どおり白紙になって、また最初からスタートするわけですけど、ノーサイドということで、またみんなと一緒に取り組んでいかなければならないと思っていますけども。この中に、庁舎建て替えの是非を含め、計画が難しくなった。確かに難しくはなっていると思うのですが、早急にはできないと思うのですが、今後のスケジュールを聞きました。10月か11月に検討委員会をするということで聞きました。

そういう中で、今後は反対派のほうの具体的な案も聞きたいという、代案をお伺いしながらと言っておりますけども、その反対派というのは、人員は考える会の代表者を指しているのですか。それとも、一般的な公募をして、また代案をとというふうな考え方なのでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 非常に抽象的な、質問なのか、説明なのか、いろいろありましたけれども、このことに関しては、書いてあるとおりですね。市議会の議決権を有し、5月1日の直接請求で反対された方々の具体的で実現可能な代案をお伺いするところからスタートしたいと。それはなぜかといいますと、二元代表制の中でそれぞれの権能を有してここまで来たわけです。過去において、平成30年3月、あるいは31年3月、北方議員も賛成しておられるわけですね。そうしてここまで決めてきたものを、5月1日のこの部分に関して3分の2届きませんでしたので、そのことが一つのきっかけにはなってい

るわけでありますから、結果として安全上、財政上、最良の計画だということを我々は考えております。少なくとも財政面において、国からの様々な支援というのが、かなりなくなったのは事実でありますから、それをクリアしながら、場所としても具体的にどこというのは現実的に代案がないわけでありますので。その辺のところ、もう賛成された方々はそれでいいということでありますから、反対をされた皆さんの思いというのがあるはずなので、そこをしっかりと承るところからでないと。少なくとも今、現行案より財源的にはマイナスになったところからスタートするわけなので、なかなか厳しいということは、誰が考えても御理解いただけると思いますので、では、どうすればいいのですかというところからスタートすると。先ほどおっしゃったような、みんなでやっていかなければいけないのは、そのとおりですので。ただ、現実問題としては当面この状態が続きますから、ここをどうやって安全対策を講じていくのか。同時並行で次なるもの、建設の是非も含めて検討していかなければいけないと。いろんなデータ、状況が出そろってこない、なかなか軽々には申し上げられませんので、これまでも慎重、丁寧に筋を通しながらやってきた結果が、白紙化するということになりますので、次の案というものは、より慎重、丁寧にしながら、難しいハードルになってきているということでもありますので、そういう意味合いも含めて書かせていただいたということでもあります。

**○北方貞明議員** 市長、反対を私はしましたが、造ることに全然反対はしていないのですよね、新庁舎はですね。場所が海辺だったから、危険を僕も海のことは多少知っていますから、危険だと思ったから反対しているわけなんですけども。そういう中で、この新庁舎を建てるのは、まずはですよ、この建物は危ないから、安全性を重視して早く建て替えないといけないと

というのが、まず前提だと僕は思っているのですよね。今後、新庁舎は長期的に継続して使わなければならないとなっているのですが、確かにそういういろいろな段取りはあるかもしれないけども、やはり安全対策を考えたら、早急に新庁舎を建てないといけないというのは、皆さんも同じ認識と思っておりますので、だから、毎年スケジュールもできるだけ頻繁に協議を重ねて、そういうことをお願いして、私の質問をこれで終わらせていただきますので、どうかよろしく前向きに検討してください。

○議長（篠原静則） 次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従って質問をしてみたいです。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いたします。

市政について。

新庁舎建設の白紙化について。

新庁舎建設事業については、これまで長年にわたり議会で議論をしてみたいです。そして、3月には実施設計を完了し、6月議会では建設に関する予算を可決いたしました。しかしながら、住民投票の結果は、新庁舎建設に反対多数となりました。結果を尊重することは大切であります。これまでの執行部の努力や議会が積み重ねてきた議論、そして、令和2年度までの有利な財政支援のある期間内に建て替えて、市民の安心安全を確保したいという市長の思いは、白紙となりました。新庁舎建設の白紙化について思うところ、考えるところがあると思いますが、お聞かせください。

学校教育について。

GIGAスクールについては、昨日の質問で理解いたしましたので割愛いたしますが、自主欠席についてと登校選択制導入については、2

回目で質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 新庁舎建設の白紙化についての私の思いということでありましてけれども、本議会の初日の諸般報告や市報の市長コラムでも述べさせてもらっておりますけれども、御質問ですので、改めて述べさせていただきたいと思っております。

住民投票を実施する思いに至った経緯は、本年3月に実施設計が完了し、6月議会では建設に関する予算を可決をいただき、新庁舎の事業費や規模、機能などが市民の皆様にお示しできたことから、主権者である市民の皆様の意見を最終確認し、その結果を尊重することで、市民の皆様と一緒に、同じ方向を向いて取り組んでいきたいという思いで実施したものでございます。

私自身、大変残念な結果となりましたが、市民の皆様とのお約束のとおり、現計画を白紙とさせていただきます。築60年の古くて危ない庁舎を、国からの有利な財政支援がある期限内に、市民の皆様の安全のために建て替えたいという議論でありましたが、違う争点となったことは残念でございました。

しかしながら、結果を受け入れて、ノーサイドにして、垂水市が未来に向かって進み、子供や孫の世代のために、責任ある立場として次のまちづくりを考えていくスタートとし、いい意味で垂水市の分岐点にしたいと考えております。

現実問題として、次なる計画に際しては、計画が難しくなったということは御理解いただきたいと思っております。少なくとも現段階において、最良な計画を白紙にし再スタートするためには、市議会の議決権を有し、先ほども申し上げましたけれども、5月1日の直接請求で反対された方々の具体的で実現可能な代案をお伺いすることからスタートするべきだと考えています。

一方で、現庁舎を長期的に継続して使用する

ための安全対策も検討していかなければならない、そういうふうを考えております。

以上でございます。

**○池山節夫議員** それでは、市政についてのところから順番に一問一答で行います。

まず、今、思いは分かりました。現庁舎の安全性と耐震補強について、まず昨日もありましたけど、この点について。まず現庁舎の耐震関係は、当然庁舎できなくなりましたから、ここをそのまま、いつ崩れるかもしれない庁舎を使い続けるわけにいかない。これは、みんなが分かっていたことです。もし白紙になったら、耐震補強をせざるを得ないというのは分かっていたわけですから、そこを避けては通れないわけですよ。耐震関係の事業の流れと、その期間、課題について、まず伺います。

**○庁舎建設総括監（園田昌幸）** 現庁舎の安全性と耐震補強について、まずお答えいたします。

堀内議員の御質問でもお答えいたしましたけれども、現庁舎につきましても、新耐震基準以前の建物ということになりますので、耐震診断をしないと正確には判断できませんが、耐震性は低く、大規模地震が発生した際は危険であると考えております。

一般的な耐震化事業の流れといたしましては、まず耐震診断を行いまして、その後、耐震補強計画、実施設計、耐震の工事を行うという流れでございます。

期間につきましては、補助事業の活用を考慮しますと、耐震診断から耐震改修工事まで、工事内容・規模にもよりますが、一般的には3年から4年を要するものと考えております。

続きまして、課題といたしましては、現庁舎を今後どの程度使い続けるのか、新庁舎建設をどの程度早急に行うことができるのか、さらには、耐震改修だけ行うのか、それとも、長寿命化を考え、内部改修や設備等の改修まで行うのかにより改修工事の内容は変わってきますこと

と、仮に補助事業を活用しますと、適正化法により、工事完成後10年間は使用しないといけないということも考えられますことから、新庁舎の建設時期によりましては、補助金の返納等の取扱いが、また課題になってくるものと考えております。

以上です。

**○池山節夫議員** 今あったように、これは白紙にすれば、今あったような流れになるというのは、大体想像つくわけですよ。これは議員だったら大体想像つかないといけないし、分かることです。1年生議員の方も、議員になった以上は、これまでの議会の議論をちゃんと議事録で読んで、ここに来られているはずなのです。堀内議員の質問の中で答弁があったのですが、平成24年の2月に庁内の検討委員会を設置したと。そして、平成29年3月に新庁舎建設検討結果報告書、これを議会に報告したのだと。議会に報告しているわけですよ。こういうのもちゃんと議事録読んで、ここに座らないといけない。このときにあったように、くいがこの地下にどのぐらい打ってあるか、その当時の図面がない。だから、分からないのだと。どのぐらいの耐震診断になるか、耐震の必要になるか、もう皆目検討がつかないというような昨日の話だったのです。堀内議員は、昨日、御自分の見解ですけど、新しい庁舎は42億円。堀内議員の見解は昨日、少し申されましたが、半分ぐらい耐震費用にかかるのではないかとというような見解を示されましたよ。私もそのぐらいかかってしまうのではないかと思いますよ。今あったように、耐震診断、いろんなものを含めると三、四年。そして、もし国の補助を使ったら、新しい庁舎を造ると、返さなきゃいけない。そういうことですよね。そしたら、庁舎造るのか。10年使い続けた後に、補助金を返さないようにした後に庁舎を造るのか。そういうことを考えていかなければいけないわけですよ。

昨日、市長は半分の権利、権限と執行権。残り半分はというと、議会の議決権なんですよ。今回の大きな問題、これユーチューブで配信されていると思いますから、市民の皆さん、よく聞いておいていただきたい。議会ではこれまで、今もあったように、もし白紙になったら当分造れませんよという議論は、さんざんやってきているわけですよ。そういう答弁を何回も各議員が聞いているわけです。今回の白紙化に当たって、議会の責任は重いと思いますし、特に反対された議員の方の責任は重いと思いますよ、私。我々はあの場所がいい、最適だと思って、私は賛成しましたよ。でも、あそこが駄目だといって反対した人がいるわけだから、それで結局白紙になったのだからね。どこまでが白紙かなんて質問している場合じゃないの。白紙は全部白紙なの。その辺のことをしっかり認識していただきたい。

まず、市長、この辺のことについて、堀内議員の半分ぐらいかかってしまうのではないかなと、私もそう思うけど、まず耐震診断を、白紙になったら耐震診断しないとイケない。こういうことはもう分かりきっていたことを、今ここになって話が出ると。このことについて、市長、聞くのも野暮な感じがするけど、ちょっとだけ、思いがあったらちょっと聞かせてください。

**○市長（尾脇雅弥）** 新庁舎建設の経緯に関しては、まず、ここがどうだということからスタートしたのだというふうに思います。総務省の示す鉄筋コンクリートの耐用年数50年ということもあり、また、熊本での宇土市のああいいう状況もあって、築60年の現庁舎というのは、耐震診断、補強せずに新しい場所に建て替えようという議論だったというふうに思います。その中で、各候補地の中から3か所を選んで、二元代表制の中で必要な議決事項を議決していただきながら、ここへ来て、最終的な実施設計も議

決をいただいたということですので、ただ、先ほど申し上げましたような二元代表制の中で、私の権限というのは半分しかありません。そこの中ででき得ることは、最大限説明を尽くし、議員の先生方からの質問にも、議場で語れないぐらいいっぱい担当職員も一生懸命汗をかけて、何回も分かっているはずですよ。だから、中身に関しても、安全上に対しても、科学的な根拠を示しながら大丈夫ですよという話もしました。財政的なメリットというのも何回もお話しているように、そういうことが事実でありますから、その計画を白紙に戻すということですので、なかなか今後は厳しいなというのが今の正直な気持ちでございます。

**○池山節夫議員** もっと言いたいこといっぱいあると思いますけど、いいでしょう。

先ほど持留議員もちょっと質問された。それで、北方議員が質問されて、思ったのですよ。これは、持留議員が出されている「各位へ」というチラシですよ。議員と住民投票との関係についてと。この中で一文ね。大事ですよ。「平成30年度3月議会で、新庁舎関連予算の基本設計と実施設計の予算が成立をしました。」と。

「これは、基本構想（移転土地も含む計画）を基本としての設計予算案でした。」、これ、持留議員がそう理解される。我々もそう理解したわけですよ。移転土地をも含む計画なのですよ。議員みんなここまで把握しているのだから。この予算を基本としての設計予算案でしたと。この認識は、みんな議員は一致しているのだ。持留議員がここから偉いのは、私は問題ありと、この予算案には反対しました。持留議員、反対されたのだと。このときの30年度3月議会で反対されたのは、持留議員と、さっき確認したけど、当時の村山議員、2人ですよ。池之上当時の議員も賛成されているのだから。このことを、まずユーチューブで配信していただきたい。賛成したことの重みをちゃんと分かっていたか

ないと。さっきの北方議員とのやり取りで、北方議員も賛成されたのではないですかと市長の発言がありました。北方議員、賛成されたのだから。移転土地も含む計画、これが前提なのだ。それをああだこうだ言っているわけですよ、今。それで、持留議員は、予算案が成立したということは、議会は建設計画を承認したと、議会の意思は確認されたと見るのが、議会制民主主義の事務上からも当然のことです。偉いよね。私もそう思いますから。当然のことなの。このルールにのっとらないと、議会の議決権の意味がなくなるからです。持留議員が書かれているのですよ。私も同感ですよ。そして、議会運営上のルールどおり諮ることができなくなるから、こうなるの。持留議員は、その後の新庁舎関係の議案等でも、この立場は守って来ると確信していますと書かれている。これがやっぱり議員としての立場、自分の責任というものだと思うのですよ。このときは賛成しておいて、場所も含めて賛成したのだよ。それなのに反対だ、反対だと。もう何をか言わんやですよ。ユーチューブ、お願いしますよ。何度も配信してください。これは、議会人としての誇りにかけて、こういうことは自分の責任で賛成・反対決めなきゃいけない。あのときで気持ちが変わったのだなんて、そんなことは議会人として許されませんよ。市長が言われるように議決権があるのだから、垂水の方向を決めていく議決権があるの我々なのです。そちらには執行権しかない。

私が本当に残念なのは、これほどのいい案を議会在がボツにしてしまったというようなことです。残念でしょうがありませんけど。まずこのことを申し上げておきます。

国の財政支援についてに移りますけど、財政課長、先ほどちょっと市長からもありましたけど、繰り返していいです。どのぐらいの財政支援が見込まれていたか教えてください。

**○財政課長（濱 久志）** 国の財政支援についてお答えいたします。

新庁舎建設に係る地方債は、令和2年度までに実施設計に着手した事業が対象となっております公共施設等適正管理推進事業債を活用する計画で、元利償還金の30%が後年度において交付税の基準財政需要額に算入されることから、令和元年度の地方公共団体金融機構資金の貸付利率で試算した場合、約7億2,400万円が交付税措置されると見込んでいたところでございます。

また、令和2年度からは本地方債に地方公共団体金融機構資金を活用できることとなりましたことから、当初、市中銀行の貸付利率を1%で見込んでおりました利子につきまして、地方公共団体金融機構資金の貸付利率0.3%と比較しますと、およそ2億4,700万円の利子の削減が見込まれていたところでございます。

以上でございます。

**○池山節夫議員** 10億近いです。これを無駄にしたのですね。1万4,200人で割るとどのぐらいになるか、皆さんで計算しててください。一人当たりだと結構な金額ですよ。これを反対された方は、要らない、無駄にしたわけですよ。それで、昨日、前田議員は、造るのは、何だったっけ。造るのは何とか言われましたよ。造るのは決まっているように言われたのだ。造るのは何と言われたかな。建設することに変わりはないと言われた。どんなふうに建設するのだと聞きたい。交付税措置もなくなった、10億円はパーにした。それで、造ることに変わりはないと。耐震工事はどうするのだ。私が聞きたいぐらいです。市長も聞きたいだろうけど。だから、市報にああいうふうに書かれたのだと思いますよ。さっきも言ったように、今回の案が駄目になったら、本当に当分造れませんよというのは何回も聞いてきている、議会で。1年生議員もこの一年、一回も聞かなかったってことは

ないんだ。聞いているのだ。それをもって反対されたのだ。市民の皆さん、ユーチューブ何回も見てください。反対された方は、市民の皆さんの一人頭何万円もするお金を無駄にしたの。そして今、また新たにちゃっちゃと造れ。そういうことよ。

チラシにありますよ。どれだ。いろいろ書いてありますよ。白紙になったら、後は市長が考えることだ。それは、一般の市民ならいいですよ、それでもね。だけど、議会人が、議員が言うことではないと思いますよ。これほど何年もかかって議論をしてきていて、白紙になったら、また新しい案は市長が考えることだと。それは議会にいる人間じゃない、議会人としての資格がないと私は思いますね。と思いますよ。そのせいで、今回の庁舎建設は白紙になってしまった。その責任はちゃんと負ってもらわないと。耐震補強にどのぐらいかかるか知れない。新しい庁舎を造るときに補助金もない。市民の安心安全は守れない。これから耐震補強もしないで使い続ける。そういう選択はないと思いますよ。市民の命かかるんだから。当然その責任は負う覚悟で、あの場所はいけないのだと反対されたと私は思います。市民の皆さんも思うと思いますよ。あなた方を支持された方々は、それを本当に支持するのか。ちゃんと問うていただきたい。そのことはお願いしますよ。

次の計画の実現性についてちょっと伺います。

次の計画の実現性について、現実問題として、市長も次なる計画に際しては、庁舎建て替えの是非を含めて、計画が難しくなったことは御理解いただきたいと、ここに書いてある。もう計画は難しくなったところじゃないと思いますよ。さっきも言いましたように、執行権しかない。議決権はこちらにある。またいい加減な、いい加減などとは言わない。また一生懸命考えた案を出しても、議会に否決されるかもしれない。したら、反対された方々にどんな代案があるの

ですかと聞いてからでないと、怖くてやってられませんよね。その点について、市長。

○市長（尾脇雅弥） 繰り返しになりますけれども、二元代表制の中で我々は手順を踏んで、本当に職員のみんが努力をして、慎重、丁寧にいろんなお話、特に議会の先生方には細部にわたって御説明したというふうに理解しております。結果として住民投票ということにつながって、その結果を尊重する形で今回白紙化するわけでありますので、少なくともA案かB案かという話なら、ではB案ということになるわけですが、我々の現計画以外の具体的な代案はないです。これまでも何回もお尋ねしてきましたけれども、実現可能な具体的な代案はありませんでしたので、例えば、屋久島の例なんかを取り上げられて、半分ぐらいでできるみたいなチラシも見ましたけれども、やっぱりそれは比較対象が違い過ぎますし、背景が違いますので、そういうことで、市民の皆さんの中には、それだったら反対ではないけれども、数年後にもっとコンパクトなものができるのだというような話も含めて聞きましたので、ただ、それはそういう訳にはいきませんから、まずは、結論から申し上げますと、少なくとも財政面において、令和2年度の限定措置ということで、先ほど申しあげました9億7,000万強の財政的なメリットがありましたので、これを最大限生かすスケジュールもあって、今日まで進めてまいりましたが、それがゼロになったわけですから、それに見合う財源をどうやって見つけてくるかというのは、そう簡単ではない。一方で、この現状を安全強化しなきゃいけないことにも、数億あるいは十数億という予算はかかるだろうというふうに思いますので、そこ辺りも考えたときに、なかなか、では、すぐ次をというこの議論、もちろんやっていきますけれども、そうじゃないという御意見の皆様の意見を聞かないと、我々のベスト案を否決されて、さらに、

少なくとも10億円近い財政のメリットがない中で案というのは、より劣るものです。安全上を下げるか、機能を下げるか、そういったものを提案せざるを得ないという状況の中で、ベスト案が否決されたわけですから、次なる案というのはもっと劣りますので、なかなかそれを受け入れていただくということは難しい。二元代表制の中でやっぱり、誰がどうだと言っているわけではなくて、そういうことだと思しますので、反対された方々の理由というものがあるはずですので、そこをやっぱりしっかりと縫合する形の組織をつくりながら、もう決まったものには、現実的にはもう二元代表制の中で決めてここまで来ているので、決まったものだと理解していたわけですが、今後は特に慎重な、そういう考え方の組織をつくりながら進めていくということが重要だろうと考えています。

**○池山節夫議員** 本当ですよ。私も住民投票の結果が出てから、市民の皆さんに「ちょっと池山くん」といろいろ聞かれたのですよ。賛成の方からも反対の方からも聞かれたのですよ。でも、共通している認識というかな、それが、「住民投票の結果は結果だと。池山くん、二、三年後にどこか別な場所に造ればいいじゃないか」と、こういうことなんです。それは、市民の皆さんを批判はしませんよ、私。それは、市民の皆さんは情報量も少なかったり、忙しくて市報、議会だよりもあまり読まれなかったり。我々も一生懸命街頭から訴えましたが、それが届かなかつたりでね。白紙になっても、すぐまた別なところに、まあここでも市民館でも造れば、それなりのことができるのではないかと、というような感覚をお持ちなわけですよ。だけど、行政に携わられている人、我々議会人は、そんなものではないというのはよく認識しているわけで、いや、俺はそれは認識していなかったなんて言ったら、本当に出ていってもらいたい

ですけどね。認識していないとおかしいわけです。だから、特に反対された議員の方、議決権を持っているのですから、その人に聞きたいというのは当然だと思いますし、垂水、37キロの海岸線なのです。それで、住民投票の結果が出て、反対されていた方の記者会見、ちょっとテレビで見たのですが、「どこか安全な場所に造ってほしいですよ」と言われたのです。どこか安全な場所って、どこだと。垂水、37キロ海岸線だ。

私、水之上の方とちょっと話をしまして、では、もう水之上の三和センター。あの辺ぐらいしかないのですかねと、水之上の方だから言ったのですよ。そしたら、「駄目だよ。ここ海拔6メートルだから、もう2メートルも3メートルも6メートルも一緒だ。どこか上に造らないと一緒だよ」と言われるのです。津波もそんな大きいのを考えたらね。それは市民の方から言われました。ある人は、「垂水は震度4以上の地震は来ないから、免震、大臣認定の、何だ、免震工法は必要ないんだ」と言われたというのを聞いたんですけどね。「それだったら、津波も来ないだろう」と言われましたよ。そんなこと言っていたのでは始まらないのだ。だから、企画政策課長、あなたも前の企画政策課長にも私、話聞きたいぐらいですけど、いろんな質問を受けて、いろんな答弁をしてきて、課長も反対された方にもまず聞きたいという思いはあるんですけど、その辺について協議をする仕組みでもつくったほうがいいのではないかと思いますけど、どうですか。

**○企画政策課長（二川隆志）** 今、池山議員からありました質問というのは、今後どういうふうに取り組んでいくかということも含めてのお考えを尋ねられたというふうに考えております。今後の新庁舎計画に対しましては、まずは、反対された方々のお考え、また具体案というものがあって、またそういったものを御提示いた

だけるのであれば、今後計画の策定過程において協議を進めていく際に、大変必要なことではないかというふうに考えております。先ほども申し上げましたが、そういう案や意見を出し合える仕組み、議員の皆様方には御意見をいただき、考えをつくっていかねばならないのではないかというふうに考えております。何よりも、まず行政、そして議会、そして市民の皆様が一体となって、今後考えていく仕組みづくりが大変重要であり、やはり5年をかけてつくった計画、これがまた覆されるようであれば、また市民にとっても不利益を被るわけですので、そういったことがないよう取り組んでいくようなことが、我々の使命であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○池山節夫議員** 今の同じ質問ですけど、副市長。副市長もいろいろ携わってこられて、それなりの思いがあると思いますけど、もうないと言えば、ないでいいや。このぐらいい言いたいことがあると思ったら、言っていてください。

**○副市長（長濱重光）** 今回の住民投票の結果につきましては、副市長の立場から言いますと、当然ながら残念、無念であります。と同時に、計画が白紙に戻ったということは、これまで携わってきた多くの職員に対して責任も感じております。

一つ御理解いただきたいのは、今白紙に戻りました。そして、24年2月に設置された庁内の検討委員会において、29年3月の報告書の中で、新しい庁舎を造るという結果が出たといえますか、そういう報告がなされました。ですから、あの24年当時も白紙でした。今も白紙です。それでは、何がどう違うのだというのは、もう一言で言いますと、財政の見通しが立たないということです。財源の見通しが立ちません。あの28年度の頃は、当時は、令和2年度までに工事に着工すれば、先ほど来から言いますように、

有利な事業債を活用できて、地方交付税が当時は約8億円受けられるという条件があったからこそ、新庁舎を造ろうというふうになったと私は理解しております。

ところが、今この時点の白紙化というのは、何も見通しがありません。議員がおっしゃいましたように、10億円近いものを無駄にした、なくなりました。それで、昨日も前田議員が、毎年1億円ずつ市有施設整備基金を積み立てていくのですかと質問されました。財政課長が答えられるはずがありません。決算状況を見て、今後のことは、その状況を見て考えていきたい、検討していきたいということを答弁しました。そしてまた、市長は、現実問題として庁舎建て替えの是非を含め、新たな計画づくりは難しくなっていくことが予想されますと、昨日御答弁されました。それは何かといいますと、財源の見通しが立たないからであり、毎年1億円を目指してこれまで積み立ててきたものが、庁舎の安全性を保つために診断、補強計画、実施計画、そして工事計画をするとしたときに、その財源はどこから充当するのですかということです。庁舎のこれまで積み立てた基金等を活用しない場合は、私はないと思っています。そうしたときに、今の18億円が毎年積み立てて増えるということの保証は、私はないというふうに思っています。そういうことが行政マンとして見えていの中で、本当に今回の結果というのは残念ではありません。

それから、もう一点は、私は、住民投票が終わりました後に、10日後ぐらいたってからでしたけれども、地方交付税の関係でお世話になりました県の市町村課、そして、建築確認許可を出していただきます建築課のほうに、これまでのお礼と、それから、今後のことについて、職員7名と訪問いたしました。その中で、建築確認が100%近い形で承認間違いなしということまで来ておりましたあの建築確認を、10センチ

のファイル3冊以上だったと思いますけれども、それを持ち帰らないといけないあの無念さというのは、議員の方々には絶対に分かっていたくないと私は思います。職員に本当に申し訳ない気持ちでいっぱいでありました。それぐらいの白紙化になるというのは、いろんな影響があるということ、どうか感じ取っていただきたい。そしてまた、私はこの庁舎問題が終わりましたら、いろんな重要案件がありますので、堆肥センター、一番の問題、清掃センター、そういったものを含めた、そして、ここの跡地利用、そういったまちづくりに早く取りかかりたい、もうそういう思いが非常に強かっただけに、残念、無念であります。今後の垂水のまちづくり、どうなるのだろうかと本当に真剣に心配をしています。そういうことが現時点における私の感じたこと、思いであります。

以上でございます。

**○池山節夫議員** 意見があるから、反対されるのは結構です。一般の市民の方が、やっぱりそこは危ないと思われるのは結構。反対されるのも結構。だけど、議決権を持った議員は、それなりに重いものを持っているという認識を持ってもらわないと、今副市長が言われたように、こんな厚いのをずっと作って、ずっと答弁して、結局持ち帰らざるを得なかったと。その無念さは議員の皆様には分からないのではないかと言われますけど、半分くらいは分かりますよ、我々だって。それは大変だったろう。私は、この5年間ぐらいの庁舎に関する質問をずっと聞いていますから。それで、あれは駄目だ、これは駄目だ、ああだこうだという議論を聞いて、よく頑張ってきたなと思っているわけですよ。副市長も市長もみんな、皆さんですよ。それで、これがここへ来て白紙だ。ユーチューブ、本当に反対された方々を何回も何回もユーチューブで流してください。お願いしますよ。無駄になったのだから。

次に入りますけど、今の4番目と似たようなことになりますけど、実現可能な代案について、市長は、9月号市報の市長コラムに、読み上げますよ。「少なくとも現段階において最良な計画を白紙にし再スタートするためには、市議会の議決権を有し」だ。これが大事なんだ。議決権を有しているのだよと。「5月1日の直接請求で反対された方々の具体的で実現可能な代案をお伺いすることからスタートするべきと考えています」。こうしないと、先へ進めないわけですよ。当然でしょうね。反対だけしておいて、後は野となれ山となれ、俺たちに責任はないと。後は執行部が考えることだと。そんなことは一般市民なら許されますよ。議員には許されませんよ。この具体的な代案をどういうふうに聞いていくつもりか。市長。

**○市長（尾脇雅弥）** 記者会見から現在までも変わらないわけですが、庁舎問題を白紙化した後の問題として、まずは安全対策だということを申し上げます。同時に、新庁舎の是非も含めて、同時進行でやっぱり議論をしていく。その第一段として9月議会がありましたので、まだ直接請求の継続審議の結果も出ておりませんので、皆さんがどう判断をされるかと。一翼を担う私としては、白紙として次へ向かって進んでいきたいという考えでありますけども、議会の先生方がどう判断をされるかという問題もありますので、その辺も見ながら、しっかりと多くの皆さんの意見を聞きながら、私のところにも特に賛成の皆さんから非常に残念だと、結構いろいろ住民説明会とか車座座談会、よく詳細を理解して聞いておられましたので、そういう意味で、どうなるのだろうという共通のものがあります。

先ほど言われました反対された方々も、それぞれの立場での物差しですから、すごく考えて反対された方もいらっしゃるかもしれませんが、ただこの方が言うから反対というのもあったか

もしもありませんので、それはそれとして結果ですけれども、ただ、今後に関しては、繰り返しくなりすけれども、まずは皆さんの、今は議会の中で議員の先生方の御意見を聞きながら、いろんなお問合せ等も住民の方々とお会いする中でもありますし、また、組織としてどういうものをつくっていくのが一番いいのかというのは、議会終了後にしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

**○池山節夫議員** さっき副市長が言われましたように、私も庁舎があそこにあることによって、ここの土地が空いてくる。ここをどんなふうに行政が考えられるのか。私のそんなによくない頭でも、ここをどんなふうにしたら、あそこここと、それで道の駅、どんなふうにちょっと町が展開していくのだろうか、そのぐらいの想像はつきますよ。議員はそのぐらいの想像をかきながら賛成・反対をしなければいけない。それは当然ですよ。

昨日、森議員でしたか、Wi-Fiをポイントポイントで整備しろという質問をされている。新庁舎ができると、そこにはWi-Fiは整備されることになっていましたよね、企画政策課長。一応答えて。

**○企画政策課長（二川隆志）** 確定というわけではございませんけれども、1階の市民フロアというところには、人、市民の方々が集うというところがございますので、Wi-Fiスポットというところは、こちらは当初より検討しておりました。

**○池山節夫議員** だから、新しい庁舎ができれば、1階のあそこは市民が寄れるような場所になっていたわけですよ。そこにWi-Fiがあれば、昨日から学校教育課に質問がありますように、そこで子供は、小・中学生がWi-Fiを使えたのだと。そして、何年か後に、ここにまた地方創生の資金を森山先生にお願いして、そういうので活用して、ここにそういうもの、

どんなものができるか分かりませんよ。ここがまたそういうものになれば、ここにもそういうWi-Fiの拠点を造って、小・中学生が集まれる、高校生も集まれるようなものができたはずなの。そういうことをこれからのまちづくりではと副市長言われましたけど、そういうことまで考えて、展開を考えて新庁舎だったわけですよ。

私も錦江湾横断道路、そして大隅横断道路、そういうものを議会で陳情しながら、行政と一緒にやってまちづくりができる、そうすると、垂水だんだんよくなるなと思っていただけですよ。以前あった湾岸道路の構想も、道の駅たるみずはまびらから元垂水へ救急車が入れない、消防車が入れない、そういうことを考えて荒崎まで湾岸道路を造る、そういう構想をもう一度県にお願いして、そういう構想を全部少しづつ実現していくと、垂水は真に大隅の玄関口の町として鹿屋に対抗できる町になる、そう思っていたわけですよ。それが、まず1段回目がポシャりましたよ。これからのまちづくりについて、市長。

**○市長（尾脇雅弥）** これからのまちづくりについてということでお答えいたします。

議員のお考えのとおり、この新庁舎建設計画が進んでいけば、完成の暁には、桜島を臨む日本一のロケーションの庁舎としての側面、あるいは、子供たちが集う場所としての側面もあったというふうに考えているところでございます。また同時に、庁舎の跡地ということの活用を生かしながら、錦江湾横断道路構想や中心市街地の町並みの再構築、さらには、町の機能の充実について新しい考えを取り入れて、市民生活の向上が図られるいいタイミングだったというふうに思っております。新庁舎建設は白紙ということになりますけれども、それ以外の構想等の実現に向けた取組は、市民の皆様並びに議員の皆様方の御協力と御支援をいただきながら、本

当に真剣にこれからマイナスからのスタートということで、しっかりやっていかなければいけないというふうに思います。

一方で、先日もKKBの放送でありましたけれども、世界一のマリオットホテル、2年後、垂水市に計画をされるということを放送されました。私自身も常日頃お話しています経済施策の6次産業化と観光振興にとっても大変メリットがある。大隅の玄関口として、あるいは、アジアの成長を睨んだ県全体の浮揚としても、非常に垂水市の果たす役割というのがいろいろまた増えてまいりますので、今回の庁舎の問題は庁舎の問題としてしっかりとこれから考えるとしたしまして、ほかに幾つもある課題を進めていくことが、今を生きる我々のために、あるいは将来の子供たちのためにしっかりと、立ち止まっているわけにはいきませんから、これからどうするかということ、全てを決めていく議会の場で真剣に議論をしながら、前に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○池山節夫議員** 頑張ってくださいませ。我々も協力できるところは一生懸命協力しますが、できることなら、継続審議になっている総務文教委員会のやつを可決していただきたいのだ、私は。この質問については、副市長の無念という言葉が胸にしみながら終わりたいと思います。

学校教育について。

新型コロナで自主欠席、自主休校というのがあると聞いていますけど、この点について、垂水の現状をお聞きいたします。

**○学校教育課長（今井 誠）** 自主欠席につきましてお答えいたします。

全国での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、県内におきましても各地で感染者が連日のように確認され、その中には児童生徒等への感染も報道されております。

このような状況におきまして、全国各地で保護者から感染が不安で学校を休ませたいという相談が寄せられ、実際に保護者の希望で学校を休ませている事例もございます。

そこで、本市では、このような相談が寄せられた場合は、国からの方針を参考に作成した垂水市学校臨時休業等対応ガイドライン等に基づき、学校と教育委員会が連携しながら対応することとしております。

具体的には、感染防止の観点から登校させることが心配な場合は、まず保護者から学校に相談をしていただくこととなります。そして、学校は保護者から欠席させたい事情をよく聞き取り、学校で講じる感染症対策や学校運営の方針について丁寧に説明をした上で、理解を得るよう努めることとしていただいております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がいまだに解明されていない点も多く、ワクチンや特効薬が開発されていない現状や地域の感染状況等を考慮して、児童生徒に不利益が生じないように、欠席ではなく出席停止での対応も可能としているところでございます。あわせて、その場合には、保護者と連携し、家庭学習の支援等を行うこととしております。

なお、本市では、保護者から感染が不安で学校を休ませたいという電話等での相談が、年度当初には数件寄せられたところですが、実際に不安で休ませた事例は、現在のところございません。

以上でございます。

**○池山節夫議員** 親がそう思ってもしょうがないし、子供さんがそう思われてもしょうがないというところもあるのでしょうか、欠席をして自宅で学校のカリキュラムみたいなのを親がずっと教えて、それで、1学期間行かなかった。それで出席した場合に、私が聞いたところでは、何というのかな、通信簿の評価はつけられないと聞いたのですが、その辺については、

答えられる範囲でちょっといいですか。

○学校教育課長（今井 誠） 通知表の評価等につきましての議員からの御質問でございますが、基本的には、学校教育は、教師と児童生徒の対面による教育活動によって成立している部分がございます。

ただし、評価につきましては、実際授業の活動の場で評価できるものと、あと成果物。生徒が実際こういう学習しましたと、その内容等を教師が見とって評価する部分。また教師は、できるだけ評価するものはないかというふうに考えます。そして、評価の観点というはございますが、それをもって、いろいろな活動を通して、成果物や提出したもの、そしてまた、やはり中学校になりますと、テストということも大きくなってまいります。自分で学習する中で、テストを受けたその結果をとという形で評価することも可能であるというふうに考えております。以上でございます。

○池山節夫議員 最後になりますけど、この登校選択制導入ということ、これから先はGIGAスクールもありますけど、一人1台タブレットを持ったりすると、これからは特にこういう方向に進んでいくのではないかなとは思いますが、この見通しというかな。そういうものについて。

○学校教育課長（今井 誠） 登校選択制導入につきましてお答えいたします。

森議員の答弁でも申し上げましたが、今後、GIGAスクール構想に基づく一人1台のタブレット端末等の整備が進み、家庭に持ち帰って家庭学習でも活用する場面が増えてくるものと考えております。

また、臨時休業等が行われた場合には、持ち帰ったタブレット端末を利用したオンライン授業等の実施も可能となるところです。

そこで、議員御指摘のように、感染の不安から子供を学校に登校させるのではなく、自宅で

オンライン学習等により授業を受けることを保護者が希望することも、今後想定されることです。特に新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、非常時の対応として、授業をライブ配信することで、いわゆる登校選択制が必要になることも想定しております。

しかしながら、オンライン授業は、学校における対面授業を完全に補完できるものではないです。例えば、授業支援システムを活用した話し合い活動だけでなく、実際に対面で実物を動かしながら学習をしていく授業や作品づくり、音楽での合唱や楽器演奏、チームスポーツ等の運動、各種学校行事など、学校で直接体験する教育活動こそ、人間形成の核となる重要な場でございます。

また、評価につきましても、オンライン授業だけでは全ての教育活動を評価できず、子供が実際に学ぶ姿や表現したこと等を基に総合的に評価すべきであると考えます。

このようなことから、基本的には、学校での対面による授業や直接体験する教育活動等が重要であると考えるところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 大体そういうことでしょうか、教育長、せっかくですから、こういう方向に流れていくわけですよ。一人1台タブレットを持って、こういうテレワークというかね。これから先のまた教育行政、大変だと思いますけど、その辺について考えがあれば。思いがあれば。

○教育長（坂元裕人） 今、学校教育課長から答弁があったとおりでございますけれども、やはりオンライン授業というのは、あくまでも代替手段だと思っております。学校教育の役割を考えたときに、先ほど答弁にもありましたけれども、まずは対面による授業であったり、子供同士の相互の直接のコミュニケーション、あるいは体験、そういったもの等が大きな役割を果

たすものであって、決してオンライン授業で補完できるものではないと私も思っております。

以上でございます。

○池山節夫議員 終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時30分から再開いたします。

午後0時16分休憩

午後1時30分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 九州南部の梅雨明けは7月28日、平年より14日、昨年より4日遅く、この時期の降水量は、鹿屋市で平年の2.7倍の2,206ミリ、霧島市2,030ミリ、伊佐市1,830ミリ、鹿児島市1,525ミリ、種子島1,334ミリと、平年の2倍近くに達していて、いかに雨量が多かったのか分かります。その後は太平洋高気圧に覆われ、晴れの日が1か月近く続き、農業の皆さんも雨が降らず苦労されたのではないのでしょうか。全国的に高温状態が続き、最高気温も更新。肝付町でも鹿児島市のこれまでの最高気温が記録されました。その後、台風が相次いで発生。8号、9号、そして、先日の10号と立て続けに接近。災害も心配されたところでありました。梅雨明けからの被害の報告がありました。再度梅雨から現在までの災害の状況をお知らせください。

農林行政について。

農地中間管理事業は、県地域振興公社内の農地中間管理機構を農地の中間受皿として、経営規模の拡大、農地の集団化、新規参入の促進など、農業の生産性の向上を図ることを目的として、平成26年度から事業が始まりました。貸借りによって事業が進められるので、協力金も交

付されます。当初の事業からは協力金等で大きく変わってきている現在であります。垂水市でもそれぞれの協力金が交付されているようであります。高齢化、後継者不足で、これからの農業も大変な状況になってきております。この事業等をもっと活用して、垂水の農業を進めていただきたいと思います。現在のこの事業の取組状況をお知らせください。

新庁舎建設について。

多くの同僚議員が昨日から質問し、執行部も真摯に答弁されていると私は思います。市長は、住民投票の結果を尊重し、白紙にすると決断されました。今後については、現庁舎の安全対策を優先しながら、新たな庁舎建設に対して、我々議員の意見や、特に反対された方々の意見も伺いながら検討していくということだったと考えます。これまでの新庁舎建設計画には、多くの方々が関わり進んできたと思います。特に外部検討委員会や設計委託会社の皆様は、計画づくりや設計に携わっているわけで、我々以上に残念に思っておられるのではないのでしょうか。新庁舎建設計画が白紙となったことを受け、残務整理や関係機関等との対応についてお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○土木課長（東 弘幸） 災害の状況につきましてお答えいたします。先日の梅木議員御質問の答弁と重複いたしますが、御了承いただきますようお願いいたします。

7月6日の梅雨前線に伴う豪雨は、高峠の雨量観測所において、午前4時から5時までの1時間で89ミリの雨量を観測しております。

今回の災害につきましては、市内各所におきまして被害が発生いたしました。御存じのとおり、特に柘原から新城にかけ山腹が崩壊し、市道が土砂で埋まったことで通行止めとなった路線が多くございました。

道路の土砂除去につきましては、依頼いたし

ました建設業の皆様には早急な対応をしていただきましたが、安全対策としまして、大型土のうを併せて設置しております。

また、新城地区では、旧鉄道跡の市道垂水南3号線沿いの山腹で表層崩壊と思われる土砂災害が発生いたしました。幸い人的被害はなかったものの、住家に隣接する小屋が2棟全壊となったところでございます。

土木課といたしましては、道路の土砂を緊急に排除するとともに、安全対策としまして土砂止めの防護柵を設置いたしました。山腹崩壊の対策は、大隅地域振興局農林水産部が行います災害関連緊急治山事業での復旧が決定しております。

今後の土木課の対応でございますが、9月14日から実施されます災害査定におきまして、道路7件、河川2件を災害復旧事業で申請いたしますが、内訳は、道路災害が元垂水原田線・高峠線・浜平大都線・中俣市木線の4路線、河川災害が追神川・塩入川の2河川としているところでございます。災害査定後は、早期復旧に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 災害状況につきましてお答えいたします。

気象庁は、令和2年7月豪雨について、全国の降水量と1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨の回数が、共に旬別で過去最多を更新したと発表しております。令和2年7月豪雨により土壌雨量が飽和状態となり、急斜面やのり面が崩壊し、また土砂の流出により道路の側溝や暗渠が閉塞したことにより、あふれた土砂が農地へと流れ込むなどの埋塞被害が発生いたしました。直ちに土砂や流木を除去し、道路の開放や農業用水を通水する必要性がありましたことから、市内業者に委託し、応急的な復旧を行ったところでございます。

その中で、国の農業用施設災害復旧事業で申

請を計画している主な箇所は是井川などで、市内全域で農道の路肩決壊など道路災害8か所、用排水路の護岸決壊、土砂埋塞などの水路災害11か所の計19か所となっております。

また、農地災害は、山腹が壊れ、水田や畑に多くの流木や土砂が流入、堆積するなどの被害が発生しており、主な箇所は、高城的場地区の水田、新城宮脇地区の畑などで、市内全域の農地復旧申請受付を行った結果、80件、水田と畑を合わせ134筆、約14ヘクタールの申請がございました。国の農地災害復旧事業での工事要件が40万円以上となっており、現在の予定では65筆程度の申請となる見込みでございます。

なお、40万円未満の工事につきましても、市の単独災害復旧事業として行う予定でございます。

林業用施設では、林道の路肩決壊やのり面崩壊など、二川線・牛根麓線・白山線など3路線で6件の被害が発生しており、市の林業用施設災害復旧事業での申請は3件でございますが、白山線の高塚側の路肩決壊の災害3か所につきましては、市と営林署との併用区間となっていることから、協定により営林署に復旧をしていただくようお願いしております。

そのほか、山腹の崩壊につきましては、市内市木から新城にかけて発生しており、県営治山事業での対応ができるよう鹿児島県へ要望しておりますが、昨年度まで要望した工事未着手の箇所が40余りあるにもかかわらず、新たに30か所の被害が発生しており、工事着手まで応急的な対応をよく検討をしなければならない状況でございます。

その他、トラクターや園芸用ハウス等、損壊も発生しておりますので、営農再開に向け、国の農業機械等、農業ハウスの再建・修繕事業に今後上乘せ助成を行うなど、営農再開のため支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、農地中間管理事業の現在の状況についてお答えいたします。

平成26年3月に農地中間管理事業の推進に関する法律が施行され、平成26年度から10年間で農地の大部分を担い手に集積・集約化することを目標とする農地中間管理事業の取組が始まり、5年余りが経過しております。農地中間管理事業法に基づき、経営規模の拡大、農地の集団化、新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上を図ることを目的とし、県地域振興公社内の県農地中間管理機構を農地の中間受皿として、本市の農地中間管理事業推進委員を中心に、農業委員会と連携しながら推進を図っているところでございます。

本市における本事業による直近3年間の貸借面積の推移については、平成29年度34.7ヘクタール、平成30年度13.4ヘクタール、令和元年度7.4ヘクタールでございます。

また、令和2年度につきましては、8月末現在で8.4ヘクタールとなっております。

現在、水之上宮前地区において、本事業の推進に伴う機構関連農地整備事業で、農地の基盤整備が実施できないか検討中でございます。地元耕作者を中心とした有志の方々と検討会を開催し、協議会設立に向けた協議を行っているところでございます。

今後も大隅地域振興局農村整備課や県土改連等関係機関からの情報収集を図り、計画が前進するよう、また担い手へのさらなる農地集積・集約化を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（二川隆志）** 新庁舎建設計画の残務整理や関係機関等への対応についてお答えさせていただきます。

これまで約1年半余り、基本設計、実施設計を担当しました宇住庵設計・NK Sアーキテク

ツ・大隅家守舎設計業務共同企業体でございますが、8月11日、テレビ会議を行いまして、これまでの経緯や結果報告、今後の方針について協議をさせていただきました。

なお、設計事業者の皆様は、計画が白紙になったことに相当衝撃を受けた様子でございます。

外部検討委員会につきましては、平成29年度の設置から、これまで合計12回の会合に御出席いただき、数々の御協議の中で意見書などの取りまとめなど、大変な御尽力をいただいたところでございます。

今回の投票後、取り急ぎ住民投票の結果と今後の委員会運営について、文書にて通知を行ったところでございます。

また、鹿児島県の関係先については、地方債関係担当の市町村課、開発行為申請の協議先である建築課、周辺の公共施設管理者の大隅振興局に、経過の報告と今後について御相談を行ってまいったところでございます。

この場をお借りしてですが、これまで垂水市の新庁舎建設事業に携わっていただきました多くの皆様方に感謝を申し上げたいと存じます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 梅雨から現在までの災害の状況を報告いただきました。これは最初の本会議で市長のほうからも説明がありましたけれども、今回の一般質問で再度お願いしたところでしたけれども、先日の梅木議員を中心にこの件については質問されて、了解を取りました。土木にいたしましては大した被害はなかったようですが、道路災害が7件でしたかね。河川災害が2件でしたかね。そういうことで、ちょっと少なくはなっていますけれども、これも場所によっては、今度災害の査定を受けて仕事を進めるということですので、早急な災害復旧によろしく願いいたしたいと思っております。

また、農林のほうにいたしましても、道路災害が8件、水路災害が11件で19件ですね。その後、農地災害が結構あったようですけども、これも国の査定を受けて進むものと考えています。特に農地災害の件数が多いようですので、今説明がありましたように、査定を受けながら、40万円以下のところは市の単独事業での補助でやるということのようですので、やっぱり農業の復旧のためにも、今後の農業のためにも、急いで仕事を進めていってほしいということを要望いたします。

今度の補正の中で、小浜大浜線が計上されております。これは6月議会の大雨のときにもお願いした箇所もあるようですけれども、この内容をお知らせいただきたいと思います。

**○土木課長（東 弘幸）** 小浜大浜線の工事内容につきましてお答えいたします。

まず、6月議会におきまして川畑議員より、5月15日から16日にかけての大雨で、施工中の治山工事箇所から下流域の市道に土砂が流出したことによる集落道の整備につきましての御質問を受け、当日の状況や対応、また、振興会長より集水ます設置の要望があり、今後設置の検討を行うとの答弁いたしましたところでございます。

御質問の小浜大浜線の工事内容でございますが、以前より脇登振興会から市道の排水対策と鶴田川河口部の洗掘対策の要望をいただいておりますが、先ほどの集水ます設置箇所も同じく小浜大浜線でございますので、併せて整備を行う予定でございます。

さらに、迫田地区におきましても、以前、小浜大浜線の側溝改修工事を実施いたしました際、農道の排水をビニールパイプで市道の側溝に接続いたしました。土砂や落ち葉などにより詰まりが発生し、水があふれることがございましたことから、この部分の改修も小浜大浜線の排水対策といたしまして行うこととしているとこ

ろでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** ありがとうございます。小浜大浜線が今度計上されているとのことですね、お願いした部分が入っているということで、大変嬉しく思います。地域の振興会長さんも要望をされている箇所でしたので、これも早急に工事に着工して、きれいにしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、是井川の復旧なんですけれども、ここも河川の両方がやられているわけですけども、一方は通れるのですけれども、一方が通行止めになっているということで、これはもう地域の方々からも結構要望があるのではないかと思いますけれども、これも打合せの中で、査定を受けてからというようなことでしたけれども、これについて説明をお願いしたいと思っております。

**○農林課長（森 秀和）** 是井川の復旧のめどにつきましてお答えいたします。

今回の豪雨による災害につきましては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害について、激甚災害として指定され、併せて、当該災害に対する適用措置を指定する政令が8月25日閣議決定され、8月28日より施行されております。

農業用施設災害復旧につきましては、基準補助率が65%でございますが、激甚災害指定に伴い補助率がかさ上げされ、本市の負担が軽減されることとなりますが、過去5年間の平均補助率は98.4%となっております。

今回の梅雨前線豪雨による農業用施設災害復旧事業への申請は、是井川においては、堤防上の農道路肩決壊などの道路災害4件、護岸決壊などの水路災害3件を予定しております。

まず、河川堤防上の農道は、生活道である場所や、川の上流へ通ずる一本道であったりする

ことにより、生活・耕作のため通行止めができなく、大型土のうで堤防を補強したり、仮設道路を設置したりして対応をしている状況でございます。

また、河川上流に土砂が堆積し、寄り洲ができていた間もありましたので、土砂を除去し、これ以上の災害が起こらないように対策を講じました。

そして、国の農業用施設災害復旧事業につきましては、現在、災害査定準備を進めており、あくまでも予定ではありますが、10月までに査定を受け、11月までには工事発注ができるよう、早期完成に努めたいと考えております。

是井川は、護岸の老朽化が進み、ここ数年、大雨のときに吸い出し被害が多くなっており、地元からも改良工事の強い要望もございます。今後測量調査を実施し、その結果を基にした改良計画を作成したいと考えております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 是井川の復旧なのですが、丁寧に説明いただきました。是井川は、中俣の脇田と瀬角の間にある河川なのですが、いつもここは川幅が狭いので問題になって、災害が起こったりするところで、前の議員の川尻議員もこれについて、いつも皆さんのほうにお願いがいろいろされてきたところだと思います。

今話を聞きますと、今年度中に河川の改良の測量調査をするということですので、これも早急に改良しながら、今壊れている部分の工事を着工していただきたいと。3回したいのですが、こういうことでお願いしていきますので、よろしくお願いします。これで終わります。

それから、農林行政についてですが、中間管理事業の現状についてでしたけれども、26年度から始まって続けているわけですが、最初はなかなかこれが進まずに心配していましたが、今、農林課内にも担当の職員がい

て、ここ数年、前向きに進んで、大変いいなと思っています。いろんなこれも制約がありますけれども、協力金ももらえたり、最初は大変貸借りの中で、1反歩貸せば幾らということで、結構お金をもらえる時期があったのですけれども、今はそれが廃止ではないけど、本当、少数になったということで、これからもうこれが廃止になるような話も聞きますので、その反面、別な事業を持ち込めば、有利な事業ですので、これも前向きに進めていただきたいと思います。

これと関連して、この事業の中で、恐らく整備事業、農地造成ができるという事業もあるわけですね。今課長のほうから水之上地区の圃場整備についての一部説明がありましたけど、今これに取り組んでいて、まだ地域の協議会というのですか。それも立ち上がっていないということですので、もう立ち上がろうとしているところですので、早く協議会を立ち上げて、どうするかをみんなで協議しないと、ただ声だけで終わってしまう可能性も多いのですよね。担当の方もいらっしゃいますので、恐らく圃場整備については、必ずここをやり遂げるということでなければいけないと思います。ここは、本城地区は、垂水の、農地の主力の地域でもあります。地権者のほうから水の取り入れが悪いとか、いろいろ言われて、ここを圃場整備をしたほうがいいのかという話も今までずっとありましたので、この事業を取り入れて、皆の同意を得られれば、お金の持ち出しもないというような事業ですので、課長、前向きに取り組んでいただきたいと思います。もうあそこはどうか、ここはどうかというのではなくて、ここをなるべくやり遂げるといって、課長も責任者として頑張りたいということ、これはもうお願いするしかないと思います。面積的にも、今のここをしようというところの面積が17.5ヘクタール、26筆、地権者が170名

と結構多いですけども、一生懸命頑張って、ぜひこれを工事着工まで持って行っていただきたいということをお願いしていきます。

終わります。

次に、新庁舎建設なのですけれども、もう昨日から今日までいろいろ議員の皆さんが質問されたりして、執行部としても丁寧に説明をされていて、これからまた前向きに別なほうで進んでいかなければならないかと私も思いますけれども。市長のお話では、これをノーサイドとしてまた進めるということで、垂水市が未来に向かって進み、子供や孫の世代のため、責任ある立場として、次のまちづくりのスタートにしたいと言っているらしいようです。

今までの計画は、多くの方々が計画づくりに関係し、安全性も財政上も問題はないということであったから、今までも問題はない計画だったと私も思っております。あそこにもしもできたとすれば、皆さん、考えてみてください。景観的には、左手には薩摩富士と言われる開聞岳、そして、目の前には錦江湾、そして、北側には大河ドラマでも一部放映されました江之島、そして、鹿児島島のシンボルである桜島があります。景観豊かな立派なここは、僕はもう一番いいところだと思って賛成して進めてきた一人でしたけれども、今度の住民投票の結果、結果が出ましたので、これはそれとして受け止めますけれども、私は誠に残念であります。

これからの計画づくりは、いろいろと問題があると思いますけれども、市長が言うとおり、これからの計画づくりには、反対された方々の考え、特に具体的で実現可能な代案は必要だと、強く私も思っているところです。実現可能な計画なのか、みんなで確認できる機会をつくってほしいと私は思います。我々議会としても、真剣に考えなければいけないかと考えております。

それで、最後に、市長の今後について、いろいろ池山議員などお聞きいたしましたけど、再

度市長の今後についてをお願いしたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 最後に市長の総括をということでございますので、お答えいたします。

住民投票直後の議会ということもありまして、多くの議員の皆様から新庁舎建設に対する考え方、また御意見や御要望をいただき、今後の新庁舎建設計画をどう進めていくのかに対して、参考になったと考えております。特に現庁舎の耐震化については、当初私が申し上げておりましたとおり、市民の皆様や職員の安心安全の確保を優先して検討していかなければならないと考えております。

新たな建設計画づくりに対しては、ゼロから検討を始めることとなりますが、特にコスト面の課題、また、この問題をクリアするために規模や機能の見直し、低下といったものが予想されるために、市民の皆様や議員の皆様から具体的な提案をいただきながら検討していく、そういった体制をつくっていくという方向性が見いだせたと考えております。

いずれにせよ、新庁舎建設は白紙となりましたことから、これまで以上に慎重にかつ丁寧に進めなければならなくなりました。まずは、現庁舎の安全対策を最優先に考えてまいります。

繰り返しになりますけれども、先ほどお話いただいたように、これからの子供や孫の世代のために、次のまちづくりのために、お互い責任ある立場として限らない御協力をお願いしたいと思っております。

今回の住民投票の結果を受けて、お話をしたとおりノーサイドということになりますので、過去に関しては、今、今議会でもいろいろありましたから、これからどうしていくのかということ、それぞれの立場で建設的な意見を提案していただいて、さらに、その上で決定していただいたことに関しては、みんなで進めていくということが大事だと思いますので、それぞれ

に立場は違えども、垂水市の発展ということの一翼を担っている我々でありますので、皆さんの知恵を結集して、垂水の未来のためにしっかりとこれから頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。今日も4名の方が、私まで質問したわけですが、午前中、北方議員が発言されました。みんな一緒になっていい方向に行こうというようなお話だったわけですね。（「はい」の声あり）ですから、もう足を引っ張ることなく、前向きに、いいことはよくして、前の足を引っ張るのではなくて、前向きに、議員もですよ。そういうことでないと、あいつのがこうだったということは、ちょっと足を引っ張るようなことに、また問題を起こすから。やっぱりいい気持ちで、みんなで気持ちを一つにしながらやっていかないと、私は絶対これは先に進まないと思いますよ。あれだけ頑張ってきれいにして、みんな了解を取ったのに、こういう状況だったから。それを肝に銘じて、議員は議員の立場として、私は垂水の議員だぞという気持ちで頑張っ  
て我々行きますので、執行部もそういうつもりでよろしくお願いします。市長、ありがとうございました。頑張ってください。

○議長（篠原静則） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明10日から9月17日まで  
は、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会  
します。

午後2時06分散会

令和 2 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 2 年 9 月 1 8 日



本会議第4号(9月18日)(金曜)

出席議員 13名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男		

欠席議員 1名

14番 川畑 三郎

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会議務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年9月18日午前10時00分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率及び令和元年度資金不足比率に関する報告、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和元年度垂水市教育委員会の事務の点検及び評価の報告書の提出がありましたので、お目通し願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△報告（令和元年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告について）

○議長（篠原静則） 日程第2、報告を行います。

令和元年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告について、報告を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。令和元年度垂水市一般会計継続費精算報告書につきまして、御報告申し上げます。

垂水市新庁舎建設工事基本実施設計業務委託につきまして、平成30年度から令和元年度の2年間の継続費として設定しておりましたが、令和2年3月30日付で事業完了しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を御報告申し上げるものでございます。

なお、財源につきましては、地方債及び市有施設整備基金繰入金を充当しております。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、日程第2、令和元年度垂水市一般会計継続費精算報告書の報告についての報告を終わります。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告されるものですので、御承知おきお願いいたします。

△議案第45号・議案第48号～議案第51号、議案第53号～議案第59号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第3、議案第45号及び日程第4、議案第48号から日程第7、議案第51号までの議案並びに日程第8、議案第53号から日程第14、議案第59号までの議案12件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第45号 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第48号 垂水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 案

議案第49号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第50号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案

議案第51号 垂水市印鑑条例の一部を改正する条例 案

議案第53号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第8号） 案

議案第54号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第55号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第56号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第57号 令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第58号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 案

議案第59号 令和2年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号) 案

○議長(篠原静則) ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長(梅木 勇) おはようございます。去る8月28日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、9月10日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第53号令和2年度垂水市一般会計補正予算(第8号)案中の福祉課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

次に、保健課の所管費目について説明があり、たるみず元気プロジェクト健康チェックの中止に伴う自動車借上料の減額分について、高齢者の方々の癒やしといった事業への流用は考えられないのかとの質問に対し、高齢者の方々向けに市報等で運動の仕方などを掲載しており、そういう教室の中で閉じ籠もり予防等に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、火葬場業務における技術の継承、後継者育成、手当の充実や民間委託の方向性について質疑・要望があり、現在、手当に関する各市の状況を調査中で、後継者育成も含めて今後、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、農林課の所管費目については、農業用水源確保対策事業で、掘って水が出なかった場合も補助するよう要望があったほか、里山林等保全管理促進事業の具体的内容について質問があり、当事業は、県民税を財源とした事業メニューの一つで、振興会などの地元による地域ぐ

るみの環境保全活動に対する補助事業である。市木地区での実施を考えており、地域と連携を密にして実施したいとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、議案以外の質問として、道の駅たるみずの指定管理者公募で、応募がない原因や今後の方向性について質問があり、新型コロナウイルスの影響による来館者並びに売上げの減少などが原因ではないかと思われる。今後、10月の選定委員会に向けて、応募要件を満たす事業所へ再度お願いし、応募がなかった場合は、市直営ということも視野に入れておかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目については、市営住宅の修繕の在り方として、計画や体制の見直しはできないかとの質問に対し、今後は、計画的に修繕できるよう課内で協議していきたい。体制についても技術のある建築係と連携し、しっかりと対応していきたいとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第2号)案について説明があり、介護予防のインストラクターを養成していく方向性・考えは持っていないのかとの質問に対し、振興会単位などの小さなコミュニティーを作って、地域の人たちが外出する通いの場づくりを最終的な目的としている。本年1月にはんとけん体操教室が始まったことをきっかけとして、地区公民館などの大きなところでの実施により、自主講座をできるような指導者を育て、細かい地域まで広げていきたいとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和2年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算(第1号)案について説明があり、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について説明があり、修繕料の詳細はとの質問に対し、漁業集落排水処理施設の開所当時から使用している操作盤の寿命により、遠方監視・通報システムが故障しており、作動状況や警報の有無が現地でないとできない状況のため、修繕しようとするものであるとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について説明があり、現在の滞納額や不納欠損はどうなっているのかとの質問に対し、滞納額は2万4,173円で全体の徴収率は99.45%、不納欠損はなかったとの答弁がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第59号令和2年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について説明があり、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教副委員長、持留良一議員。

[総務文教副委員長持留良一議員登壇]

○総務文教副委員長（持留良一） おはようございます。

それでは、総務文教委員会の審査結果報告を行っていききたいと思います。去る8月28日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、9月11日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第48号垂水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、条例の中で引用してい

る法律名の改正に対して、他の条例へ影響はないのかとの質問があり、この改正に伴う他の条例への影響は、印鑑条例の一部を改正する条例案にあるとの回答がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案どおり可決されました。

次に、議案第49号垂水市税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の徴収猶予や軽減措置等に対し、生活・暮らし・営業に関わる問題であることから、猶予等の権利が実行できるように市民に対して情報提供、周知徹底を図っていただきたいとの意見がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案どおり可決されました。

次に、議案第50号垂水市手数料条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、通知カードが廃止され、再発行手数料の徴収がなくなったことに対して、通知カードが廃止されたが、マイナンバーカードの発行率はとの質問があり、本市の発行率は約15%であり、全国平均よりも若干低いとの回答がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案どおり可決されました。

次に、議案第51号垂水市印鑑条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、印鑑の登録を受け付けることができないとしていた成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めることに対して、成年後見人がついている方、全てを対象にしているのかとの質問があり、成年被後見人は、全てにおいて判断能力がないというわけではない。登録窓口において後見人が同行し、成年被後見人に意思能力があると判断された場合には登録ができるとの回答がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案どおり可決されました。

次に、議案第53号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案について申し上げます。

審査の過程において、議会事務局の所管費目では、特段質疑はなく、次の総務課の所管費目では、職員を対象とした業務量調査の委託料について、調査結果をどのように活用していくのかとの質問に対し、業務量調査の結果を、今後の人事配置や組織改編等の基礎資料に活用したいとの回答がありました。

また、国勢調査における予算においては、地方交付税を積算する上で重要な中身を持った調査であるが、調査員の意思統一はなされているのかとの質問に対し、調査員及び指導員等へは、1回につき2時間半から3時間程度の説明会を十数回にわたり行っている。説明会により調査員等の理解も深まり、厳格な調査ができるのではないかと。調査は地方交付税の算定に活用される重要な調査であり、市としては遺漏のないような形で実施したいとの回答がありました。

次に、企画政策課の所管費目では、地域公共交通活性化協議会負担金を増額した理由についての質問があり、増額の理由は、乗合タクシーを利用する方々の聴き取り調査による便数の増加である。それぞれのニーズに合った形で便数の設定ができたと考えている。今回、増便をすることによって、それぞれの利用者数に増減があるので今後、検証していきたいとの回答がありました。

また、子育て世帯の定住促進を図るための子育て世帯住宅取得費助成事業補助金については、当初予算で何件を見込んでいたのか。また、増加件数の見込みはどの質問に対し、当初は20件ほど想定しており、現在18件の申請がある。見込みについては今後、申請される可能性がある件数が5件、既に情報を得ている件数が5件、合わせて10件であるとの回答がありました。

次に、市民課の所管費目では、特段質疑はなく、次の財政課の所管費目では、堆肥センター

に配置されている特殊車両の修繕費について、修繕の原因は車両の管理によるものなのか、経年劣化によるものなのかとの質問に対し、購入から19年経過し、耐用年数を過ぎている。毎年度、修繕を行っている状態にあるとの回答がありました。

次に、教育総務課の所管費目では、柘原・協和小学校の電気設備修繕に係る予算において、G I G Aスクール構想で活用するタブレット等の充電に対応した電源の容量は確保されるのかとの質問に対し、一度に電力の供給が集中しないように、自動で順番に充電を行う電源キャビネットの設置を予定しているとの回答がありました。

また、小学校の焼却炉の撤去等に要する費用の予算では、焼却炉はどのくらい残っているのかとの質問に対し、垂水・新城・水之上・柘原・松ヶ崎小学校の5校であり、令和2年度で垂水・新城、令和3年度に水之上・柘原・松ヶ崎の整備を考えているとの回答がありました。

次に、学校教育課の所管費目では、G I G Aスクールのタブレット端末の導入経費について、導入後のタブレット端末の更新をどのように考えているのかとの質問があり、国がはっきりした方向性を示しておらず、今後の不安は十分ある。地方自治体だけに全てを任す、何より保護者に任せることはできないため、国への要望等をしっかり行っていきたいとの回答がありました。

また、G I G Aスクール構想の今後の取組について、令和3年4月1日の開始に向けて、環境整備も含めて段階を進めていくという理解でよいのかとの質問に対し、機器類等については令和3年3月に間に合わせたい。9月に各学校の代表者からなる垂水市G I G Aスクール構想推進検討委員会を立ち上げ、事業実践事例の収集や研究を通して市内小・中学校での普及に努めたい。

また、鹿児島県総合教育センターと連絡を取

り合い、ICTに精通した講師の招聘を既に依頼している。今後、校内で先進事例等の研修会を開催していきたいとの回答がありました。そのほかタブレットの管理方法、アカウント管理やセキュリティー、プログラミング教育、個別に最適化された学びの実現、教職員の役割や働き方改革、身体に与える影響など多岐にわたり質疑がありました。

また、教育総務課、学校教育課所管のGIGAスクール構想の予算については、GIGAスクール構想の資料や情報が不足しており、十分に理解できないまま予算の審査を行うことに問題があるのではないかとといった意見も出されました。

次に、社会教育課の所管費目では、市民館耐震改修工事の予算の増額について、不足が生じた理由はとの質問に対して、人件費や資材の高騰、また大ホールの舞台装置等の撤去等を専門業者へ委託する必要が生じたことから、当初の積算額よりも工事請負費が増加したためであるとの回答がありました。

次に、地方債・歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、通常債の発行限度額はとの質問に対して、限度額は6億円に設定している。8号補正までの通常債の見込額は6億2,130万円で、設定額を若干上回っているところである。しかし、まだ借入れする段階であるため、減額になっていくと見ているとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、賛成多数で可決されました。

次に、議案第54号令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

審査の過程において、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました、

議案第45号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、現在の市役所の位置を新庁舎建設予定地に変更する条例の制定を求めるもので、第2回臨時会において継続審査となっておりましたが、8月に実施された新庁舎建設に伴う住民投票において、現計画に反対との結果が示されました。審査の過程において、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、賛成少数で否決されました。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の悪化に対し、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を国に求めていく必要があるとのことから、全国市議会議長会より意見案の採択を求められているものでありました。審査の過程において、異議はなく、意見書案を可決し、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（篠原静則）** ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（篠原静則）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** 本来であれば修正案を出し、自分の意見を堂々と述べて議会に諮りたいという思いがありましたけれど、残念ながら賛同者がなく、今回こういう立場で反対の討論を行いたいと思います。特に、教育費のGIGAス

クール構想、この問題を中心としながら反対の展開をしていきたいと思えます。

教育におけるICT教育及び活用の取組は、より効果的な学習や遠隔地、病児、特別支援教育などの学習環境整備などメリットがあるのは事実です。

また、オンライン授業など新型コロナウイルス感染症予防の関係からも、また今後の社会の在り方や未来社会を展望したときに重要であり、さらに教育現場の環境整備自体は、重要で検討していかなければならない課題であると捉えています。

では、議会・議員はどういう判断と条件で、議決という行為を取っていくことが求められているのでしょうか。それは、判断に必要な内容が明らかになっていることではないでしょうか。議会は、結果を出す以上に責任が伴います。その責任が果たせる状況にあるかということです。今回は、大きな財政を伴う事業でもあります。

そもそも、文科省の審議会は2016年、デジタル教科書について、地域ごとのインターネット環境などが異なることや電磁波障害など健康への不安があることから、全面的な導入を拙速に進めることは適当でないとして報告しています。ところが、2019年度、国の補正予算にGIGAスクール構想が盛り込まれました。教育現場から、なぜ急ぐのかとの懸念の声が上がったと聞いています。それは教育のICT化や、一人1台の端末が、子供たちと教育に及ぼす効果や影響について研究、検証が十分に行われないまま導入が急がれているからではないでしょうか。

また、スマホやタブレット、ネットの関わり方など、コンピューターやインターネットをはじめとする情報技術を活用する基礎的な知識や技能は、今の状況でも教えられるという声もあります。このようなITリテラシーは、今の状況でもできているというふうに思えます。

このような背景や状況の中で、本市でも一般

会計補正予算案にGIGAスクール構想の教育費は、約1億円近い予算が計上されました。この事業は、そもそもは国の総合経済対策として立ち上げられたものです。小・中学校の生徒に一人1台のタブレットの整備を行い、個別最適化された学びを推進していくものとして取り組まれることになっています。

そこで、3つの点で疑問点があります。

疑問の1点目は、教科の学習は、全てパソコンやタブレットを使って先端技術で個別最適化すればよいと言えるのでしょうか。子供たちの協働の学びを進め、人間的な触れ合いを通じて育む教育を阻害する懸念もあります。

また、人格の完成を目指す教育に直接責任を負う教職員の専門性は、どう保障されていくのか疑問です。豊かな学びを実現していくためには、教師の充実した指導や、そのための少人数学級などの条件の整備が必要ではないでしょうか。

疑問の2点目は、通信ネットワーク配備に関する経費や導入後の運用、保守、保証などのランニングコストや、有償ソフトウェアに関する経費など今後、地方の自治体に大きな負担をかけるとともに、将来的には保護者負担も想定されます。このような視点から、今後の安定した運用上の保障があるのかなど、不透明であるということです。さらに、総務省の通信白書では、ICT機器の増加、高機能化等による電力消費の増加に伴う地球温暖化への配慮も、必要と指摘されています。

疑問の3点目は、子供たちの学習ログを蓄積したビックデータを活用することは、民間教育産業や、巨大IT産業による教育や生活への介入・支配につながる危険性があるということです。さらに、ICT機器の活用を推進することによる子供の体や心の成長・発達への影響について、多くの専門家から問題があると指摘もされていると言われています。

このような疑問や質疑の中で未確定な部分も多く、今、判断するには課題が多いと思います。大事なものは、子供や教職員、保護者、地方自治体の実態を踏まえ、国の責任で一人一人の子供たちに行き届いた教育を保障するための条件整備が必要と考えます。そのためには、もっともっと議論が必要と考えることから、今回の補正予算には反対いたします。

以上です。

○議長（篠原静則） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案第45号を採決いたします。

本案の議決については、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。この場合は、議長も表決権がありますので、申し添えます。

ただいまの出席議員は、13名であります。その3分の2は、9名であります。議案第45号に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） ただいまの起立者は、5名であります。3分の2に達しておりません。

よって、議案第45号は、否決することに決定しました。

次に、議案第45号以外の議案11件についてお諮りいたします。

御異議がありますので、議案第53号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第53号は、起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第60号～議案第68号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第15、議案第60号から日程第23、議案第68号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第60号 令和元年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和元年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和元年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和元年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（篠原静則） お諮りいたします。

各決算については6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、各決算については6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、徳留邦治議員、池山節夫議員、北方貞明議員、堀内貴志議員、池田みすず議員、前田隆議員、以上6人を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△意見書案第7号上程

○議長（篠原静則） 次に、日程第24、意見書案第7号を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

---

意見書案第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

---

○議長（篠原静則） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。お諮りいたします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（篠原静則） 次に、日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（篠原静則） 次に、日程第26、各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△国道整備促進特別委員会及び桜島火山活動対策特別委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（篠原静則） 次に、日程第27、国道整備促進特別委員会及び桜島火山活動対策特別委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

国道整備促進特別委員長及び桜島火山活動対策特別委員長から、会議規則第103条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたします。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和2年第3回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

